議　　事　　日　　程

第８回定例会
Ｒ８．８．17　午後３時
狛江市防災センター３階会議室

１　付議案件

（１）　議案第 57 号
第４期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）実行プラン（令和８年度ローリング版）について（案）

（２）　議案第 58 号
令和９年度狛江市立学校使用特別支援学級用図書の採択について

（３）　議案第 59 号
狛江市ゆうゆう教室運営要綱の一部を改正する要綱

（４）　議案第 60 号
狛江市立図書館運営規則の一部を改正する規則

（５）　議案第 61 号
狛江市立図書館運営規則の一部改正に伴う関係要綱の整備に関する要綱

（６）　議案第 62 号
狛江市立中央図書館における自転車等の撤去に関する要綱

２　報告案件

－議会報告－

な　　し

－行政報告－

（１）　狛江市副市長の退任について

－事務報告－

（１）　狛江市教育委員会の自己点検及び評価報告書（令和７年度事業）について

（２）　学校給食におけるアレルギー対応児童の誤食について

（３）　狛江市立中学校における安全点検について

（４）　第４期狛江市教育振興基本計画の推進に向けた教育支援に関する連携協定について

（５）　こまえみらいテラス利用者アンケート結果について

（６）　図書館システム更新に伴う市内図書館・図書室の休館について

議案第 57 号

第４期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）実行プラン（令和８年度ローリング版）（案）について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和８年８月 17 日

提出者　　狛江市教育委員会
教育長　柏原　聖子

提案理由

第４期狛江市教育振興基本計画で掲げる施策の着実な推進に向けて、令和７年度の取組状況、令和８年度から令和 10 年度までの３箇年の取組内容等を明示する。

第４期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）実行プラン（令和８年度ローリング版）

狛江市教育委員会の自己点検及び評価報告書（令和７年度事業）

（案）

令和８年〇月
狛江市・狛江市教育委員会

■第４期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）実行プラン（令和８年度ローリング版）
■狛江市教育委員会の自己点検及び評価報告書（令和７年度事業）

目 次

１．第４期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）実行プランの目的・・・・・・・Ｐ１

２．計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１

３．狛江市教育委員会の自己点検及び評価報告書（令和７年度事業）自己評価の概要・・Ｐ１

４．教育委員会が行う自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１

５．狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会による再評価・・・・・・Ｐ２

６．実行プラン・報告書の見方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２

７．個別施策一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３

８．施策展開の方向性に基づく計画、報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５

９．「持続可能な社会」（ＳＤＧｓ）の実現に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・Ｐ58

10．令和８年度狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会答申・・・・・Ｐ60

11．参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ68

１．第４期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）実行プランの目的

このプランは、令和７年３月に策定した第４期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）を着実に推進していくために、狛江市教育委員会と教育機関（学校、公民館、図書館）が、当該年度の当初予算の内容をベースに取り組む内容とその手順を明らかにするもので、狛江市と狛江市教育委員会が連名で策定するものです。

２．計画期間

教育振興基本計画の計画期間は、令和７年度から令和11年度までの５か年となりますが、本プランの計画期間は令和８年度から令和10年度までの３か年とし、市の財政状況や周辺環境の変化、事業の進捗度合い、その他の理由により見直した事業展開（予定）を基に取組内容を明示するものです。

３．狛江市教育委員会の自己点検及び評価報告書（令和７年度事業）の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第１項の規定により、狛江市教育委員会が令和７年度に実施した事業における自己点検及び評価の結果と、学識経験者と市民により構成する狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会による再評価の結果(答申)をまとめたものです。
各項目の自己評価と再評価の結果は、今後の教育委員会事業の改善に役立てていきます。

４．教育委員会が行う自己評価

教育委員会が行う各項目の評価は、狛江市教育大綱・第４期狛江市教育振興基本計画実施計画の進捗管理を行い、教育施策の着実な推進につなげることができるよう、狛江市教育大綱・第４期狛江市教育振興基本計画の項目ごとに行っています。
なお、評価の基準と自己評価欄(４段階評価)の結果は、次のとおりです。

（１）評価の基準

※令和７年度の答申を踏まえ、前年度に比べて進捗があった点も評価すべきであることから、狛江市の内部評価基準との整合性も考慮し、Ａ～Ｄの各基準を令和８年度から変更

評価	評価基準内容
A	進捗している
B	現状維持
C	あまり進捗していない・縮小
D	全く進捗していない・未実施

（２）評価の結果

A…８
B…45
C…０
D…０

5．狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会による再評価

令和８年度の審査委員会では、第４期教育振興基本計画の「施策展開の方向性」のうち、基本方針「１　子どもが自らの人生を切り拓いていく力の育成」より、以下の２項目を再評価しました。結果は、巻末に添付しています。

- 「1-1-1-1　互いの生命や人格・人権を尊重し、あらゆる偏見や差別をなくす人権教育を推進します。」
- 「1-2-1-1　確かな学力の定着とDXの時代を生き抜くための基礎的・基本的な知識・技能の伸長を図ります。」

（１）委員名簿

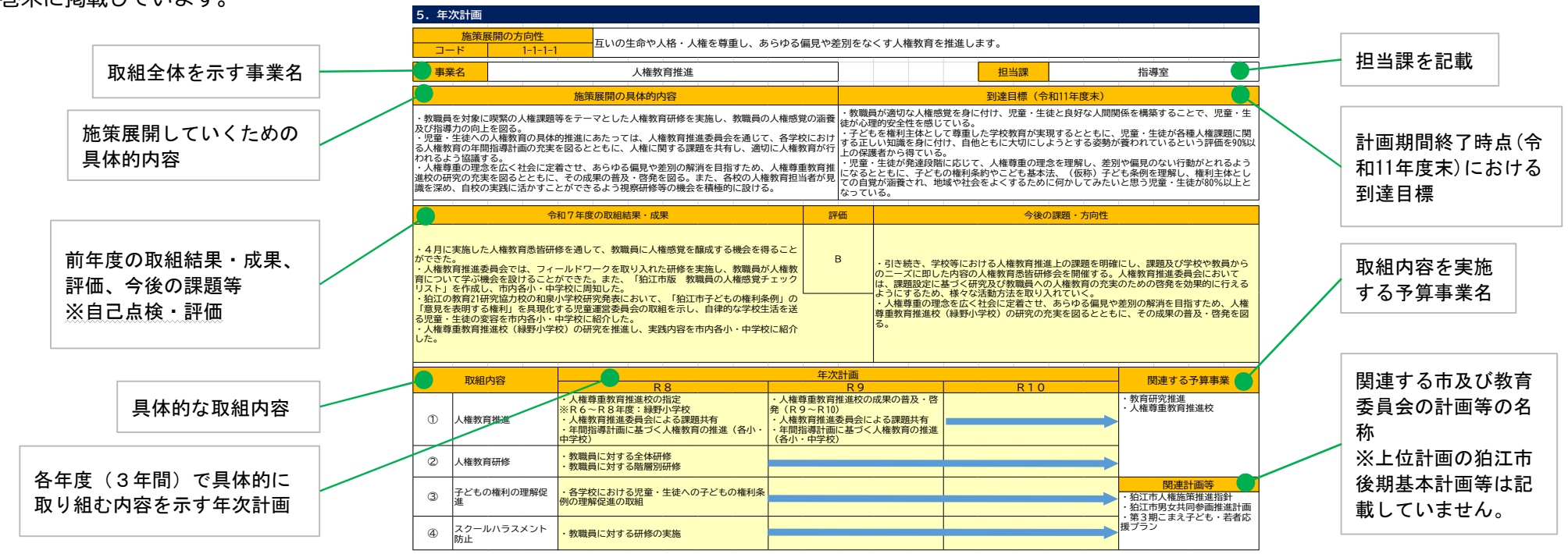
役職	区分	氏名	所属等
委員長	学識経験者	渡辺　秀貴	創価大学教職大学院教授
副委員長		常盤　豊	多摩美術大学理事
委　　員	市民委員	惣川　ひさえ	公募市民
		泉　あや子	公募市民

（２）開催経過

開催回	開催日	主な議題
第１回	令和8年6月18日	諮問、令和７年度取組結果等の報告、令和８年度評価事業の選定について
第２回	令和8年6月25日	再評価について① 【担当部署】指導室
第３回	令和8年6月29日	再評価について② 【担当部署】学校教育課
第４回	令和8年7月24日	令和８年度審査委員会答申について

6．実行プラン・報告書の見方

直近の計画に照らして各項目の進捗状況を確認できるよう、ページごとに、上部・下部に「狛江市教育大綱・第４期狛江市教育振興基本計画実行プラン（令和８年度ローリング版）」の内容を、中部に「狛江市教育委員会の自己点検及び評価報告書（令和７年度事業）」の内容を記載しています。審査委員会による再評価の結果は、巻末に掲載しています。



7．個別施策一覧

	第４期狛江市教育振興基本計画					
コード	基本方針	施策	施策展開の方向性	評価	担当課	ページ
1-1-1-1	1　子どもが自らの人生を切り拓いていく力の育成	（1）生命や人権を尊重する態度や豊かな心を育てる教育	①　互いの生命や人格・人権を尊重し、あらゆる偏見や差別をなくす人権教育を推進します。	B	指導室	5
1-1-2-1			②　自ら道徳的な価値観を問い、他者と協働しながら、よりよい生き方を目指す道徳教育を推進します。	B	指導室	6
1-1-3-1			③　いじめ防止等の対策や自殺防止対策に資する取組を推進します。	B	指導室	7
1-2-1-1		（2）主体的に社会の形成に参画する態度や生きる力の育成	①　確かな学力の定着とＤＸの時代を生き抜くための基礎的・基本的な知識・技能の伸長を図ります。	A	学校教育課	8
1-2-1-2				B	指導室	9
1-2-2-1			②　異なる価値観を乗り越え関係を構築する力や新しい価値を創造する力をはぐくむ教育を推進します。	B	指導室	10
1-2-3-1			③　安全や防災に対する意識と社会に貢献できる資質・能力をはぐくむ教育を推進します。	B	指導室	11
1-3-1-1		（3）子どもの健康と体力づくりの推進	①　健康で充実した生活を送るための知識や行動力を養う教育を推進します。	B	指導室	12
1-3-2-1			②　たくましく生きるために必要な体力を養い、健やかな体をはぐくむ教育を推進します。	B	指導室	13
1-4-1-1		（4）グローバル社会で活躍する人材の育成	①　持続可能な社会の創り手となり、グローバル社会で活躍できる資質・能力を伸ばす教育を推進します。	B	指導室	14
1-4-2-1			②　日本や狛江の伝統・文化を理解し発信する力を養い、国や郷土を愛する心の涵養を図ります。	B	指導室	15
1-4-2-2				B	社会教育課	16
1-4-3-1			③　芸術や狛江らしい文化活動に身近に触れる機会を提供し、情操･芸術教育を推進します。	B	学校教育課	17
1-4-3-2				B	指導室	18
2-1-1-1	2　子どもに寄り添った誰一人取り残さない教育の推進	（1）インクルージョンの推進	①　子どもたちが互いを尊重し合いながら学ぶ、すべての子どもたちのための特別支援教育を推進します。	B	指導室	19
2-1-1-2				B	教育支援課	20
2-1-1-3				B	学校教育課	21
2-1-2-1			②　子どもや保護者の意向を尊重し、適切な就学や支援につなげます。	B	教育支援課	22
2-1-3-1			③　合理的配慮の下、医療的ケアが必要な子どもの就学を支援します。	B	教育支援課	23
2-2-1-1		（2）多様なニーズに応じたきめ細かなサポートの充実	①　様々な困難を抱える子どもたちの能力を最大限に伸ばすための支援の充実を図ります。	B	指導室	24
2-2-1-2				B	教育支援課	25
2-2-2-1			②　多様な学びの場を創出し、学びのセーフティネットの充実を図ります。	B	指導室	26
2-2-2-2				A	教育支援課	27
2-2-2-3				A	公民館	28
2-2-3-1			③　外国籍や外国語を母語とする子どもたちへの支援の充実を図ります。	B	指導室	29
2-3-1-1		（3）子どもの理解・アセスメント機能の充実	①　子どもたちの声をきく体制づくりや、専門的人材を活用した相談体制の機能強化を図ります。	B	指導室	30
2-3-1-2				B	教育支援課	31
2-3-2-1			②　学校等において、多角的なアセスメントが組織的に行われるよう連携の充実を図ります。	B	指導室	32
2-3-2-2				B	教育支援課	33

	第４期狛江市教育振興基本計画					
コード	基本方針	施策	施策展開の方向性	評価	担当課	ページ
3-1-1-1	3　家庭・地域・学校で子どもの学びを支える教育環境の整備	（1）家庭との連携・地域との協働による学校づくりの推進	①　小・中学校９年間を通じた教育を展開し、学校と家庭、地域社会で子どもたちを見守りはぐくむ活動を推進します。	A	学校教育課	34
3-1-1-2				B	指導室	35
3-1-2-1			②　情報発信や外部評価を積極的に活用し、教育活動の改善・充実につなげます。	A	学校教育課	36
3-1-2-2				B	指導室	37
3-1-3-1			③　専門家や地域の教育資源を活用し、部活動を始め子どもたちを地域で支え伸ばす活動を推進します。	A	学校教育課	38
3-1-3-2				B	指導室	39
3-2-1-1		（2）安心安全で豊かな学校生活を送るための環境整備	①　学校施設の計画的改修や修繕を推進し、学校の適正規模等に関する議論を深めます。	A	学校教育課	40
3-2-2-1			②　安心安全な給食の提供や食育の推進、学校・通学路における防犯や交通安全のための取組を推進します。	B	学校教育課	41
3-2-2-2				B	社会教育課	42
3-2-3-1			③　学校図書館と市立図書館の連携を深め、教員の教育活動や子どもたちの学びを支えます。	B	指導室	43
3-2-3-2				B	図書館	44
3-3-1-1		（3）学校の力の向上・働き方改革の推進	①　教員のキャリアに応じた資質・能力の育成や管理職の学校経営力の向上を図ります。	B	指導室	45
3-3-1-2				B	教育支援課	46
3-3-2-1			②　学校の労働安全衛生体制の整備や教員の負担軽減、学校における役割分担の見直しを進めます。	A	学校教育課	47
3-3-2-2				B	指導室	48
4-1-1-1	4　生涯を通じた学びの充実とスポーツの推進	（1）学びの環境づくりの充実	①　世代を超えた交流や仲間づくりを支え、公民館の学びや居場所としての機能の充実を図ります。	B	公民館	49
4-1-2-1			②　誰もが身近な場所で主体的に学ぶことができる図書館の情報センター機能の充実を図ります。	B	図書館	50
4-2-1-1		（2）多様なニーズやライフステージに応じた学びの充実	①　新しい世代に向けた情報発信や多様なニーズに応じた事業を展開し、生涯を通じた学びの機会を提供します。	B	公民館	51
4-2-2-1			②　市立図書館のＤＸ化による利便性向上や図書館機能の充実・機能強化を図ります。	B	図書館	52
4-3-1-1		（3）スポーツを楽しむ環境の整備	①　既存スポーツ施設の計画的な改修や、防災機能も備えた新スポーツ施設の整備を検討します。	B	社会教育課	53
4-4-1-1		（4）豊かな生活のためのスポーツの推進	①　スポーツへの興味・関心を高め、市民の豊かなスポーツライフをサポートします。	B	社会教育課	54
4-4-2-1			②　生涯スポーツの推進を図り、よりよい生活や生きがいづくりにつなげます。	B	社会教育課	55
5-1-1-1	5　歴史・文化への理解と継承	（1）歴史・文化の継承と人材の発掘	①　文化財等の活用を通じて狛江への愛着をはぐくみ、狛江の歴史や文化の継承を担う人材を発掘します。	B	社会教育課	56
5-2-1-1		（2）史跡や文化財の効果的な活用	①　狛江の歴史や文化を身近に感じられる場所として、古墳等の史跡や古民家園等を効果的に活用します。	B	社会教育課	57

8．施策展開の方向性に基づく計画、報告

施策展開の方向性		互いの生命や人格・人権を尊重し、あらゆる偏見や差別をなくす人権教育を推進します。
コード	1-1-1-1	

事業名	人権教育推進	担当課	指導室

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・教職員を対象に喫緊の人権課題等をテーマとした人権教育研修を実施し、教職員の人権感覚の涵養及び指導力の向上を図る。 ・児童・生徒への人権教育の具体的推進にあたっては、人権教育推進委員会を通じて、各学校における人権教育の年間指導計画の充実を図るとともに、人権に関する課題を共有し、適切に人権教育が行われるよう協議する。 ・人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すため、人権尊重教育推進校の研究の充実を図るとともに、その成果の普及・啓発を図る。また、各校の人権教育担当者が見識を深め、自校の実践に活かすことができるよう視察研修等の機会を積極的に設ける。	・教職員が適切な人権感覚を身に付け、児童・生徒と良好な人間関係を構築することで、児童・生徒が心理的安全性を感じている。 ・子どもを権利主体として尊重した学校教育が実現するとともに、児童・生徒が各種人権課題に関する正しい知識を身に付け、自他ともに大切にしようとする姿勢が養われているという評価を90%以上の保護者から得ている。 ・児童・生徒が発達段階に応じて、人権尊重の理念を理解し、差別や偏見のない行動がとれるようになるとともに、子どもの権利条約やこども基本法、（仮称）子ども条例を理解し、権利主体としての自覚が涵養され、地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童・生徒が80%以上となっている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・４月に実施した人権教育悉皆研修を通して、教職員に人権感覚を醸成する機会を得ることができた。 ・人権教育推進委員会では、フィールドワークを取り入れた研修を実施し、教職員が人権教育について学ぶ機会を設けることができた。また、「狛江市版　教職員の人権感覚チェックリスト」を作成し、市内各小・中学校に周知した。 ・狛江の教育21研究協力校の和泉小学校研究発表において、「狛江市子どもの権利条例」の「意見を表明する権利」を具現化する児童運営委員会の取組を示し、自律的な学校生活を送る児童・生徒の変容を市内各小・中学校に紹介した。 ・人権尊重教育推進校（緑野小学校）の研究を推進し、実践内容を市内各小・中学校に紹介した。	B	・引き続き、学校等における人権教育推進上の課題を明確にし、課題及び学校や教員からのニーズに即した内容の人権教育悉皆研修会を開催する。人権教育推進委員会においては、課題設定に基づく研究及び教職員への人権教育の充実のための啓発を効果的に行えるようにするため、様々な活動方法を取り入れていく。 ・人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すため、人権尊重教育推進校（緑野小学校）の研究の充実を図るとともに、その成果の普及・啓発を図る。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	人権教育推進	・人権尊重教育推進校の指定 ※R６～R８年度：緑野小学校 ・人権教育推進委員会による課題共有 ・年間指導計画に基づく人権教育の推進（各小・中学校）	・人権尊重教育推進校の成果の普及・啓発（R９～R10） ・人権教育推進委員会による課題共有 ・年間指導計画に基づく人権教育の推進（各小・中学校）	→	・教育研究推進 ・人権尊重教育推進校
②	人権教育研修	・教職員に対する全体研修 ・教職員に対する階層別研修	→	→	
③	子どもの権利の理解促進	・各学校における児童・生徒への子どもの権利条例の理解促進の取組	→	→	関連計画等 ・狛江市人権施策推進指針 ・狛江市男女共同参画推進計画 ・第３期こまえ子ども・若者応援プラン
④	スクールハラスメント防止	・教職員に対する研修の実施	→	→	

施策展開の方向性		自ら道徳的な価値観を問い、他者と協働しながら、よりよい生き方を目指す道徳教育を推進します。
コード	1-1-2-1	

事業名	道徳教育推進	担当課	指導室

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・指導室訪問や授業研究訪問等を通して、「特別の教科　道徳」の授業改善を図り、児童・生徒が自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深められるようにするとともに、教務主任会における協議や教育課程届出相談における指導・助言等を通して、各学校における年間指導計画の充実を図り、道徳的な判断力や心情、実践意欲・態度の向上に資する道徳教育の充実を図る。 ・各学校において道徳授業地区公開講座等を開催するなど、各学校で行われている道徳教育の意義や目的について広く地域と共有することにより、学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育を推進する。	・効果的な授業実践等を通して、児童・生徒の道徳的な判断力、心情、実践意欲・態度が向上し、児童・生徒が主体的に道徳的価値観を形成するとともに、多様な価値観を理解することができている。 ・地域で道徳教育の意義や目的が共有され、児童・生徒の健全育成に向け、学校・家庭・地域社会、青少年健全育成連絡会等が一体となった具体的取組に結びついている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・道徳授業地区公開講座については、授業参観を行った他、講師による講演会、意見交換会、自校の道徳教育に関する情報発信等を行い、保護者や地域の理解向上につなげた。 ・各学校では、各教科や学校行事等と関連付けながら、道徳教育推進担当を中心に道徳授業の充実を図った。 ・狛江市いじめ問題対策委員会を２回開催し、狛江市いじめ防止基本方針の改訂（令和８年２月）にあたり、委員会への諮問や答申を行った。	B	・道徳授業地区公開講座での保護者・地域との意見交換を行う他、学校運営協議会等でも積極的に情報交換、協議を行い、道徳教育の充実を図る。 ・狛江市いじめ問題対策委員会では、狛江市で発生したいじめの件数や狛江市で起きたいじめの事例を基にして、弁護士や児童相談所、警察等を交えた意見交換を行い、いじめの未然防止、早期対応等について協議及び助言を受けていく。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	道徳授業の充実	・指導室訪問及び授業研究訪問 ・年次研修等における授業に係る研修	・新しい学習指導要領における授業を踏まえた指導室による授業研究訪問	→	・いじめ問題等対策推進
②	学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育	・道徳授業地区公開講座等（各学校）	・新しい学習指導要領における授業を踏まえた道徳授業地区公開講座等（各学校）	→	
③	道徳教育に係る教育課程の改善	・教務主任会における協議 ・各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進	・教務主任会における新しい学習指導要領についての協議 ・各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進	→	関連計画等

施策展開の方向性		いじめ防止等の対策や自殺防止対策に資する取組を推進します。
コード	1-1-3-1	

事業名	いじめ及び自殺防止対策	担当課	指導室

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・ＷＥＢＱＵの結果を踏まえ、児童・生徒が安心安全に生活できるための学級・学校風土づくりを進め、いじめ及び自殺を未然に防止する。また学級経営及び児童・生徒支援に関するコンサルティング（早稲田大学からの講師派遣）、各種研修会の実施により、ＷＥＢＱＵの活用等の充実を図る。 ・狛江市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針の下、「いじめ」に対し組織的に対応するとともに、狛江市いじめ問題対策委員会（定例会）を年２回開催し、弁護士や児童相談所、警察等を交えた意見交換・協議内容を学校に周知することを通して、いじめ問題への対応力の向上を図る。 ・各学校において、生命の尊さを学ぶ授業や「ＳＯＳの出し方に関する教育」を推進し、いじめの未然防止や自殺予防に努めるとともに、生活指導主任会等においてゲートキーパー研修を実施し、児童・生徒の不安や悩みを受け止める体制を構築する。	・ＷＥＢＱＵの活用等により、適切な児童・生徒理解が図られ、学級経営及び児童・生徒支援が的確に行われている。また、ＷＥＢＱＵにおける侵害行為認知群、学級生活不満足群・要支援群について、令和６年度を基準として、全体に占める割合が減少している。 ・各学校のいじめ問題について、狛江市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針等に基づく、適切な対応が講じられているとともに、いじめの認知が正確に行われている。 ・児童・生徒の生命尊重の精神や相互理解が進み、いじめの未然防止が図られるとともに、ＳＯＳの出し方に関する教育の推進や教員研修等により、自殺予防に努めている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・狛江市いじめ問題対策委員会では、教育委員会及び学校におけるいじめ問題に係る重点課題に関する取組について協議し、市全体の対応力向上を図るとともに、東京都教育委員会の「いじめ総合対策【第３次】」等を踏まえた、実効性の高いいじめ対策を検討した。 ・令和６年度のＷＥＢＱＵの結果と比較すると、学級生活不満足群、要支援群が減少した。引き続き、長期休業期間中に、ＷＥＢでの相談フォームを作成するなど、学校と連携をより深め、児童・生徒の不安や悩みを解消できるような場や機会を増やすよう努めていく。	B	・狛江市いじめ問題対策委員会では、狛江市で発生したいじめの件数や狛江市で起きたいじめの事例を積極的に取り入れながら、弁護士や児童相談所、警察等を交えた意見交換を行った。 ・ＷＥＢＱＵの侵害行為認知群、学級生活不満足群の割合は減少しているが、引き続きいじめ等の未然防止のため、よりよい学年集団、学級集団を形成する必要があり、小学校では学年担任制、教科担任制を効果的に推進する。 ・生活指導主任会において、引き続き、各学校の情報共有を図り、いじめ防止や自殺予防対策について共通理解を図っていく。

取組内容		年次計画 Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	関連する予算事業
①	児童・生徒のアセスメント	・ＷＥＢＱＵの実施（全児童・生徒　年２回） ・各学校におけるコンサルティング（早稲田大学からの講師派遣） ・ＷＥＢＱＵに係る管理職研修 ・児童・生徒のアセスメント及びコンサルティングの成果検証 ・ＷＥＢＱＵの今後のあり方検討	・ＷＥＢＱＵの実施（全児童・生徒　年２回） ・各学校におけるコンサルティング（早稲田大学からの講師派遣） ・ＷＥＢＱＵに係る管理職研修 ・ＷＥＢＱＵの結果についての多面的分析 ・コンサルティングのあり方検討 ・早稲田大学と協働した研究発表	→	・教育研究推進 ・児童・生徒の実態把握に係る調査 ・いじめ問題等対策推進
②	相談体制の充実	・相談体制の検討・強化 ・各学校における「ＳＯＳの出し方に関する教育」の実践 ・生活指導主任会における研修・情報交換 ・デジタルを活用した相談窓口の開設 ・ゲートキーパー研修	→	→	関連計画等 ・健康こまえ21（第３次）・食育推進計画（第３次）・いのち支える狛江市自殺対策計画（第２次）～ウェルこまヘルスプラン～ ・狛江市いじめ防止基本方針
③	いじめ対策の充実	・狛江市いじめ問題対策委員会（年２回） ・教職員に対する階層別研修の実施 ・狛江市いじめ防止基本方針による対策	→	→	

施策展開の方向性		確かな学力の定着とDXの時代を生き抜くための基礎的・基本的な知識・技能の伸長を図ります。
コード	1-2-1-1	

事業名	ＧＩＧＡスクール構想推進	担当課	学校教育課

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・児童・生徒がデジタル技術を適切に利用できる基礎的な力を育むため、校内におけるデジタル環境の整備とデジタル教材の積極的活用を図るため、タブレット端末を更新するとともに、更新時において、小・中共通化を図る。また、デジタル教材の導入の拡充を検討し、それらを効果的に活用できる校内環境を整える。	・児童・生徒が日常的にデジタルツールを活用し、確かな学力の定着に向けた学習を効果的に進められる環境が実現しており、デジタルツールを活用した個別最適な学習が進んでいる。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・共同調達による学習用タブレット端末の更新を滞りなく実施した。 ・デジタル教科書やミライシードを導入・活用したほか、中学校における採点支援ツールやＡＩを活用した英語教材等を検討し、令和８年度の一部導入に至った。 ・教材づくり等を効果的・効率的に行えるよう、教職員向けに生成ＡＩ利活用ガイドラインを策定した。 ・小・中学校における今後のインターネット利用の拡充を見据え、中期的に安定した通信環境を構築するため、機器入替等の検討に向けたネットワークアセスメントを実施した。 ・懸念される情報セキュリティリスクへの対応を強化するため、狛江市教育委員会教育情報セキュリティポリシーを全面改定した。	A	・学習用タブレット端末の更新及びデジタル教材の活用について、引き続き指導室と連携しながら進める必要がある。 ・ネットワークアセスメントの結果を踏まえ、ネットワーク機器の更新等を実施することにより、小・中学校における中期的に安定した通信環境を構築する必要がある。 ・教育情報セキュリティ委員会の設置・運用等により、改定したセキュリティポリシーを実効的に運用していく必要がある。 ・都による校務支援システムの共通化や共同調達に対応するため、今後整理されるシステム要件やセキュリティ要件等に適切に対応する必要がある。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	タブレット端末更新整備	・共同調達によるタブレット端末更新	→	→	・情報教育推進費
②	デジタル教材活用	・デジタル教科書の活用 ・ミライシード（ＡＩドリル・オクリンクプラス）活用及び活用状況の把握 ・生成ＡＩも含めた新たなデジタル教材の導入検討・活用	→	→	
③	ネットワーク、デジタル環境整備	・学校の通信ネットワーク速度の改善 ・学習用システム（appleＴＶ、電子黒板機能付プロジェクタ等）の関係設備の拡充検討 ・学習用システムの拡充の検討	→	・インターネット利用拡大に伴う、ネットワークアセスメント（セルフチェック）の実施、改善検討	
④	統合型校務支援システム等の導入	・都・他自治体と連携したシステム及びセキュリティ要件の整理	・共同調達への対応（試行導入の検討含む） ・システム稼働及びセキュリティ環境の構築	・校務支援システム等の導入（保護者連絡ツール等の周辺ツールを含む）	関連計画等 ・狛江市ＤＸ戦略2.0 ・狛江市教育委員会教育情報セキュリティポリシー

施策展開の方向性		確かな学力の定着とＤＸの時代を生き抜くための基礎的・基本的な知識・技能の伸長を図ります。
コード	1-2-1-2	

事業名	確かな学力の定着	担当課	指導室

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・全国標準学力調査（ＮＲＴ）、全国学力・学習状況調査、ＷＥＢＱＵ等各種調査の結果を活用し、児童・生徒一人ひとりの能力を適切に把握し、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善により、質の高い授業を展開する。 ・デジタルを活用しながら個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るとともに、デジタルシチズンシップ教育を推進し、デジタル社会に必要不可欠な資質・能力の育成を図る。	・「主体的・対話的で深い学び」を重視した教育により、児童・生徒の論理的思考力やＩＣＴを活用した課題解決力を育成が図られ、80%以上の児童・生徒が授業で自分なりに問いや課題を立てて学んでいる。 ・児童・生徒一人ひとりに応じた個別最適な学びと、各々の特長を生かした協働的な学びが実現するとともに、デジタルシチズンシップ教育により、デジタル化の生活への影響について正しい理解が深まり、情報リテラシーや情報モラル等の資質・能力が醸成され、80%以上の児童・生徒がＩＣＴの使い方について、保護者と約束したことを守っている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・引き続き、ＷＥＢＱＵと全国標準学力調査（ＮＲＴ）の結果の相関関係を表わした「学力とのクロス集計表」を効果的に活用できるようにし、本取組を推進し、良好な学級集団を形成できるようにした。 ・狛江の教育21研究協力校（和泉小学校）及び狛江市教育研究奨励校（狛江第三小学校・狛江第二中学校）に対し、指導主事等による定期的な支援を行い、研究の質の向上を図った。 ・授業支援アプリ及びデジタルドリルの実証事業の成果を踏まえ、令和７年度から本格導入を図った。	B	・全国標準学力調査（ＮＲＴ）について、小学校５・６年生（国語・算数）と中学校１・２・３年生（国語・数学・英語）が受験し、観点別の正答率が、全国平均を上回るようにしていく。全国標準学力調査（ＮＲＴ）の結果分析について、全国学力・学習状況調査との相関を図った分析資料を校長会等で提供し、授業改善に努める。また、質問紙調査の分析資料を提供し、各学校における学習・生活指導上の成果と課題を明らかにする。 ・今後一人一台端末の活用をさらに推進するために、授業支援のある離島の活用事例を広めていく必要性がある。

取組内容		年次計画 Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	関連する予算事業
①	各種調査及び結果分析	・全国標準学力調査（ＮＲＴ） ・全国学力・学習状況調査 ・ＮＲＴとＷＥＢＱＵのクロス集計による結果分析 ・主体的・対話的で深い学びのための意識・実態調査（ＳｃＴＮ）	→	→	・教育研究推進 ・児童・生徒の実態把握に係る調査 ・情報教育推進費 ・主権者教育推進
②	一人１台端末の効果的な活用促進	・デジタルドリル、授業支援アプリ等の活用促進と検討 ・教務主任会における情報共有 ・情報教育担当者会（年３回）	・デジタルドリル、授業支援アプリ等の活用促進と検討、変更 ・教務主任会における情報共有 ・情報教育担当者会（年３回）	→	
③	デジタルシチズンシップ教育推進	・各学校における情報リテラシー教育の推進 ・情報教育担当者会（年３回）（再掲）	→	→	
④	プログラミング教育推進	・各学校における新たなプログラミング教材の活用	→	→	関連計画等 ・狛江市ＤＸ戦略2.0

施策展開の方向性		異なる価値観を乗り越え関係を構築する力や新しい価値を創造する力をはぐくむ教育を推進します。
コード	1-2-2-1	

事業名	新しい価値を創造する力の育成	担当課	指導室

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・各学校においてＥＳＤ年間指導計画に基づく実践を展開するとともに、かけはしプロジェクト委員会を中心に探究的な学びについて研究を推進し、持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力を育む。 ・職場体験等の体験活動を実施するとともに、特別活動を要に各教科等で社会的・職業的自立に向け、発達を促すキャリア教育を推進する。 ・ゲストティーチャーによる講演等により、児童・生徒が政治や社会、自らの権利等について理解を深めるとともに、主権者として必要な資質・能力を育む教育を推進する。	・児童・生徒が持続可能な社会を目指し、身近な課題に対し、探究的かつ協働的に学んでいる。 ・外部人材や関係機関と連携し、職場体験をはじめとする体験活動に取り組むことで、児童・生徒が学校での学びの意義を理解し、主体的に学習に取り組んでいる。 ・児童・生徒が政治や社会、自らの権利等について理解を深め、積極的な学校生活の構築や社会参画に対する意識が醸成され、小・中学校で継続してマイキャリアノートが作成されている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・各学校でＥＳＤの年間指導計画を適宜見直しを行い、より効果的な教育課程を編成することができるよう指導・助言を継続することができた。 ・各学校においてＥＳＤ年間指導計画に基づく実践を展開するとともに、かけはしプロジェクト委員会を中心に探究的な学びについて研究を推進した。その中で狛江第一小学校において「自ら問いをもち、解決に向けて取り組む児童・生徒の育成」の研究主題の基、カリキュラムデザインを考えた授業実践をした。	B	・小・中学校の先進的・現代的な教育課題を取り上げながら実施していく「かけはしプロジェクト委員会」ではあるが、課題を解決するより、成果を挙げて課題を縮小していくことが大切である。そのため課題を数年で変更していくことについても検討を重ねていく必要がある。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	持続可能な社会の創り手の育成	・ＥＳＤ年間指導計画に基づく教育活動の展開及び見直し（各学校） ・かけはしプロジェクト委員会における研究推進（テーマ：探究）及びテーマの見直し	・ＥＳＤ年間指導計画に基づく教育活動の展開及び新しい学習指導要領に基づく計画の見直し（各学校） ・かけはしプロジェクト委員会における研究推進（新しいテーマ）	→	・小・中連携の更なる推進 ・主権者教育推進
②	キャリア教育推進	・各学校におけるキャリア教育年間指導計画に基づく教育活動の展開 ・職場体験（各学校） ・進路指導主任会における情報交換（年５回） ・キャリアパスポートの活用	・各学校におけるキャリア教育年間指導計画に基づく教育活動の展開及び新しい学習指導要領に基づく計画の見直し ・職場体験（各学校） ・進路指導主任会における情報交換（年５回） ・キャリアパスポートの活用	→	
③	主権者教育推進	・ゲストティーチャーを招へいした主権者教育（中学校） ・主権者教育推進協議会（教務主任会内）	→	→	関連計画等 ・狛江市総合的な主権者教育計画（第２期）

施策展開の方向性		安全や防災に対する意識と社会に貢献できる資質・能力をはぐくむ教育を推進します。
コード	1-2-3-1	

事業名	安全教育・防災教育推進	担当課	指導室

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・各学校において学校や家庭・地域が一体となった各種訓練や災害ボランティア教育等、生活安全・交通安全・災害安全の３領域にバランスよく取り組むとともに、生活指導主任会で各種の安全教育に関する情報交換・協議等を通して、災害や事故等の発生・対処の理解、犯罪防止等、学校内外における生活全般に関する安全教育を充実させる。 ・各学校において児童・生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、文部科学省及び内閣府、東京都作成教材等を活用しながら「生命（いのち）の安全教育」を推進する。	・日常的に危険を予測し回避する能力だけでなく、学校や家庭・地域が一体となった防災教育や安全教育によって、児童・生徒が他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けている。 ・児童・生徒の生命尊重の精神の涵養や相互理解が進み、自らの生命（いのち）を大切にするとともに、全ての生命（いのち）の大切さを知り、学校や社会におけるいじめや性暴力等が未然に防がれている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・各学校において学校や家庭・地域が一体となった各種訓練や災害ボランティア教育等、生活安全・交通安全・災害安全の３領域にバランスよく取り組んだ。生活指導主任会で情報交換・協議等を通して、災害や事故等の発生・対処の理解、犯罪防止等、学校内外における生活全般に関する安全教育に係る研修を重ねることができた。 ・各児童・生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、文部科学省及び内閣府、東京都作成教材等を活用しながら「生命（いのち）の安全教育」を推進した。	B	・各学校がセーフティ教室のテーマを毎年変更し、児童・生徒が安全について多面的に捉えられるようにする。 ・「生命（いのち）の安全教育」については、児童・生徒が自らＳＯＳサインを出せるように、学校が繰り返し、丁寧に指導していく必要がある。 ・教職員の服務事故未然防止のため、指導室からの情報発信や学校訪問を通して、引き続き教職員の服務事故への理解啓発を促していく。

取組内容		年次計画 Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	関連する予算事業
①	安全教育推進	・年間指導計画に基づく安全指導、避難訓練（月１回）（各学校） ・セーフティ教室（年１回以上）（各学校） ・生活指導主任会における研修・情報交換	→	→	
②	性被害・性加害の防止	・「生命（いのち）の安全教育」及び「ＳＯＳの出し方に関する教育」の徹底（各学校） ・教職員の服務事故防止研修（年２回以上）	→	→	関連計画等 ・狛江市地域防災計画 ・健康こまえ２１（第３次）・食育推進計画（第３次）・いのち支える狛江市自殺対策計画（第２次）～ウェルこまヘルスプラン～ ・学校安全計画（各学校）

施策展開の方向性		健康で充実した生活を送るための知識や行動力を養う教育を推進します。
コード	1-3-1-1	

事業名	健康教育推進	担当課	指導室

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・令和５・６年度かけはしプロジェクト委員会の研究成果を生かし、健康教育に係る小・中一貫した取組を推進するとともに、家庭や地域と協働し、自ら進んで体力の向上を図る児童・生徒を育成する。 ・各学校において栄養教諭や地域人材等を活用した食育、外部人材等を活用したがん教育、専門家による薬物乱用防止等を実施し、児童・生徒が自ら健康を守るための正しい知識を身に付けることができるようにする。	・児童・生徒が日常的に体力づくりに努め、健康で充実した生活を送ることができているとともに、健康に関する知識や健康を守るための行動力を正しく身に付けている。 ・児童・生徒が自らの健康状態を理解するとともに、正しい食習慣や健康的な日常生活、適切な運動習慣を身に付け、健康の保持・増進に努めている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・学校訪問等や各種研修会の機会を通して、教育課程に位置付けた小・中連携を意識した体力向上の効果的な取組へ指導・助言できた。 ・かけはしプロジェクト委員会では「探究的な学び」について研究を推進し、小・中学校が連携しながら効果的に推進することができた。 ・がん教育については、がん専門家や学校医による講話を通じて、健康についての理解を深められた。また、食に関する指導も同様に、学級活動等で栄養士と調理員を活用した学習を進めることができた。	B	・児童・生徒の体力向上とかけはしプロジェクト委員会のテーマを結び付けながら、各小・中学校において工夫して実施していく必要がある。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	小・中連携推進	・「小・中連携の日」における情報交換・協議 ・かけはしプロジェクト委員会における研究推進（テーマ：探究）及びテーマの見直し ・各ゾーンの取組についての情報共有	・「小・中連携の日」における情報交換・協議 ・かけはしプロジェクト委員会における研究推進（新しいテーマ） ・各ゾーンの取組についての情報共有	→	・小・中連携の更なる推進 ・学校保健衛生費 ・学校給食費
②	健康維持増進及び自己管理能力の育成	・年間指導計画に基づく食育の推進（各学校） ・外部人材等を活用したがん教育の推進（各学校） ・各学校における薬物乱用防止教室（各学校）	→	→	
③	生活習慣等の改善	・東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（全学年）及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小５・中２）の結果の分析及び家庭への発信 ・運動機会の確保と運動習慣の定着を図る取組の実施	→	→	関連計画等 ・健康こまえ２１（第３次）・食育推進計画（第３次）・いのち支える狛江市自殺対策計画（第２次）～ウェルこまヘルスプラン～ ・学校保健計画（各学校） ・食に関する指導の全体計画（各学校）

施策展開の方向性		たくましく生きるために必要な体力を養い、健やかな体をはぐくむ教育を推進します。
コード	1-3-2-1	

事業名	体力向上	担当課	指導室

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・令和５・６年度かけはしプロジェクト委員会の研究成果を生かし、健康教育に係る小・中一貫した取組を推進するとともに、家庭や地域と協働し、自ら進んで体力の向上を図る児童・生徒を育成する。（再掲） ・学校訪問、年次・職層研修、小・中学校教育研究会等において体育の授業に関する指導・助言を行い、児童・生徒が運動の楽しさや喜びを味わえる授業の実現を図る。	・児童・生徒が日常的に体力づくりに努め、健康で充実した生活を送ることができているとともに、健康に関する知識や健康を守るための行動力を正しく身に付けている。（再掲） ・体育授業の充実をはじめ、児童・生徒が日常的に体力づくりに努めている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・年間を通して授業改善について、また、教育課程に位置付けた小・中連携を意識した体力向上の効果的な取組について指導・助言することができた。 ・体力テストの結果からは、全国平均に比べ、小学校男子は「50m走」、中学校男子は「20mシャトルラン」が高く、中学校女子は「持久走」「20mシャトルラン」等が全国平均を上回っている。一方で、小学校女子は全国平均に満たない種目が多く、「20mシャトルラン(持久力)」「長座体前屈(柔軟性)」に特に課題が見られた。	B	・かけはしプロジェクト委員会では「探究的な学び」について研究を推進し、小・中学校が連携しながら実施してきた。その一方で、かけはしプロジェクト委員会の取組を適宜教職員に発信することを通し、全学校で探究的な学びを効果的に共有することを推進していく必要性がある。 ・体力テストの結果から小学校女子の体力向上について、対策を講じていく必要性があり、各学校でも学校毎の取組を検討できるように支援していく。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	小・中連携推進（再掲）	・「小・中連携の日」における情報交換・協議 ・かけはしプロジェクト委員会における研究推進（テーマ：探究）及びテーマの見直し ・各ゾーンの取組についての情報共有	・「小・中連携の日」における情報交換・協議 ・かけはしプロジェクト委員会における研究推進（新しいテーマ） ・各ゾーンの取組についての情報共有	→	・小・中連携の更なる推進 ・教育研究推進
②	体育授業改善	・学校訪問、小・中学校教育研究会等における指導・助言 ・若手教員研修等における体育実技研修	→	→	
③	体力向上の取組推進	・東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（全学年）及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小５・中２）の結果の分析及び家庭への発信（再掲） ・朝や昼休みの活用、なわとびや持久走大会等（各学校での実施及び情報共有）	→	→	関連計画等

施策展開の方向性		持続可能な社会の創り手となり、グローバル社会で活躍できる資質・能力を伸ばす教育を推進します。
コード	1-4-1-1	

事業名	グローバルで活躍できる資質・能力の育成	担当課	指導室

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・各学校において、ＥＳＤ年間指導計画に基づく教科等横断的な取組を推進し、ＳＤＧｓの理念等を踏まえた持続可能な社会の創り手を育成する。 ・外国語指導助手（ＡＬＴ）とのティーム・ティーチング、東京グローバルゲートウェイ（ＴＧＧ）の活用、オンラインスピーキングトレーニングの実施等を通して、外国語教育の充実とコミュニケーション能力の向上を図る。	・児童・生徒が多様な他者と関わり、理解する体験活動等を重ねることを通して、持続可能な社会の実現の観点から、社会的事象に関心を持ち、環境・経済・社会等の課題について問題意識をもっている。 ・児童・生徒が外国語等の多様な言語に関心をもち、自ら積極的に様々な人たちとコミュニケーションを図り、90%以上の保護者から外国語の学習に児童・生徒が楽しく取り組んでいるという評価を得ている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、引き続き、全小・中学校でＴＧＧでの体験授業を実施した。 ・外国語指導助手（ＡＬＴ）と連携しながらチームティーチングを実施し、英語の発音等について指導するとともに、英語が伝わる喜びを味わうことができるように取り組んだ。	B	・デジタル教科書やＩＣＴを活用しながら小学校においては外国語に親しむための学習として、中学校では外国語の教科としての学習のための授業を展開していく必要がある。 ・かけはしプロジェクト委員会における研究を学校において必要のあるものとして捉えていく必要性がある。

取組内容		年次計画 Ｒ８	年次計画 Ｒ９	年次計画 Ｒ１０	関連する予算事業
①	持続可能な社会の 創り手の育成（再掲）	・ＥＳＤ年間指導計画に基づく教育活動の展開及び見直し（各学校） ・かけはしプロジェクト委員会における研究推進（テーマ：探究）及びテーマの見直し	・ＥＳＤ年間指導計画に基づく教育活動の展開及び新しい学習指導要領に基づく計画の見直し（各学校） ・かけはしプロジェクト委員会における研究推進（新しいテーマ）	→	・小・中連携の更なる推進 ・国際理解教育促進
②	外国語教育推進	・外国語力向上に向けた体験活動 ・外国語指導助手（ＡＬＴ）の活用及び検討 ・東京グローバルゲートウェイ（小・中）訪問及び検討 ・オンラインスピーキングトレーニング（中）活用及び検討 ・英会話アプリケーションのモデル実施及び検討 ・デジタル教材等の活用（各学校）	・外国語力向上に向けた体験活動 ・外国語指導助手（ＡＬＴ）の活用 ・英会話アプリケーションの利用 ・デジタル教材等の活用（各学校）	→	関連計画等

施策展開の方向性		日本や狛江の伝統・文化を理解し発信する力を養い、国や郷土を愛する心の涵養を図ります。
コード	1-4-2-1	

事業名	地域学習推進	担当課	指導室

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・各学校において、ＥＳＤ年間指導計画に基づく教科等横断的な取組を推進し、ＳＤＧｓの理念等を踏まえた持続可能な社会の創り手を育成する。（再掲） ・小学校３・４年生向けの社会科副読本「わたしたちの狛江市」を隔年で改訂を行うとともに、適切に指導できるよう教員向け資料を作成する。	・ＥＳＤの取組をはじめ、社会科や生活科、総合的な学習の時間等における地域学習を通して、地域社会の一員としての自覚を持つとともに、グローバル社会の一員として、自らの国や郷土を愛する心の涵養が図られ、地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童・生徒が80%以上となっている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することで、地域とともに学校の課題等の解決を図り、地域とともにある学校づくりを推進することができた。 ・社会科副読本を活用した授業をすすめ、その結果から次年度の改訂に向けてまた検討することができた。	B	・社会科副読本の改訂に向けて、新学習指導要領も見据え内容も検討しながら進めていく。 ・各校の地域学校協働活動の取組について、引き続き各校で地域と連携しながら進めていく。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	持続可能な社会の創り手の育成（再掲）	・ＥＳＤ年間指導計画に基づく教育活動の展開及び見直し（各学校） ・かけはしプロジェクト委員会における研究推進（テーマ：探究）及びテーマの見直し	・ＥＳＤ年間指導計画に基づく教育活動の展開及び新しい学習指導要領に基づく計画の見直し（各学校） ・かけはしプロジェクト委員会における研究推進（新しいテーマ）	→	・副読本関係費 ・地域学校協働活動推進事業
②	地域学習推進	・社会科副読本の改訂及び活用 ・地域人材を活用した特別授業等（各学校） ・地域学校協働活動の活用等（各学校）	・社会科副読本の活用 ・地域人材を活用した特別授業等（各学校） ・地域学校協働活動の活用等（各学校）	→	関連計画等

施策展開の方向性	日本や狛江の伝統・文化を理解し発信する力を養い、国や郷土を愛する心の涵養を図ります。
コード 1-4-2-2	

事業名	伝統・文化や歴史の理解促進	担当課	社会教育課

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・こまえ文化財ガイドを活用した小学校への出前授業や小・中学生を対象とした体験学習等を通じて、子どもたちに狛江の伝統・文化や歴史に触れる機会を提供していく。	・子どもたちの狛江の伝統・文化や歴史に対する関心がより高まっている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
こまえ文化財ガイド１～３を作成し、それぞれ小学校３・６年生、中学校１年生の全児童・生徒に配布した。併せて、市内の小学校６年生を対象に、狛江の遺跡について解説し、出土した遺物に触れてもらう出前授業を全校全学級で実施した。 また、市と成城学園の包括連携協定に基づき、成城学園初等学校６年生を対象に出前授業を実施した。このほか、子どもを対象にした体験教室等については、夏期休暇の期間に、勾玉づくり教室を３回、縄文土器を観察する考古学教室を２回実施し、計61人の参加があるなど、小・中学生に対して狛江の歴史や文化財に触れる機会を提供することで、子どもたちの狛江の歴史や文化財に対する関心につなげた。 古民家園では、小学校３年生を対象に、古民家や民具等を通じて昔の暮らしに触れる体験学習を全校全学級で実施した。また、こどもの日のイベントに合わせて生け花の体験教室を実施したほか、カマドでの炊飯を観察する体験教室を実施するなど、小・中学生に対して日本や狛江の伝統文化・生活文化に触れる機会を提供することで、子どもたちの日本や狛江の伝統・文化に対する関心につなげた。	B	・小学校３年生を対象にした体験学習、小学校６年生を対象にした出前授業は、全校全学級で実施する。子どもたちが伝統文化・生活文化に気軽に触れられるよう、参加しやすい体験教室等の仕組みを検討していく。こまえ文化財ガイドについては、内容を見直し、改訂版の作成に向けて取組を進める。

取組内容		年次計画 R８	R９	R１０	関連する予算事業
①	出前授業	・小学校６年生を対象とした出前授業の市立小学校全校での実施	→	→	・文化財保護関係費 ・古民家園管理運営費
②	体験学習	・小学校３年生を対象とした昔の暮らしに触れる体験学習の実施	→	→	
③	体験教室等	・子どもを対象にした歴史や伝統文化・生活文化の体験教室等の実施	→	→	
④	こまえ文化財ガイド	・こまえ文化財ガイド１～３の作成と小学校３・６年生、中学校１年生への配布 ・こまえ文化財ガイドの内容見直し	・こまえ文化財ガイド１～３の作成と小学校３・６年生、中学校１年生への配布 ・こまえ文化財ガイド改訂版作成	・こまえ文化財ガイド１～３の作成と小学校３・６年生、中学校１年生への配布	関連計画等

施策展開の方向性		芸術や狛江らしい文化活動に身近に触れる機会を提供し、情操･芸術教育を推進します。
コード	1-4-3-1	

事業名	音楽体験事業	担当課	学校教育課

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・プロのアーティストによるアウトリーチコンサート（音楽体験事業）やガラコンサート（特別公演）等を実施し、子どもたちが音楽に触れる機会を提供していく。 ・小・中学校の楽器を計画的に修繕・整備し、器楽合奏やブラスバンド等、学校における音楽活動の活発な取組を促す。	・アウトリーチコンサート（音楽体験事業）やガラコンサート（特別公演）等が毎年度実施され、プロの音楽家による演奏に触れることで、子どもたちの音楽的な興味・関心が向上し、情操教育の推進が図られている。 ・各学校では楽器の整備や修繕が適切に行われ、音楽活動への取組が充実している。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
小学校４年生及びゆうゆう教室に通う児童・生徒を対象に、全小学校、西河原公民館において、プロの管楽器奏者によるアウトリーチコンサートを実施した。同じアーティストによるエコルマホールでのガラコンサートも実施し、子どもたちにプロの音楽家による演奏に触れる機会を提供することができた。 各学校予算及び全小・中学校への配当予算にて、楽器整備・修繕を行うとともに、こまえ応援寄附金を活用した楽器整備事業として、狛江第六小学校にて新たな楽器を整備した。	B	令和８年度は、引き続きアウトリーチコンサート及びガラコンサートを実施する。当該事業を対象とした補助金が終了となることに伴い、その後の音楽等文化活動のあり方を検討していく。 学校との連携により効果的な楽器整備方法を検討しながら、引き続きこまえ応援寄附金も活用し楽器整備事業を進めていく。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	アウトリーチコンサート	・アウトリーチコンサート（小学４年生・ゆうゆう教室） ・ガラコンサート（エコルマホール） ・音楽体験活動のあり方検討	・音楽等文化活動の実施	→	・教育振興費 ・「音楽の街－狛江」楽器整備事業
②	楽器修繕・整備	・楽器修繕（全小・中学校） ・こまえ応援寄附金による楽器整備（三中）	・楽器修繕（全小・中学校） ・こまえ応援寄附金による楽器整備（各年度１校ずつ実施）	→	関連計画等

施策展開の方向性		芸術や狛江らしい文化活動に身近に触れる機会を提供し、情操･芸術教育を推進します。
コード	1-4-3-2	

事業名	情操・芸術教育推進	担当課	指導室

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・音楽鑑賞教室や小学校連合音楽会を通して、「音楽の街－狛江」としての認識を深めるとともに、創造力や感性等豊かな心を育成する。 ・特別支援学級連合展覧会や東京都公立美術展覧会等、一堂に会する発表及び鑑賞の機会を設け、児童・生徒の豊かな情操を培い、造形的な表現力等の向上を図る。 ・狛江市文化振興事業団による絵手紙教室の実施等、狛江らしい芸術文化活動等を通して、狛江への郷土愛を育む。	・児童・生徒が芸術に身近に触れる機会を通し、創造力や感性等豊かな心が育まれ、芸術・文化に対する理解が深まっている。 ・狛江らしい芸術文化活動等を通して、児童・生徒に狛江への郷土愛が育まれているとともに、教職員が狛江の芸術文化に触れる機会を大切にしている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・子どもたちに狛江市文化振興事業団による絵手紙教室の実施等、狛江らしい芸術文化活動等を通して、狛江への郷土愛を育むとともに、教員に対しても初任者夏季集中研修等で絵手紙教室を実施し、絵手紙について理解する機会を設けることができた。	B	・芸術を身近に感じ取ることができるよう体験的な活動を推進する。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	情操・芸術教育の推進（音楽）	・連合音楽鑑賞教室（小６・中２） ・小学校連合音楽会（小５） ・地域行事参加（市民まつり等）	→	→	・連合行事・音楽鑑賞関係費
②	情操・芸術教育の推進（図画工作・美術）	・特別支援学級連合展覧会 ・東京都公立美術展覧会への参加	→	→	
③	狛江の文化理解推進	・絵手紙教室（各学校、隔年実施） ※狛江市文化振興事業団		→	関連計画等

施策展開の方向性		子どもたちが互いを尊重し合いながら学ぶ、すべての子どもたちのための特別支援教育を推進します。
コード	2-1-1-1	

事業名	特別支援教育の推進	担当課	指導室

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・誰一人取り残さない教育の実現に向けて、特別支援教育悉皆研修、特別支援教育コーディネーター連絡協議会等を通して、通常の学級等における個に応じた指導の充実を図る。特別支援学級・教室代表者会における研修や情報交換、協議等を通して、特別支援学級や特別支援教室の指導の充実や、地域特別支援教育推進連絡協議会の協議内容を校長会等を通じて、各学校にフィードバックする等、学校や地域における特別支援教育に係る課題解決に向けた取組を推進する。 ・東京都立特別支援学校と連携を図り、副籍制度による交流活動を充実させるとともに、各学校の年間指導計画に基づく人権教育を推進し、共生社会の実現に向けて必要な資質・能力を育成する。	・障がいのあるなしに関わらず、すべての子どもたちが等しく個に応じた学びを享受するとともに、地域の中で、共に学び、共に体験することで、相互理解が深まり、自他ともに大切にしようとする姿勢が育まれている。 ・副籍交流や人権教育等を通して、児童・生徒が相互理解を深め、多様性を尊重する共生社会の実現に必要な資質・能力が育まれている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・教育支援センターと連携し、校長会や副校長会等において合理的配慮に関する資料提供を行った。（再掲）	B	・個別最適な指導の充実を図る。併せて狛江第三中学校Ｅ組及び狛江第三小学校あおば学級とのより効果的な連携の在り方についても検討し、指導方法の情報共有等を行えるようにする。

取組内容		年次計画 R８	R９	R１０	関連する予算事業
①	誰一人取り残さない特別支援教育の推進	・特別支援教育悉皆研修 ・特別支援学校のセンター的機能を活用した連携強化による研修等の充実 ・特別支援学級・教室代表者会における研修・情報交換及び今後の検討 ・特別支援教育コーディネーター連絡協議会における協議・情報交換及び今後の検討 ・デジタルを活用した個別支援の推進	→	→	・特別支援教育推進 ・教育研究推進
②	特別支援学級・教室運営の充実	・東京都立特別支援学校との連携 ・特別支援学級・教室代表者会における研修・情報交換及び今後の検討（再掲）	→	→	
③	関係機関連携	・地域特別支援教育推進連絡協議会における情報交換・協議 ・副籍制度による交流活動推進	→	→	関連計画等 ・狛江市人権施策推進指針

施策展開の方向性		子どもたちが互いを尊重し合いながら学ぶ、すべての子どもたちのための特別支援教育を推進します。
コード	2-1-1-2	

事業名	特別支援教育推進	担当課	教育支援課

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・東京都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、居住地域と直接又は間接的な交流ができるよう副籍制度の活用を促す。 ・通常学級に在籍する支援を必要とする児童・生徒に対し、医師、作業療法士等の専門家がチームで、行動観察等を行い、教員等へ今後の指導方針等を助言等する巡回相談により、学校内の指導体制の充実を図る。	・東京都立特別支援学校に在籍する児童・生徒にとって、地域とのつながりの中で安心して過ごせる環境が整うとともに、地域全体に特別支援教育の理解が図られている。 ・教員の特別支援教育に対する理解が深まるとともに、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに沿った支援・指導ができている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・都立特別支援学校への就学希望者に対し、就学相談の場で副籍交流について説明を行い周知を図ったが、地域の学校との直接的な交流を希望する保護者は少なかった。 ・医師、作業療法士等の専門家チームの巡回相談を市立小・中学校10校において、専門家11名が延べ73回実施し、教員等へ今後の指導方針について助言を行い、学校内の指導体制の充実を図った。	B	・副籍の直接交流は、送迎や付き添いを保護者が行う必要があるなど、保護者の負担が大きいため、直接的な交流を希望する保護者は少ない。保護者負担の軽減等の制度の見直しが必要である。 ・巡回相談については、特別支援教室の制度が始まる前から実施しており、学習障がい等のある児童・生徒への対応方法について一定の役割を果たしてきた。類似の課題を持ったケースも多く、助言等もパターン化しているが、同様の課題について助言を求められる。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	副籍制度	・副籍制度の案内及び活用促進	→	→	・特別支援教育推進
②	特別支援教育巡回相談	・学校への専門家チーム（医師、作業療法士等）派遣	→	→	関連計画等 ・第３期こまえ子ども・若者応援プラン

施策展開の方向性		子どもたちが互いを尊重し合いながら学ぶ、すべての子どもたちのための特別支援教育を推進します。
コード	2-1-1-3	

事業名	学校施設環境整備（ユニバーサルデザイン）	担当課	学校教育課

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・学校施設の改修や修繕において、ユニバーサルデザインを考慮し、環境整備を進めていく。	・学校施設において、ユニバーサルデザインの対応や支援が必要な児童・生徒に対する必要な環境整備が進んでいる。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・概ね計画どおりに事業を実施し、快適で効果的な学びが実現できる学校環境の整備につながった。ユニバーサルデザインの考え方を基に改修工事を行うとともに、必要に応じて支援が必要な児童・生徒に対する環境整備を行った。また、今後の改修工事のために必要な設計業務を行った。 ・建物シーリング改修、屋外スロープ設置、照明ＬＥＤ化等（五小） ・空調設備工事（緑野小） ・受変電設備改修工事（和泉小、四中） ・大規模改修工事基本設計（六小）、大規模改修工事実施設計（三中）	B	・各学校の改修状況を的確に把握するとともに、狛江市公共施設整備計画で示されている令和16年度以降に予定される建替えスケジュールも見据えながら、「魅力ある学校づくり推進連絡協議会」での意見等も踏まえ、必要な工事・修繕を計画的に実施していく。 　また、工事・修繕の際は、ユニバーサルデザインの導入や特別な支援が必要な児童・生徒への対応、防災機能の強化、プール施設のあり方への対応等を検討する。

取組内容		年次計画 Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	関連する予算事業
①	小・中学校施設改修工事	・大規模改修工事（三中）	・大規模改修工事（六小・緑野小・三中） ・空調設備整備工事（一中・四中）	→	・小・中学校既存施設改修工事（施設課） ・小・中学校学校維持管理費
②	小・中学校施設修繕	・適宜的確な修繕の実施 （ユニバーサルデザイン等の対応）	→	→	関連計画等 ・狛江市公共施設整備計画 ・狛江市第１次地域共生社会推進基本計画

施策展開の方向性		子どもや保護者の意向を尊重し、適切な就学や支援につなげます。
コード	2-1-2-1	

事業名	就学支援	担当課	教育支援課

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・適切な就学に向けて、教育や医療、保健、福祉等の関係機関が連携を図り、発達に課題のある子ども等への就学相談を実施し、本人や保護者の意向を最大限尊重しつつ、子ども一人ひとりの状況に合わせた就学先につなげる。 ・各種特別支援学校等の情報収集・提供を通じて、児童・生徒の障がい特性に応じた支援が受けられるよう進路相談に応じる。	・子ども本人や保護者の意向を踏まえつつ、子どもの成長・発達段階や特別な支援の必要性に応じた適切な教育を受けられている。 ・児童・生徒一人ひとりの特性を生かした強みや課題を改善する指導等を通じて希望する進路の実現に寄与できている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・適切な就学に向けて、本人や保護者の意向を最大限尊重しつつ、発達に課題のある子ども等へ就学相談を実施（小学校就学83件、小学校転学61件、中学校就学52件、中学校転学６件）し、子ども一人ひとりの状況に合わせた就学先等につなげた。就学相談の中で各種特別支援学校等について情報提供し、児童・生徒の障がい特性に応じた支援が受けられるよう進路相談に応じた。	B	・特別支援教室については、原則１年の利用となっている。毎年、年度末に特別支援教室の継続利用が必要か判定を行っているが、実態としては一度利用すると卒業するまで利用する児童・生徒が多いため、利用総数が過大になっている。特別支援教室利用者数の適正化について、学校と連携が必要である。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	教育相談	・発達等相談（専門教育相談員） ・障がい特性に応じた相談支援 ・特別支援学校等の情報収集・提供	→	→	・就学相談関係費 ・教育相談関係費
②	就学相談	・就学相談（就学相談専門員）	→	→	
③	就学支援委員会	・就学支援委員会（定期実施） ・適正な進路先の検討・判定	→	→	関連計画等 ・第３期こまえ子ども・若者応援プラン

施策展開の方向性		合理的配慮の下、医療的ケアが必要な子どもの就学を支援します。
コード	2-1-3-1	

事業名	医療的ケア児支援	担当課	教育支援課

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・日常生活において医療的ケアが必要な子どもが、合理的配慮の下で安心して地域の学校に通えるよう、保護者や学校とも協議しながら、就学に向けた準備を行うとともに、就学後も、保護者等と連携しながら、専門的な知識や技術を有する看護師等の専門職を派遣し、必要な医療的ケアを行う。	・日常生活において医療的ケアが必要な子どもが安心して学校に通える体制が整備され、医療的ケア児の教育を受ける権利が尊重されている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・日常生活において医療的ケアが必要な児童２名に対して、合理的配慮の下で安心して学校に通えるよう専門的な知識や技術を有する看護師の派遣を行い必要な医療的ケアを行った。	B	・引き続き、日常生活において医療的ケアが必要な児童・生徒に対して、合理的配慮の下で安心して学校に通えるよう専門的な知識や技術を有する看護師の派遣を行い必要な医療的ケアを行う。また、医療的ケアが必要な児童の情報を事前に入手し、就学相談を勧めるとともに、合理的配慮の下、可能な限り受入れを検討し、円滑に学校生活がスタートできるよう準備等を行っていく。就学後は、看護師を在籍校へ派遣する等、円滑な学校生活が送れる体制の整備を図るとともに、医療的ケアの内容によっては、成長過程に応じて子ども自らが医療的ケアを行えるよう学校及び家庭と連携を図っていく。

取組内容		年次計画 R８	R９	R１０	関連する予算事業
①	就学支援	・保護者や学校との協議による就学先の検討 ・就学に向けた適切な支援	→	→	・医療的ケア児支援事業
②	医療的ケア	・学校における医療的ケア （看護師等専門家派遣）	→	→	関連計画等 ・第３期こまえ子ども・若者応援プラン

施策展開の方向性		様々な困難を抱える子どもたちの能力を最大限に伸ばすための支援の充実を図ります。
コード	2-2-1-1	

事業名	誰一人取り残さない教育の推進	担当課	指導室

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・誰一人取り残さない教育の実現に向けて、特別支援教育悉皆研修、特別支援教育コーディネーター連絡協議会等を通して、通常の学級等における個に応じた指導の充実を図る。（再掲） ・生活指導主任会、不登校・教育相談対策委員会、スクールカウンセラー連絡協議会等を通して、関係機関が連携しながら不登校の未然防止及び不登校児童・生徒対応等について情報交換・協議し、児童・生徒の社会的自立に向けた効果的な支援を行えるようにする。教務主任会や研究主任会等において、各学校における子どもを主語にした個別最適な学びの実践について情報交換・協議等を行い、児童・生徒が主体的な学びを行えるようにする。	・児童・生徒が自身の興味・関心、特性等に合わせた個別最適な学びを展開している。 ・不登校が生じない魅力ある学校づくりが進展しているとともに、不登校児童・生徒に対して個に応じた学びのサポート体制が整えられている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・６月と11月のふれあい月間では、学校のいじめに対する取組や実態について調査を行った。年間３回実施を計画している、いじめに関する授業について、認識不足が原因で実施したにも関わらず「実施できていない」という回答をした学校が複数あった。調査では、学校の課題等も明らかにしながら、具体的改善策を見出し、実行できるようにした。	B	・生活指導主任会において、引き続き、各学校の情報共有を図り、いじめ防止や自殺予防対策について共通理解を図っていく。 ・不登校対応巡回教員による不登校生徒への支援を継続するとともに、校内体制等への助言を計画的に行う。 ・子ども家庭部、フリースクール等、居場所を提供する法人等と連携し、子ども一人一人に合った多様な教育の場を提供する取組が必要がある。

取組内容		年次計画 R８	R９	R１０	関連する予算事業
①	誰一人取り残さない特別支援教育推進（再掲）	・特別支援教育悉皆研修 ・特別支援学校のセンター的機能を活用した連携強化による研修等の充実 ・特別支援学級・教室代表者会における研修・情報交換及び今後の検討 ・特別支援教育コーディネーター連絡協議会における協議・情報交換及び今後の検討 ・デジタルを活用した個別支援の推進	→	→	・特別支援教育推進 ・教育研究推進
②	不登校対策の推進	・不登校・教育相談対策委員会における情報交換・協議（年３回） ・生活指導主任会における研修・情報交換（再掲） ・不登校対応巡回教員の活用 ・デジタルを活用した不登校支援 ・学びの多様化学校及びチャレンジクラスの設置検討	→	・不登校・教育相談対策委員会における情報交換・協議（年３回） ・生活指導主任会における研修・情報交換（再掲） ・不登校対応巡回教員の活用 ・デジタルを活用した不登校支援 ・学びの多様化学校又はチャレンジクラスの設置	
③	スクールカウンセラーの活用推進	・スクールカウンセラー全員面接 ・スクールカウンセラー連絡協議会（年２回） ・スクールカウンセラー配置派遣のあり方の検討	→	→	関連計画等
④	個別最適な学びに係る授業改善推進	・教務主任会における実践例等の情報交換・協議及び好事例の発信 ・研究主任会における実践例等の情報交換・協議及び好事例の発信 ・各種研究発表及び発表会への参加	→	→	

施策展開の方向性		様々な困難を抱える子どもたちの能力を最大限に伸ばすための支援の充実を図ります。
コード	2-2-1-2	

事業名	個に応じた支援	担当課	教育支援課

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・特別支援学級に在籍する支援の必要な児童・生徒に対し、身辺自立を目的とした生活習慣の指導や学習、集団行動、登下校時の指導等を行う介助員を配置することなどにより、学級における支援・指導体制の充実を図る。 ・通常学級等に在籍する支援の必要な児童に対し、移動や身辺の介助、指導の補助等を行う支援員を配置し、校内生活の安定と適切な教育環境を提供する。	・特別支援学級に在籍する児童・生徒一人ひとりが、学習上又は生活上の困難を克服し自立に向かう環境が整っている。 ・通常の学級に在籍する児童が学校生活の補助等により適切な教育環境のもとで、指導・支援が受けられている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・身辺自立を目的とした生活習慣の育成指導や学習、集団行動、登下校時の指導等を行う介助員を狛江第一小学校、緑野小学校、狛江第一中学校、狛江第三中学校に配置し、特別支援学級に在籍する児童・生徒一人ひとりが、学習上又は生活上の困難を克服し自立に向かう環境を整備するとともに指導の充実や安全確保に努めた。 ・通常学級に在籍し、身体介助等の支援を必要とする児童２名に対し、移動や身辺の介助、指導の補助等を行う支援員を配置し、安全で安定した学校生活及び保護者の負担軽減につなげた。	B	・特別支援教育支援員及び介助員は、支援が必要な児童・生徒数によって年度毎に必要な人数が変化すること、支援員及び介助員の病気や家庭の事情等の突発的な休暇に対応する必要があること、また、障がいの程度や身体の成長に合わせて適切に対応できる介助員が必要であること等、様々な課題があり、人材確保が課題である。ボランティア育成等子ども家庭部と連携を図るとともに、派遣や委託の活用など、人材確保のための方策を検討していく。

取組内容		年次計画 R８	R９	R１０	関連する予算事業
①	特別支援教育巡回相談（再掲）	・学校への専門家チーム（医師、作業療法士等）派遣	→	→	・特別支援教育推進 ・特別支援学級維持管理費（小・中）
②	体育授業指導者派遣（特別支援学級）	・体育授業指導者による運動機能の向上指導	→	→	
③	特別支援学級介助員	・特別支援学級介助員の人員確保及び適正配置	→	→	関連計画等
④	特別支援教育支援員	・特別支援教育支援員の人員確保及び適正配置	→	→	・第３期こまえ子ども・若者応援プラン

施策展開の方向性		多様な学びの場を創出し、学びのセーフティネットの充実を図ります。
コード	2-2-2-1	

事業名	不登校対策推進	担当課	指導室

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・各学校における組織的な支援体制を整備するため、不登校対応巡回教員（中学校）による不登校生徒支援及び魅力ある学校づくりに係る助言等を適切に行う。誰一人取り残さない教育の実現に向けて、特別支援教育悉皆研修、特別支援教育コーディネーター連絡協議会等を通して、通常の学級等における個に応じた指導の充実を図る。（再掲） ・デジタルドリル及び授業支援アプリを効果的に活用し、全ての児童・生徒が自らのペースで主体的に学習を進められる環境を整備する。	・不登校が生じない魅力ある学校づくりが進展しているとともに、不登校児童・生徒に対して個に応じた学びのサポート体制が整えられている。（再掲） ・学校に限らず、多様な学びの場の中で、全ての児童・生徒に居場所があり、自らのペースで主体的に学びを進めている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・ゆうゆう教室利用児童・生徒の発達特性の多様化が進んでおり、教育支援センター内の専門教育相談員、スクールソーシャルワーカーと連携しながら、児童・生徒の指導・支援に取り組んでいく。	B	・不登校児童・生徒の増加に伴い、ゆうゆう教室での受入れのほか、必要に応じて、学校や子ども家庭部、フリースクール、居場所を提供する法人等と連携し、子ども一人一人に合った多様な教育の場を提供できるよう取り組む必要がある。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	多様な学び場の創出	・不登校対応巡回教員の活用（再掲） ・指導室、教育支援課、教育支援センター、不登校対応巡回教員との不登校対策に係る協議 ・デジタルを活用した不登校支援（再掲） ・フリースクール等との連携 ・学びの多様化学校及びチャレンジクラスの設置検討（再掲）	→	・不登校対応巡回教員の活用（再掲） ・指導室、教育支援課、教育支援センター、不登校対応巡回教員との不登校対策に係る協議 ・デジタルを活用した不登校支援（再掲） ・フリースクール等との連携 ・学びの多様化学校又はチャレンジクラスの設置（再掲）	・情報教育推進
②	特別支援学級・教室運営の充実（再掲）	・特別支援学級・教室代表者会における研修・情報交換及び今後の検討	→	→	関連計画等 ・狛江市人権施策推進指針 ・狛江市ＤＸ戦略2.0

施策展開の方向性		多様な学びの場を創出し、学びのセーフティネットの充実を図ります。
コード	2-2-2-2	

事業名	不登校対策	担当課	教育支援課

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・各中学校に校内教育支援センターを設置し、不登校から学校復帰する段階にある生徒等に対し、学校内で安心できる場を提供することで、学びの継続と成長を促す。また、コミュニティスクールにおけるゾーン内の小学校とも連携し、小学校と中学校の接続を見据えた支援に取り組む。 ・不登校児童・生徒に対し、教育支援センター内のゆうゆう教室において、自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立を目指すための適切な指導と学習の援助等を行う。 ・不登校児童・生徒に対し、社会とのつながりを持つ機会を提供するため、ゆうあいフレンドを派遣し、不登校児童・生徒の社会的自立を支援する。	・全ての児童・生徒が自分の状態や背景、特性に応じて、適切な教育環境を柔軟に選べる仕組みが構築されている。 ・学校への復帰だけを目的とせず、不登校児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立を目指し、意欲的に学習に取り組んでいる。 ・不登校児童・生徒が孤立することなく、社会とのつながりを適切に持つことにより、社会的自立に向けて人間関係の広がりが持てている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・昨年度に引き続き、別室であれば登校できる児童・生徒に対し、学校内に別室を設置し、不登校及び不登校傾向の児童・生徒一人一人の状況に応じて、校内別室指導支援員が教室以外の居場所として、校内生活の支援を行うことで、不登校等の児童・生徒の安心感等につなげるとともに学びの継続や社会的な自立につながる取組を行った。令和７年度は、新たに中学校３校（狛江第一中学校、狛江第二中学校、狛江第三中学校）に校内教育支援センターを設置することで、更なる不登校対策の充実を図った。 ・ゆうゆう教室において、不登校児童・生徒に対し、一斉・個別の学習支援や豊かな人間関係を築くための適応指導を行った。また、ゆうあいフレンド派遣事業においては、ゆうゆう教室にも登室できない不登校児童・生徒に対し、相談員を派遣し、話し相手、相談相手等となることにより、人間関係の回復、社会適応に向けた自立支援を行った。ゆうゆう教室での適応指導、ゆうあいフレンド派遣事業共に、不登校の児童・生徒の引きこもりを予防し、社会とのつながりを持つことで社会的自立を促した。（令和８年３月31日現在の利用人数　ゆうゆう教室18人、ゆうあいフレンド３人）	A	・ゆうゆう教室利用児童・生徒の発達特性の多様化が進んでおり、個別指導が必要な児童・生徒の対応が課題である。教育支援センター内の専門教育相談員、スクールソーシャルワーカーと連携しながら、児童・生徒の指導・支援に取り組んでいく。また、不登校児童・生徒の増加に伴い、ゆうゆう教室での受入れのほか、必要に応じて、学校や子ども家庭部、フリースクール、居場所を提供する法人等と連携し、子ども一人ひとりに合った多様な教育の場を提供できるよう取り組む必要がある。 ・校内教育支援センター支援員配置事業は、令和９年度をもって国の補助金が終了予定である。補助金終了後に財源を含め、不登校児童・生徒が増加している現状や、本事業の効果等も踏まえ、校内教育支援センターの在り方の検討・調整が必要である。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	校内教育支援センター（各中学校）	・校内教育支援センターの設置・運営	→	→	・不登校対策支援
②	ゆうゆう教室（適応指導教室）	・ゆうゆう教室における不登校児童・生徒への適切な指導・支援	→	→	
③	ゆうあいフレンド派遣	・不登校児童・生徒に対するゆうあいフレンド派遣（心理学専攻者等）	→	→	関連計画等 ・第３期こまえ子ども・若者応援プラン

施策展開の方向性		多様な学びの場を創出し、学びのセーフティネットの充実を図ります。
コード	2-2-2-3	

事業名	多様な学びの場の創出	担当課	公民館

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・中央公民館（こまえみらいテラス）や西河原公民館において、フリースペースの充実やスタディコーナーの設置等多様な学びの場の創出を図り、子どもたちの学習機会を保障する学びのセーフティネットとしての一翼を担う。 ・若者の意見を取り入れて、こまえみらいテラスのティーンズルームを活用するなど、若者に寄り添った若者支援の充実を図る。	・教育委員会と市長部局の連携により、若者の多様な学びの場が展開され、学びのセーフティネットが充実し、子どもたちの学習機会の保障が十分になされている。 ・こまえみらいテラスのティーンズルームが、多くの中高生に利用され、若者の居場所として機能するとともに、若者に寄り添った若者支援が行われている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・中央公民館の休館中は、西河原公民館の学習フリースペースの実施やフリースペースの座席の数を増やす等可能な限り学習スペースを確保した。 ・リニューアル後の中央公民館（こまえみらいテラス）においては、フリースペースに机とテーブルを配置するなど、フリースペースを充実するとともに、スタディコーナーに52席の学習スペースを設けた。 ・同じくリニューアル後に開設したティーンズルームでは、ＮＰＯ法人と連携しながら開設前に４回、開設後に４回、ワークショップサクセンカイギの意見を踏まえ事業を展開した。	A	・市長部局と連携し、若者の多様な学びの場を確保していく。こまえみらいテラスのティーンズルームが、多くの中高生に利用され、若者の居場所として機能するとともに、若者に寄り添った若者支援を展開していく。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	多様な学びの場の環境整備	・フリースペースの充実 ・スタディコーナー等の学びの場の確保	→	→	・こまえみらいテラス管理費 ・西河原公民館運営費 ・子ども・若者事業 ・居場所事業
②	ティーンズルームの開設・運営	・ワークショップの意見を尊重した事業展開 ・ＮＰＯ法人との連携	→	→	関連計画等 ・狛江市民センター改修基本構想 ・第３期こまえ子ども・若者応援プラン

施策展開の方向性		外国籍や外国語を母語とする子どもたちへの支援の充実を図ります。
コード	2-2-3-1	

事業名	日本語学習支援	担当課	指導室

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・日本語指導を必要とする児童・生徒に対して日本語指導員を派遣し、適切な指導・支援を迅速に行い、生活言語、学習言語の能力の伸長を図る。市長部局やＮＰＯ法人等との連携を図り、外国籍や外国語を母語とする児童・生徒及び家庭への支援の充実を図る。 ・日本語指導担当者会を通して、各学校における日本語指導の充実の他、外国籍や外国語を母語とする児童・生徒の文化的アイデンティティを保護する等、心理的なケアを行えるようにする。また人権教育を推進し、自他ともに認め、支え合う態度の育成を図る。	・外国籍や外国語を母語とする児童・生徒が豊かな学校生活を送ることができるようになるために必要な日本語能力を取得しているとともに、将来にわたって社会で生きていくために必要な学力や知識を身に付けている。 ・外国籍や外国語を母語とする児童・生徒が、偏見や差別にさらされることなく学校生活が送れるとともに、児童・生徒が共生社会の実現に向けて行動している。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・委託業者と連携し、日本語の指導を必要とする児童・生徒９名（令和６年度６名）に対して日本語指導員を配置し、当該児童・生徒の学校生活の支援を行った。 ・日本語指導担当者会を２回開催し、第１回では大学教授から適切な支援のあり方に関する専門的な指導を受け、第２回では学校での取組等に関する情報交換等を行った。	B	・引き続き、日本語の指導を必要とする児童・生徒に対する日本語指導員の配置を行い、当該児童・生徒が学校生活に適応できるようにする。 ・日本語指導担当者会を開催し、各学校において当該児童・生徒の日本語能力向上とともに、文化的アイデンティティーの保護についても推進できるようにする。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	日本語指導推進	・日本語指導員派遣 ・日本語指導担当者会における研修・情報交換 ・市長部局（政策室）及びＮＰＯ法人等との連携	→	→	・国際理解教育促進 ・教育研究推進
②	人権教育推進（再掲）	・人権尊重教育推進校の指定 ※Ｒ６～Ｒ８年度：緑野小学校 ・人権教育推進委員会による課題共有 ・年間指導計画に基づく人権教育の推進（各学校）	・人権尊重教育推進校の成果の普及・啓発 ※Ｒ６～Ｒ８年度：緑野小学校 ・人権教育推進委員会による課題共有 ・年間指導計画に基づく人権教育の推進（各学校）	→	関連計画等 ・狛江市人権施策推進指針

施策展開の方向性		子どもたちの声をきく体制づくりや、専門的人材を活用した相談体制の機能強化を図ります。
コード	2-3-1-1	

事業名	相談体制の機能強化	担当課	指導室

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・ＷＥＢＱＵの結果を踏まえ、児童・生徒が安心安全に生活できるための学級・学校風土づくりを進め、いじめ及び自殺を未然防止する。また学級経営及び児童・生徒支援に関するコンサルティング（早稲田大学からの講師派遣）、各種研修会の実施により、ＷＥＢＱＵの活用等の充実を図る。（再掲） ・各学校において、生命の尊さを学ぶ授業や「ＳＯＳ の出し方に関する教育」を推進し、いじめの未然防止や自殺予防に努めるとともに、生活指導主任会等においてゲートキーパー研修を実施し、児童・生徒の不安や悩みを受け止める体制を構築する。（再掲） ・一人１台タブレット端末でアクセス可能な相談窓口の開設等、児童・生徒のＳＯＳを受け止める体制を構築するとともに、スクールカウンセラー、専門教育相談員等との全員面接を通して、児童・生徒との人間関係を構築し、いつでも相談できる体制を構築する。（小５・中１）	・ＷＥＢＱＵの活用等により、適切な児童・生徒理解が図られ、学級経営及び児童・生徒支援が的確に行われている。また、ＷＥＢＱＵにおける侵害行為認知群、学級生活不満足群・要支援群について、令和６年度を基準として、全体に占める割合が減少している。（再掲） ・児童・生徒の生命尊重の精神の涵養や相互理解が進み、いじめの未然防止が図られるとともに、ＳＯＳの出し方に関する教育の推進や教員研修等により、自殺予防が適切に図られている。（再掲） ・児童・生徒が不安や悩み事について、身近な大人に相談することができる体制が構築されるとともに教員等の傾聴スキルが向上し、児童・生徒が学校生活はもとより、安心して日常生活を送ることができている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・令和７年度の第１回ＷＥＢＱＵの結果で要支援群となった児童・生徒は、小学校37人、中学校25人、第２回の結果で要支援群となった児童・生徒は、小学校32人、中学校26人であるが、学級生活満足群が増加している。学級生活満足群については、小学校では68.9%、中学校では66.3%で、令和６年度と比較すると小学校は1.4ポイント、中学校は3.7ポイント増加している。コンサルティングを各学校２回実施し、学級や個の状態を把握しながら協議を行い、学級経営の改善を図った。	B	・今後もＷＥＢＱＵを活用し、児童・生徒の学力や学級生活満足群・不満足群を分析することで、狛江市内の状況を把握し、学校に還元していく。 ・ＳＯＳの出し方教育については、今後も児童・生徒の実態やスクールカウンセラーの全員面接の結果を鑑みながら適宜実施していく必要がある。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	児童・生徒のアセスメント（再掲）	・ＷＥＢＱＵの実施（全児童・生徒　年２回） ・各学校におけるコンサルティング（早稲田大学からの講師派遣） ・ＷＥＢＱＵに係る管理職研修 ・児童・生徒のアセスメント及びコンサルティングの成果検証 ・ＷＥＢＱＵの今後のあり方検討	・ＷＥＢＱＵの実施（全児童・生徒　年２回） ・各学校におけるコンサルティング（早稲田大学からの講師派遣） ・ＷＥＢＱＵに係る管理職研修 ・ＷＥＢＱＵの結果についての多面的分析 ・コンサルティングのあり方検討	→	・児童・生徒の実態把握に係る調査
②	相談体制の充実（再掲）	・各学校における「ＳＯＳの出し方に関する教育」の実践 ・生活指導主任会における研修・情報交換（再掲） ・デジタルを活用した相談窓口の開設 ・ゲートキーパー研修	→	→	関連計画等
③	スクールカウンセラーの活用推進（再掲）	・スクールカウンセラー全員面接 ・スクールカウンセラー連絡協議会（年２回） ・スクールカウンセラー配置派遣のあり方の検討	→	→	・健康こまえ21（第３次）・食育推進計画（第３次）・いのち支える狛江市自殺対策計画（第２次）～ウェルこまヘルスプラン～ ・狛江市いじめ防止基本方針

施策展開の方向性		子どもたちの声をきく体制づくりや、専門的人材を活用した相談体制の機能強化を図ります。
コード	2-3-1-2	

事業名	相談体制の機能強化	担当課	教育支援課

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・専門教育相談員を各学校へ定期的に派遣することで、児童・生徒やその保護者等の身近な存在として気軽に相談できる体制を整備するとともに、教職員等とも連携しながら、教育相談の体制強化を図る。 ・児童・生徒やその家庭の課題解決に向け、スクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携し、適切な支援につなげるとともに、各学校において課題を抱える児童・生徒の学習支援や学校での生活を支援するため家庭と子どもの支援員を配置し、子どもたちの安定した生活に寄与する。	・児童・生徒やその保護者等が安心して相談できる体制が整備されている。 ・家庭環境に起因する諸課題の早期発見・支援に向けて、組織的な対応ができている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・専門教育相談員８名を小・中学校へ定期的に派遣し、児童・生徒やその保護者等の発達の課題や人間関係の悩み等の相談に応じた。相談の中で必要に応じて、教職員等とも連携しながら、特別支援教育の利用や必要な関係機関等へつなげた。 ・児童・生徒やその家庭の生活上の課題等の解決に向け、学校の要請に基づきスクールソーシャルワーカーを各学校に派遣し、教職員等とも連携しながら、特別支援教育の利用や必要な関係機関等へつなげた。また、家庭と子どもの支援員を全小・中学校に配置し、課題を抱える児童・生徒の学習支援や学校での生活を支援した。	B	・専門教育相談員及びスクールソーシャルワーカーは離職者が多く、安定的に各学校に派遣することができない状況となっている。研修やフォローアップ等を行いながら人材の確保に努め、安定して学校へ派遣できる体制を整備する必要がある。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	教育相談（再掲）	・発達等相談（専門教育相談員） ・障がい特性に応じた相談支援 ・特別支援学校等の情報収集・提供	→	→	・教育相談関係費 ・不登校対策支援 ・学校と家庭の連携推進
②	スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ)派遣	・各学校へのＳＳＷ派遣 ・ＳＳＷの生活指導主任会及びスクールカウンセラー連絡協議会等の参加 ・ＳＳＷの活動推進	→	→	
③	家庭と子どもの支援員	・各学校への家庭と子どもの支援員の配置	→	→	関連計画等 ・第３期こまえ子ども・若者応援プラン

施策展開の方向性		学校等において、多角的なアセスメントが組織的に行われるよう連携の充実を図ります。
コード	2-3-2-1	

事業名	学校・地域・関係機関の連携による児童・生徒支援	担当課	指導室

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・ＷＥＢＱＵの結果を踏まえ、児童・生徒が安心安全に生活できるための学級・学校風土づくりを進め、いじめ及び自殺を未然防止する。また学級経営及び児童・生徒支援に関するコンサルティング（早稲田大学からの講師派遣）、各種研修会の実施により、ＷＥＢＱＵの活用等の充実を図る。（再掲） ・青少年健全育成連絡会における学校・地域・関係機関等による協議・情報交換等を通して、児童・生徒を取り巻く諸問題に対し、関係者・関係機関が連携を図り適切に対応するための体制を構築する。各学校においてケース会議を適宜適切に行い、関係機関と連携を図りながらタイミングを逸することなく適切な支援を行えるようにする。	・ＷＥＢＱＵの活用等により、適切な児童・生徒理解が図られ、学級経営及び児童・生徒支援が的確に行われている。また、ＷＥＢＱＵにおける侵害行為認知群、学級生活不満足群・要支援群について、令和６年度を基準として、全体に占める割合が減少している。（再掲） ・地域等と連携した児童・生徒を取り巻く諸問題に対する解決に向けた協力体制のより一層の充実が図られている。児童虐待や経済的な困難（貧困）、ヤングケアラー等、児童・生徒が家庭等において抱える問題に対し、いち早く気付き、支援へとつなぐことができている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・令和７年度の第１回ＷＥＢＱＵの結果で要支援群となった児童・生徒は、小学校37人、中学校25人、第２回の結果で要支援群となった児童・生徒は、小学校32人、中学校26人であるが、学級生活満足群が増加している。学級生活満足群については、小学校では68.9%、中学校では66.3%で、令和６年度と比較すると小学校は1.4ポイント、中学校は3.7ポイント増加している。コンサルティングを各学校２回実施し、学級や個の状態を把握しながら協議を行い、学級経営の改善を図った。（再掲）	B	・今後もＷＥＢＱＵを活用し、児童・生徒の学力や学級生活満足群・不満足群を分析することで、狛江市内の状況を把握し、学校に還元していく。（再掲） ・ＳＯＳの出し方教育については、今後も児童・生徒の実態やスクールカウンセラーの全員面接の結果を鑑みながら適宜実施していく必要がある。（再掲）

取組内容		年次計画 Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	関連する予算事業
①	児童・生徒のアセスメント（再掲）	・ＷＥＢＱＵの実施（全児童・生徒　年２回） ・各学校におけるコンサルティング（早稲田大学からの講師派遣） ・ＷＥＢＱＵに係る管理職研修 ・児童・生徒のアセスメント及びコンサルティングの成果検証 ・ＷＥＢＱＵの今後のあり方検討	・ＷＥＢＱＵの実施（全児童・生徒　年２回） ・各学校におけるコンサルティング（早稲田大学からの講師派遣） ・ＷＥＢＱＵに係る管理職研修 ・ＷＥＢＱＵの結果についての多面的分析 ・コンサルティングのあり方検討	→	・児童・生徒の実態把握に係る調査 ・教育研究推進
②	地域等連携支援	・青少年健全育成連絡会における関係づくり・研修・情報交換 ・関係者及び関係機関と連携したケース会議	→	→	関連計画等 ・狛江市人権施策推進指針

施策展開の方向性		学校等において、多角的なアセスメントが組織的に行われるよう連携の充実を図ります。
コード	2-3-2-2	

事業名	学校等における支援体制づくり	担当課	教育支援課

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・子どもの生活上の課題への対応に向けて、スクールソーシャルワーカーが外部の関係機関へのコーディネートを行うとともに、スクールソーシャルワーカーの生活指導主任会及びスクールカウンセラー連絡協議会等の参加により、学校及び関係機関との連携を深める。 ・児童・生徒やその家庭の課題解決に向け、スクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携し、適切な支援につなげるとともに、各学校において課題を抱える児童・生徒の学習支援や学校での生活を支援するため家庭と子どもの支援員を配置し、子どもたちの安定した生活に寄与する。（再掲）	・学校等における多角的なアセスメントにより、児童・生徒が家庭において抱える問題や生活上の課題等を早期に発見し、支援につながる体制が構築されている。 ・家庭環境に起因する諸課題の早期発見・支援に向けて、組織的な対応ができている。（再掲）

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・スクールソーシャルワーカーが外部の関係機関へのコーディネートを行うとともに、生活指導主任会及びスクールカウンセラー連絡協議会等に参加し、学校及び関係機関との連携を深めた。 ・児童・生徒やその家庭の生活上の課題等の解決に向け、学校の要請に基づきスクールソーシャルワーカーを各学校に派遣し、教職員等とも連携しながら、特別支援教育の利用や必要な関係機関等へつなげた。また、家庭と子どもの支援員を全小・中学校に配置し、課題を抱える児童・生徒の学習支援や学校での生活を支援した。（再掲）	B	・スクールソーシャルワーカーは離職者が多く、安定的に各学校に派遣することができない状況となっている。研修やフォローアップ等を行いながら人材の確保に努め、安定して学校へ派遣できる体制を整備する必要がある。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	教育相談（再掲）	・発達等相談（専門教育相談員） ・障がい特性に応じた相談支援 ・特別支援学校等の情報収集・提供	→	→	・教育相談関係費 ・不登校対策支援 ・学校と家庭の連携推進
②	スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ)派遣（再掲）	・各学校へのＳＳＷ派遣 ・ＳＳＷの生活指導主任会及びスクールカウンセラー連絡協議会等の参加 ・ＳＳＷの活動推進	→	→	
③	家庭と子どもの支援員（再掲）	・各学校への家庭と子どもの支援員の配置	→	→	関連計画等 ・第３期こまえ子ども・若者応援プラン

施策展開の方向性		小中学校９年間を通じた教育を展開し、学校と家庭、地域社会で子どもたちを見守りはぐくむ活動を推進します。
コード	3-1-1-1	

事業名	コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動	担当課	学校教育課

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・各中学校区域（ゾーン）に設置するコミュニティ・スクール（ＣＳ）において、小・中一貫の教育や地域と学校の連携の視点に立ち、互いの強みを活かした学校運営に関する議論の促進を図る。 ・小・中学校と地域コーディネーター、地域住民の連携を促進し、地域学校協働活動のさらなる活性化を図る。 ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の連携を促進し、一体的に運用することにより、各ゾーンにおける包括的な教育体制の構築を目指す。	・各コミュニティ・スクールにおいて、地域と学校の連携を意識した議論が活発に行われ、互いの強みを活かした取組が実施されている。 ・学校と地域コーディネーターが有機的に連携し、地域学校協働活動が活発に展開され、発展可能性が期待される状態となっている。 ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動が共通理解のもとで連携し、一体的に運用されている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・コミュニティ・スクール（ＣＳ）において、新たに部活動の地域展開や今後の学校の在り方の検討を意識して、学校・子どもの現状・課題等を議題として取り上げることで、会議の開催頻度・内容の充実を図り、対話型の会議や子どもの参画が増えた。また、各施策における各ゾーンの特徴を言語化する取組が進んだ。 ・都のＣＳアドバイザー派遣事業を活用し、ＣＳ委員を対象とした研修を新たに実施した。 ・統括コーディネーターの学校訪問やチラシ・名刺配布、広報誌（ガク☆チキ）への掲載等を通じて、学校・保護者等に対し地域学校協働活動及びＣＳについて広く周知した。 ・地域学校協働活動支援アプリを本格導入し、地域コーディネーターと学校間の連携を強化するとともに、新たなボランティアの確保に向けた取組を講じた。 ・ＣＳと地域学校協働活動の一体的な運用に向け、アイデア集の提供や、会議形態の見直しによるワークショップ等を行った。	A	・地域学校協働活動の拡充等により、地域と学校が一体となって子どもを教育する環境整備を一層進める必要がある。そのため、学校単位の地域学校協働活動に加えて、コンパクトな狛江市の特性を活かした市全体の活動も展開していく。 ・引き続き、学校に係る重要課題をＣＳの議題として取り上げることにより、各ゾーンの特徴や地域の意向を把握するとともに、ＣＳの活性化を図る必要がある。 ・ＣＳへの児童・生徒の参加を促し、子どもの意見を尊重した学校運営を推進する必要がある。 ・引き続き、ＣＳ委員、地域コーディネーターに対する研修や意見交換の機会を設けることにより、参加者の資質と意欲の向上を図り、主体的かつ実効的な事業展開につなげていく必要がある。

取組内容		年次計画 R８	R９	R１０	関連する予算事業
①	コミュニティ・スクール（ＣＳ）	・４つのゾーンにおけるコミュニティ・スクールへの同席・運営助言 ・学校・保護者への事業周知の強化 ・各種連絡協議会等での報告機会の提供等による活性化 ・ＣＳアドバイザー派遣事業の活用	→	→	・コミュニティ・スクール ・地域学校協働活動推進事業
②	地域学校協働活動	・出前授業、地域未来塾の実施・拡大（新たに中学校合同による地域未来塾を実施） ・学校・保護者への事業周知の強化 ・地域コーディネーター間の連携システムの活用 ・スキルアップ研修の実施	→	→	
③	ＣＳ・地域学校協働活動の一体的運営	・一体的な情報連携に向けた、会議体の見直し ・統括コーディネーターの活用促進	→	→	関連計画等

施策展開の方向性	
コード	3-1-1-2

小中学校９年間を通じた教育を展開し、学校と家庭、地域社会で子どもたちを見守りはぐくむ活動を推進します。

事業名	小・中連携教育の展開	担当課	指導室

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・教育管理職の兼務発令や小・中連携の日の実施等、狛江市独自のコミュニティ・スクールの単位である中学校区をゾーンとした学校間連携を推進し、小・中学校９年間を通じた学びの充実を図る。 ・青少年健全育成連絡会における学校・地域・関係機関等による協議・情報交換等を通して、児童・生徒を取り巻く諸問題に対し、関係者・関係機関が連携を図り適切に対応するための体制を構築する。（再掲）	・コミュニティ・スクール制度を適切に運用し、小・中学校９年間を通じて、学校間の学びをつなぐとともに、地域の願いや児童・生徒の声を生かした学校経営が展開されている。 ・地域等と連携した児童・生徒を取り巻く諸問題に対する解決に向けた協力体制のより一層の充実が図られている。（再掲）

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・かけはしプロジェクトでは「自ら問いをもち、解決に向けて取り組む児童・生徒の育成～伴走者としての教師の役割に着目して～」を主題にカリキュラム・マネジメントを意識した授業実践などを通して、小・中学校９年間の学びの充実について考えることができた。 ・青少年健全育成連絡会について生活指導主任会を兼ねて、「命の安全」について講演や協議を実施し、教員・民生児童委員・ＰＴＡなど子どもを取り巻く様々な人が意見交換をすることができた。	B	・かけはしプロジェクト委員会を起点に、市内小・中学校において総合的な学習の時間を活用した「探究の時間」を通して、学習を深める活動を取り入れていく必要性がある。 ・生活指導主任会やゲートキーパー研修など様々な機会を通じて児童・生徒を取り巻く諸問題に対応する体制づくりを継続していく。

取組内容		年次計画 Ｒ８	年次計画 Ｒ９	年次計画 Ｒ１０	関連する予算事業
①	小・中連携推進（再掲）	・「小・中連携の日」における情報交換・協議 ・かけはしプロジェクト委員会における研究推進（テーマ：探究）及びテーマの見直し ・各ゾーンの取組についての情報共有	・「小・中連携の日」における情報交換・協議 ・かけはしプロジェクト委員会における研究推進（新しいテーマ） ・各ゾーンの取組についての情報共有	→	・小・中連携の更なる推進 ・教育研究推進
②	地域等連携支援（再掲）	・青少年健全育成連絡会における関係づくり・研修・情報交換 ・関係機関と連携したケース会議	→	→	関連計画等 ・狛江市人権施策推進指針

施策展開の方向性		情報発信や外部評価を積極的に活用し、教育活動の改善・充実につなげます。
コード	3-1-2-1	

事業名	情報発信及び外部評価活用	担当課	学校教育課

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・教育委員会広報誌「ガク☆チキ」や教育委員会ホームページ等を活用し、家庭・地域へ教育活動に関する情報発信を適切に行う。 ・教育行政全般について、教育委員会において自己点検及び評価を行い、ＰＤＣＡサイクルを適切に運用することによって、教育行政の質の向上に努める。	・教育委員会広報誌「ガク☆チキ」が継続発行（年２回）され広く周知されているとともに、教育委員会及び学校ホームページで教育活動が見やすく定期的に情報発信されている。 ・教育委員会の自己点検及び評価について、わかりやすく報告書としてまとめられ発行されており、教育行政の質の改善が図られている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・教育委員会広報誌「ガク☆チキ」を３月と９月の２回、各25,000部発行した。多くの市民に手に取ってもらえるよう、新聞折込みや各小・中学校を通じた配布、各公共施設での配架を行い、発行した各号では、地域コーディネーター及びこまえみらいテラスを取り上げた。 　特にこまえみらいテラスの記事では、サクセンカイギのメンバーの協力を仰ぎ、中高生の視点で魅力を紹介するなど、これまで市民センターを利用していなかった若者へのアプローチを図った。 ・教育委員会ホームページについては、効果的な情報発信及び安定稼働のため、オンプレミスからクラウド型への移行を行った。	A	・教育委員会広報誌「ガク☆チキ」については、引き続き、学校や教育委員会について広く市民に知ってもらうとともに、地域と学校のつながりが伝わるような内容も取り上げ、学校と地域をつなぐ分かりやすい発信を工夫しながら取り組んでいく。 ・教育委員会及び学校ホームページにおいて、教育活動に関する情報が適切に見られるよう、引き続き定期的な情報発信を行っていく。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	広報媒体を活用した情報発信	・教育委員会広報誌「ガク☆チキ」の発行 ・教育委員会ホームページの維持管理・活用	→	→	・一般事務費 ・教育広報関係費
②	教育委員会の自己点検及び評価	・教育委員会の自己点検及び評価の実施 ・狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会による再評価の実施	→	→	関連計画等

施策展開の方向性		情報発信や外部評価を積極的に活用し、教育活動の改善・充実につなげます。
コード	3-1-2-2	

事業名	学校経営の改善・充実	担当課	指導室

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・教育活動その他の学校経営の状況について、教職員、保護者、児童・生徒等による学校評価を実施し、学校の教育活動の改善を図る。また、狛江市立学校第三者評価委員会による学校訪問等により、各学校の学校経営全般について専門的・客観的立場から評価・検証し、その結果得られた課題及び問題点を基に学校に対し適切な支援・指導を行い、地域に根ざした魅力ある学校づくりを推進する。 ・学校だよりや学校ホームページ等による積極的な教育活動に関する情報発信により、地域や社会に開かれた学校経営を推進する。	・教職員、児童・生徒、保護者等による学校評価や狛江市立学校第三者評価委員会の実施により教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善・充実のための効果的なマネジメントサイクルが確立している。 ・学校だよりや学校ホームページ、保護者配信メール等による適切な情報発信により、地域や社会に開かれた学校経営が推進され、地域とともにある学校づくりが進んでいる。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・第三者評価委員会（対象校：狛江第一小学校・狛江第五小学校・緑野小学校・狛江第一中学校・狛江第四中学校）では、各校２回の学校訪問を行うことができた。授業観察や校長、教務主任等への聞き取りに対する指導・助言を通じて、学校運営の充実に向けた新たな視点や改善点を得ることができた。 ・各学校で保護者、児童・生徒アンケート、学校関係者による学校評価を実施し、令和５年度から令和７年度までの学校評価共通項目について経年比較、回答状況の分析を行い、各学校に資料提供した。	B	・第三者評価委員会による学校訪問は継続しつつも、その内容については、委員と協議した上で方向性を再確認していく。 ・学校評価の分析については、狛江市全体の経年比較において分析できたが、各校の実態を把握し教育課程に反映していくことを目的とした場合、学校毎の実態を分析していく必要性がある。 ・学校における地域コーディネーターの活用と周知について、統括地域コーディネーターにも支援いただきながら推進していく必要がある。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	学校評価	・教職員による自己評価及び評価項目の検討 ・保護者、児童・生徒等による学校関係者評価 ・第三者評価委員会（各学校隔年実施）	→	→	・学校運営改善・発展のための事業 ・地域学校協働活動推進事業
②	情報発信	・教育委員会ホームページ、広報誌等による情報発信 ・学校だよりや学校ホームページ、保護者等との連絡システムによる適切な情報発信及び発信方法の検討	→	→	
③	外部人材活用	・地域コーディネーター（地域学校協働活動）との連携による外部人材の活用	→	→	関連計画等

施策展開の方向性		専門家や地域の教育資源を活用し、部活動を始め子どもたちを地域で支え伸ばす活動を推進します。
コード	3-1-3-1	

事業名	部活動の地域展開	担当課	学校教育課

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・市内で多様な活動を展開する個人、団体等と連携し、生徒が自校の部活動に加えて、幅広くスポーツ・文化活動に取り組める環境の整備について検討を進めるとともに、部活動の地域展開の推進に向けた方針を示し、中学校長と地域住民で構成する中学校の部活動等推進連絡協議会において狛江市全体での議論を進める。	・中学校の部活動等推進連絡協議会での議論を通じて、部活動の多様なあり方が認められ、実践が開始していることに加え、地域の個人、団体等の活動により、生徒がスポーツ・文化活動に取り組める場が広がることで、部活動の意義に応じた地域展開が進展している。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・市内中学校長と学校関係者で構成する「狛江市立中学校の部活動等推進連絡協議会」における協議を経て、「部活動の地域展開に関する基本方針」「狛江市立中学校に係る部活動等の方針（狛江市部活動ガイドライン）」「狛江市合同部活動運営マニュアル」の策定・改訂を行った。 ・市教育委員会への部活動指導員等候補者の紹介、多様なスポーツ機会の提供等を内容とする「部活動地域展開に関する連携及び協働に関する包括的協定」を株式会社ルネサンスと締結した。	A	・民間事業者や関係機関との連携等により、部活動によらないスポーツ・文化活動の機会（ゆるサークル）の地域展開を進めていく必要がある。 ・教職員と子どもの双方のニーズに沿った展開を図るため、コミュニティ・スクールにおいて部活動に関する学校の状況を丁寧に把握・抽出するとともに、より実態に即した運営となるよう基本方針等について必要な見直しを行う。 ・安定的な部活動の実施と教員の負担軽減に向け、部活動指導員の量と質の確保を図る必要がある。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	地域展開に関する方向性の整理	・中学校の部活動等推進連絡協議会における議論展開 ・コミュニティ・スクールのゾーンにおける議論展開 ・部活動の地域展開に関する基本方針を踏まえた事業展開	・中学校の部活動等推進連絡協議会における議論展開 ・コミュニティ・スクールのゾーンにおける議論展開 ・学習指導要領も踏まえた部活動の地域展開に関する基本方針の見直し	→	・部活動地域連携推進
②	地域等による活動（ゆるサークル）の支援	・地域等による活動（ゆるサークル）に関する留意事項等の検討・チェックリスト等の作成 ・個別ケースに応じた活動体制に関する助言	・必要に応じ認定地域クラブの検討	→	
③	持続可能な部活動体制の構築	・改訂した部活動ガイドラインの内容を踏まえた活動状況の把握（アンケート調査等） ・部活動指導員の拡充・適切な運用に向けた入職段階の審査、研修の拡充	・必要に応じ部活動ガイドライン改訂の検討	→	
④	合同部活動の展開	・合同部活動に関するマニュアル及び部活動の地域展開に関する基本方針に則った事業展開	→	→	関連計画等 ・部活動の地域展開に関する基本方針

施策展開の方向性		専門家や地域の教育資源を活用し、部活動を始め子どもたちを地域で支え伸ばす活動を推進します。
コード	3-1-3-2	

事業名	地域等教育資源の活用促進	担当課	指導室

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・部活動指導員、技術指導員の活用により、専門的な指導を行う等、部活動の指導体制の充実を図る。 ・職場体験等の体験活動を実施するとともに、特別活動を要に各教科等で社会的・職業的自立に向け、発達を促すキャリア教育を推進する。（再掲） ・ティーチング・アシスタント、スクール・サポート・スタッフ、副校長補佐、社会の力活用事業の活用等、学校支援のための人材を派遣し、教員が児童・生徒と丁寧に向き合う時間を創り、児童・生徒への指導・支援の充実を図るとともに、カリキュラム・マネジメントの視点から、専門家や地域人材の活用を推進し、学校運営及び教育活動等の充実を図る。	・部活動の地域展開を踏まえつつ、学校における部活動の指導体制が適切に見直されている。 ・外部人材や関係機関と連携し、職場体験をはじめとする体験活動に取り組むことで、児童・生徒が学校での学びの意義を理解し、主体的に学習に取り組んでいる。（再掲） ・教員に対する様々なサポート体制が充実し、児童・生徒と向き合う時間が適切に確保されているとともに、学校運営及び教育活動のより一層の充実が図られている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・中学校全体で13人の部活動指導員を配置することで、教員の負担軽減、活動の充実が図られた（延べ4,354.5時間）。また、部活動技術指導員延べ26人を任用し、部活動の充実を図った。 ・副校長補佐を全校に配置し、副校長の業務負担軽減を図った。また、スクール・サポート・スタッフ配置（全小・中学校）及びエデュケーションアシスタント配置（全小学校）等、社会の力活用事業の活用による講師派遣等、教員の業務負担軽減を図った。	B	・今後、引き続き狛江市立中学校の部活動等推進連絡協議会において、合同部活動の推進や「ゆるサークル」等の学校間を横断した柔軟な部活動組織の構築を進めていく必要がある。 ・副校長補佐、ティーチング・アシスタント、スクール・サポート・スタッフ、社会の力活用事業の活用等、学校支援のための人材を派遣を継続し、教員が児童・生徒と丁寧に向き合う時間を創り、児童・生徒への指導・支援の充実を図る。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	部活動支援	・部活動指導員、技術指導員の配置 ・大会等参加費補助金	→	→	・部活動地域連携推進 ・ティーチングアシスタント ・社会の力活用事業 ・エデュケーション・アシスタント配置支援事業 ・指導一般事務費
②	キャリア教育推進（再掲）	・各学校におけるキャリア教育年間指導計画に基づく教育活動の展開 ・職場体験（各学校） ・進路指導主任会における情報交換（年５回） ・キャリアパスポートの活用	・各学校におけるキャリア教育年間指導計画に基づく教育活動の展開及び新しい学習指導要領に基づく計画の見直し ・職場体験（各学校） ・進路指導主任会における情報交換（年５回） ・キャリアパスポートの活用	→	
③	人材支援	・スクール・サポート・スタッフ派遣 ・ティーチングアシスタント派遣 ・エデュケーション・アシスタント派遣 ・副校長補佐配置 ・社会の力活用事業講師派遣	→	→	関連計画等 ・学校の働き方改革プラン

施策展開の方向性		学校施設の計画的改修や修繕を推進し、学校の適正規模等に関する議論を深めます。
コード	3-2-1-1	

事業名	学校適正規模等の検討及び学校施設改修・修繕	担当課	学校教育課

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・狛江市公共施設整備計画等の長期展望に立った計画に基づき、老朽化対応等の改修工事を行うとともに、各学校の改修時期も見据えながら必要な修繕を実施し、安心安全な学校環境整備を進める。 ・今後の社会変化に適切に対応し、より豊かな教育環境を実現するため、学校関係者、地域住民等で構成する会議体を設置し、将来における学校・地域の望ましいあり方について議論する。	・狛江市公共施設整備計画に基づく改修工事が計画どおりに実施され、各学校の修繕が必要に応じ適切に実施されている。 ・令和17年（2035年）の学校や子どもを取り巻く環境の望ましいあり方について、学校・地域で共有され、その実現に向けた具体的な議論が行われている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・学校管理職、主幹教諭、地域住民等で構成する「狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会」を立ち上げ、現在・将来にわたって子どもの「～したい」が実現できる学校づくりを進めるために必要な論点整理に向けた議論を行った。 ・上記協議の質を高め、コミュニティ・スクールで今後の学校整備に関する協議を開始できるよう、準備会等を行った。 ・協議会の議論を深めるため、有識者に対する合同ヒアリングの機会を設けた。 ・教育委員会委員向けに、小・中一貫教育、地域連携等で先進的取組を行う複数自治体の視察を実施した。	A	・今後の社会変化に適切に対応し、より豊かな教育環境を実現するために、あるべき学校の姿の検討に当たって必要となる論点整理を進め、中長期的な視点から今後の学校のあり方や取組の方向性を示す整備方策を策定する必要がある。 ・論点整理にあたっては、子ども、保護者、地域住民等、幅広い層の意見を丁寧に聞き取り、それぞれの立場やニーズ、学校を取り巻く地域の実情等を十分に踏まえながら、多面的な視点から議論を行い、その内容を適切に反映していく必要がある。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	小・中学校のより良い教育環境構築に向けた検討	・狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会の運営及び協議 ・魅力ある学校づくりの推進に関する論点整理の策定	・審議会の設置・運営及び協議 ・魅力ある学校づくりの推進に関する論点整理に基づいた基本的な整備方針の検討	・審議会の運営及び協議 ・魅力ある学校づくりの推進に関する論点整理に基づいた基本的な整備方針の策定	・魅力ある学校づくり推進連絡協議会関係費 ・小・中学校既存施設改修工事（施設課） ・小・中学校学校維持管理費
②	小・中学校施設改修工事（再掲）	・大規模改修工事（三中）	・大規模改修工事（六小・緑野小・三中） ・空調設備整備工事（一中・四中）	→	
③	小・中学校施設修繕（再掲）	・適宜的確な修繕の実施（ユニバーサルデザイン等の対応）	→	→	関連計画等 ・狛江市公共施設整備計画

施策展開の方向性	安心安全な給食の提供や食育の推進、学校・通学路における防犯や交通安全のための取組を推進します。
コード 3-2-2-1	

事業名	安心安全な学校給食及び通学路安全対策	担当課	学校教育課

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・定期的な食材検査、アレルギー疾患に対する個別対応等を進めるとともに、専門医療機関と連携したアナフィラキシー対応の仕組みを活用し、安心安全な給食の提供に向けた取組を推進する。 ・地域の生産者等と連携した狛江産野菜の活用（地産地消）や、給食時間等を通じた食育の推進、試食会による給食に対する理解の拡大などに取り組む。 ・狛江市通学路交通安全対策プログラムに基づき、学校、警察、道路管理者、市教育委員会等と共に、保護者及び地域の方々と連携を図りながら、通学路における交通安全対策を推進する。また、通学路上に防犯カメラを設置するとともに、学校安全ボランティアによる通学路の見守りを実施し、児童・生徒の登下校時等の安全確保を図る。	・事故等のない安心安全な給食提供が継続されている。 ・地域の生産者等と連携し、安定的に狛江産野菜が活用されており、栄養士等のアウトリーチによる食に関する授業・給食時訪問や、給食センターによる試食会が適宜実施され、児童・生徒はもとより、広く市民の給食に対する理解が進んでいる。 ・合同点検を踏まえた通学路安全対策推進会議の検討を通じて、通学路における交通安全対策が行われている。市内全域において防犯カメラを設置し、継続的な保守及び運用が行われているとともに、学校安全ボランティアの登録者数が一定程度確保され、児童・生徒の安全が図られている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・給食食材検査として微生物検査、遺伝子組換え食品分析検査、残留農薬検査を実施した。また、アレルギー食については狛江市立小・中学校食物アレルギー対応マニュアルに基づく個別対応を実施し、安心安全な給食の提供を行った。 ・慈恵医大及び調布市と連携したアレルギー情報交換会を開催し、アレルギー対応ホットラインに係る打合せを行った。 ・アナフィラキシーホットラインの開始時間を、「９時開始」から「８時30分開始」に見直し、取組の拡大を図った。 ・児童・生徒が旬の野菜や地産地消について学べる機会となるよう、地場野菜を使用した「こま丼」をリレー形式で市内全校の給食で提供した。また、市内全校で「地場野菜カレンダー」を掲示し、周知・啓発に努めた。 ・市民まつりの日に中学校給食の試食会を開催し、給食に関する理解拡大に努めた。	B	・令和８年度も引き続き、定期的な食材検査、アレルギー疾患に対する個別対応等を進めるとともに、専門医療機関と連携したアナフィラキシー対応の仕組みを活用し、安心安全な給食の提供に向けた取組を推進する。 ・地域の生産者等と連携した狛江産野菜の活用（地産地消）や、給食時間等を通じた食育の推進、試食会による給食に対する理解の拡大などに取り組む。

取組内容		年次計画 R８	R９	R１０	関連する予算事業
①	安心安全な学校給食	・地場野菜の活用及び地域生産者との連携 ・食に関心を持つ取組の推進 ・食材検査(細菌検査、残留農薬検査、遺伝子組換え食品分析)の実施	→	→	・学校給食費 ・給食センター管理運営費 ・中学校給食費 ・学校安全対策費
②	食物アレルギー対応	・アレルギー疾患対応及びアナフィラキシーホットラインの活用、専用携帯電話の配置 ・アレルギー情報交換会及びアレルギー関係講習会の実施	→	→	
③	通学路安全対策	・通学路安全対策推進会議（通学路合同点検）の実施 ・防犯カメラの保守及び運用	→	→	関連計画等 ・健康こまえ21（第３次）・食育推進計画（第３次）・いのち支える狛江市自殺対策計画（第２次）～ウェルこまヘルスプラン～ ・狛江市通学路交通安全対策プログラム
④	学校安全ボランティア	・学校安全ボランティアの周知・募集、ベスト等の購入・配布	→	→	

施策展開の方向性		安心安全な給食の提供や食育の推進、学校・通学路における防犯や交通安全のための取組を推進します。
コード	3-2-2-2	

事業名	こどもみまもり110番事業	担当課	社会教育課

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・狛江市立学校ＰＴＡ連合会の「こどもみまもり110番事業」を継続的に支援し、プレート設置協力者を募り、子どもたちが安心して過ごすことのできる地域社会づくりを推進する。	・こどもみまもり110番プレート設置協力者数が適切に維持され、子どもたちが緊急時に避難し、助けを求める拠点が常に確保されている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・「こどもみまもり110番」のプレートを市内に設置する団体（狛江市立学校ＰＴＡ連合会）への補助を引き続き実施し、地域との協働により地域の身近な場所で、子どもたちを犯罪から守るための緊急避難場所を確保する取組を進めた（令和７年度設置件数856件）。	B	・狛江市立学校ＰＴＡ連合会が主催するこどもみまもり110番事業を引き続き支援し、設置協力者件数の増加を図る。

取組内容		年次計画			関連する予算事業
		Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	
①	こどもみまもり110番事業の実施	・こどもみまもり110番保険加入及び事業補助	→	→	・こどもみまもり110番 関連計画等

施策展開の方向性		学校図書館と市立図書館の連携を深め、教員の教育活動や子どもたちの学びを支えます。
コード	3-2-3-1	

事業名	学校図書館の活用推進	担当課	指導室

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・学校図書館連絡協議会において、各学校における読書センター、学習センター、情報センターとしての学校図書館の効果的な運用、利用率の向上等に係る情報交換や協議を行うとともに、児童・生徒向けの読書促進のための資料作成等を行い、児童・生徒の学びを支援する。学校図書館と市立図書館の連携を図り、市立図書館による児童・生徒の学習支援としての資料提供等、図書資料の活用による児童・生徒の学びの充実を図る。	・読書等を介して創造的な活動を行う場である学校図書館の機能強化により、児童・生徒が読書に親しみ、豊かな感性を育んでいるとともに、情報センターとしての機能が充実されている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・学校図書館連絡協議会では学校図書館の充実や選書に係る協議を行い、読書活動の充実に努めた。また、学校司書及び担当教員が玉川大学を訪問し、学校図書館における取組や学校図書館支援の説明等を受け、自校の図書館運営や授業改善に資する内容について学んだ。 ・小学校では「本の森」のデジタル化、中学校では「こんな本どう？」の改訂等、児童・生徒が様々な本に触れられる機会の充実を図った。	B	・学校図書館連絡協議会において、各学校における読書・学習・情報センターとしての学校図書館の効果的な運用等に係る情報交換や協議を行い、児童・生徒向けの読書促進のための資料作成等を進める。学校図書館運営の充実のため、今後も他の自治体等と連携を図り、研究を推進する。 ・学校図書館と市立図書館の連携を図り、市立図書館による児童・生徒の学習支援としての資料提供等、図書資料の活用による児童・生徒の学びの充実を図る。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	学校図書館活用推進	・学校司書及び司書教諭の連携 ・情報センター機能の充実	→	→	・図書整備
②	市立図書館との連携	・学校図書館連絡協議会等における情報交換及び協議 ・市立図書館との連携についてのあり方検討 ・児童・生徒へのセカンドブック（小１）及びサードブック（中１）配付等の協力（各学校）	・学校図書館連絡協議会等における情報交換及び協議 ・市立図書館と協力した読書活動の実施 ・児童・生徒へのセカンドブック（小１）及びサードブック（中１）配付等の協力（各学校）	→	関連計画等 ・狛江市子ども読書活動推進計画 ・学校図書館教育全体計画（各学校）

施策展開の方向性		学校図書館と市立図書館の連携を深め、教員の教育活動や子どもたちの学びを支えます。
コード	3-2-3-2	

事業名	学校図書館との連携	担当課	図書館

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・小・中学校及び学校図書館と連携することで、子どもたちの主体的学習を支援し、読書等を介して創造的な活動を行う場である学校図書館の機能の強化・充実に寄与する。	・市立図書館と学校図書館との間で情報共有が図られるとともに、学校図書館への資料貸出等のニーズに応え、学校図書館への支援の充実が図られている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・学校配送便を84回運行、2,657冊の協力貸出を実施し、学校図書館で提供する資料の充実を図った。 ・学校図書館連絡協議会に図書館職員が参加、各校の司書教諭、学校司書のこまえみらいテラス図書コーナーの見学を実施し、バリアフリー関連資料等について情報交換を行い、連携強化に向けた方策とその実施に向けた課題の整理・検討を行った。	B	・令和８年度に第四次子ども読書活動計画の終期を迎えることから、成果検証をし、第五次子ども読書活動計画に反映させるとともに、学校連絡協議会を通じて連携強化を図る。

取組内容		年次計画 R８	R９	R１０	関連する予算事業
①	学校図書館支援	・学校配送便定期運行（配本・資料連携） ・一斉指導・集団読書用複本整備 ・学級文庫用図書整備 ・バリアフリー関連資料収集・提供	→	→	・中央図書館運営費 ・子ども読書活動推進事業 ・子ども読書啓発事業 ・利用支援サービス事業
②	学校図書館との情報共有	・学校図書館連絡協議会（図書館職員参加） ・図書館ホームページ掲示板及び「こどものページ」活用	→	→	関連計画等 ・狛江市子ども読書活動推進計画 ・学校図書館教育全体計画（各学校）

施策展開の方向性		教員のキャリアに応じた資質・能力の育成や管理職の学校経営力の向上を図ります。
コード	3-3-1-1	

事業名	教員育成及び学校経営力の向上	担当課	指導室

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・年次・職層研修、キャリアアップに係る研修等を通じて、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を参考に、各年次、職層等に必要な資質・能力を育成する。特に学校管理職には、校長会等における教育長講話や指導室長による学校経営に係る情報提供等を通じて、更なる学校経営力の向上に努める。 ・教職員を対象に喫緊の人権課題等をテーマとした人権教育研修を実施し、教職員の人権感覚の涵養及び指導力の向上を図る。（再掲） ・誰一人取り残さない教育の実現に向けて、特別支援教育悉皆研修、特別支援教育コーディネーター連絡協議会等を通して、通常の学級等における個に応じた指導の充実を図る。（再掲） ・教育研究奨励校、「狛江の教育21」研究協力校を指定し、学校教育における今日的な課題を解決するために研究に取り組み、研究成果を還元することで狛江の教育の質的向上につなげる。	・教職員に各年次・職層等に必要な資質・能力が備わっており、学校教育全体の質的向上が図られている。学校管理職の学校経営力が向上し、学校評価等の結果を十分に生かした学校経営が行われているとともに、リスク管理や教職員のメンタル管理等の対応が適切に行われている。 ・教職員が適切な人権感覚を身に付け、児童・生徒と良好な人間関係を構築することで、児童・生徒が心理的安全性を感じている。（再掲） ・障がいのあるなしに関わらず、すべての子どもたちが等しく個に応じた学びを享受するとともに、地域の中で、共に学び、共に体験することで、相互理解が深まり、自他ともに大切にしようとする姿勢が育まれている。（再掲） ・教育研究奨励校、「狛江の教育21」研究協力校の研究の成果が全校に浸透し、狛江市全体で教育活動の質的向上が図られている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・校長研修・副校長研修を実施し、学校経営や適切な児童・生徒理解に係る内容を取り入れる等、充実を図った。 ・特別支援教育悉皆研修はオンデマンドで配信し、教員の学びを止めることなく実施した。多くの研修会で外部から専門の講師を招へいし、教員の専門的な資質・能力の向上を図ることができた。 ・初任者研修は二・三年次研修や中堅教諭等資質向上研修と合同で開催し、研修内容の理解を深め、自己研鑽の意欲を向上させた。 ・教育支援センターでは、必要に応じて学校を訪問し、新規採用教員等対象教員に対する指導、助言を行い、教員としての基礎形成や基礎的、基本的な学習指導力の向上につなげた。	B	・年次・職層研修、キャリアアップに係る研修等を通じて、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を参考に、各年次、職層等に必要な資質・能力を育成するため、より効果的な研修方法、内容を検討する。 ・教育支援センターでは、引き続き、研修部長が指導室と連携し、研修を通じて新規職員等に対し、教員としての学習指導力等の向上に向けて丁寧な指導、助言、支援に取り組んでいく。中堅教員等に対しても、指導室の要請に基づき、学校運営に積極的に関われるような資質を身に付けることができるよう指導、助言を行っていく。全教員に向けては教育技術のスキルアップにつながる情報を定期的に発信することで学校教育全体の質的な向上を目指す。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	教員研修推進	・年次研修（１～３年、中堅教諭等） ・職層研修 ・学校マネジメント研修 ・各学校におけるＯＪＴ	・年次研修（１～３年、中堅教諭等） ・職層研修 ・学校マネジメント研修 ・各学校におけるＯＪＴ ・新しい学習指導要領の研修	→	・教育研究推進
②	人権教育研修（再掲）	・教職員に対する全体研修 ・教職員に対する階層別研修	→	→	
③	誰一人取り残さない特別支援教育推進（再掲）	・特別支援教育悉皆研修 ・特別支援学校のセンター的機能を活用した連携強化による研修等の充実 ・特別支援学級・教室代表者会における研修・情報交換及び今後の検討 ・特別支援教育コーディネーター連絡協議会における協議・情報交換及び今後の検討 ・デジタルを活用した個別支援の推進	→	→	
④	教育研究奨励	・教育研究奨励校指定 ・「狛江の教育21」研究協力校指定	→	→	関連計画等 ・狛江市人権施策推進指針

施策展開の方向性		教員のキャリアに応じた資質・能力の育成や管理職の学校経営力の向上を図ります。
コード	3-3-1-2	

事業名	教育支援センターによる各種研修等の支援	担当課	教育支援課

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・教育支援センターでは、教育委員会が実施する新規採用教職員等に対する授業観察を通じた研修等に対し、学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な育成を支援する観点から、教員としての基礎形成や学習指導力の向上に取り組み、学校教育全体の質的向上を目指す。	・教員としての学習指導力等が向上し、各学校において、児童・生徒に対し、個別最適な学びや協働的な学び等、学習指導要領に則り、適切な支援ができているとともに、学校教育全体の質的向上に寄与できている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・教育支援センターでは、必要に応じて、教育支援センター長が学校を訪問し、新規採用教員等対象教員に対する指導、助言を行い、教員としての基礎形成や基礎的、基本的な学習指導力の向上につなげた。また、教育支援センターにおいて学習に課題のある児童に対し、個別最適な学び、適切な支援を行うことができるよう多層指導モデル（ＭＩＭ）の研修を実施した。	B	・教育支援センターでは、引き続き、教育支援センター長が指導室に協力し、研修を通じて新規職員等に対し、教員としての学習指導力等の向上に向けて丁寧な指導、助言、支援に取り組んでいく。また、中堅教員等に対しても、指導室の要請に基づき、学校運営に積極的に関われるような資質を身につけることができるよう指導、助言を行っていく。全教員に向けては、通常の学級において読み書きが困難な児童をスクリーニングし、指導室や学校でのその後の指導・支援につなげられるよう、多層指導モデルＭＩＭを活用していく。

取組内容		年次計画			関連する予算事業
		Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	
①	教育支援センターによる研修支援	・教育委員会が実施する新規採用教職員等に対する授業観察を通じた研修の実施・支援	→	→	・教育支援センター関係費 関連計画等 ・第３期こまえ子ども・若者応援プラン

施策展開の方向性		学校の労働安全衛生体制の整備や教員の負担軽減、学校における役割分担の見直しを進めます。
コード	3-3-2-1	

事業名	業務改善推進	担当課	学校教育課

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・小・中学校の校務支援システムの導入・刷新、リモートワークの推進、ＩＣＴを活用した業務の効率化等の校務ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）等を進め、教職員の業務の効率性・生産性の向上を図る。 ・各小・中学校の勤務状況を可視化し、比較対照することで、勤務時間減・業務削減やそれらに取り組む文化醸成を支援する。 ・部活動の指導技術を有する個人や文化・スポーツ活動を実施する団体等の地域資源を活用し、部活動の地域移行・地域展開を推進することで、教職員の負担軽減を図る。	・教職員が効率的に業務を行うための校務ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）等が進んでおり、必要なデジタル機器、設備が整備され、教職員が適正な業務負担のもと、学習指導に専念できる教育環境が実現している。 ・現場でできる成功事例の導入等、各校において自ら積極的に勤務時間減・業務削減に取り組む文化が醸成されている。 ・部活動の地域移行・地域展開が進むことで、教職員が適度に部活動と関りながら、地域とともに生徒が幅広く文化・スポーツ活動を行うことができる環境が実現している。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・学校の働き方改革プランの解説資料を作成するとともに、やりがいの保持と働き方の見直しに関するアンケートを実施し、必要な取組項目（主に指導室）を抽出。 ・各学校に業務の縮減（カット）や効率化を依頼するとともに、業務時間に制限を設ける取組として1weekチャレンジを希望する学校で実施するよう促進した。（10校中９校実施。） ・校務ＤＸに向け、教職員向けに生成ＡＩの活用促進（生成ＡＩ活用ガイドラインの策定）（再掲）を図るとともに、中学校に採点支援ツールを試行導入した。 ・上記の結果、時間外在校等時間が45時間を上回る教員、80時間を上回る教員のいずれも令和６年度より減少した。	A	・狛江市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の「４　実施する業務量管理・健康確保措置の内容」に基づき、各種取組を進める。 ・拡充した部活動指導員の適切な運用や教職員の兼業兼職の促進を行い、部活動に伴う教員の負担軽減に取り組む。 ・令和10年度頃の校務支援システムの導入までの間に可能な取組（ペーパーレス化等）に着手する。

取組内容		年次計画 R８	R９	R１０	関連する予算事業
①	統合型校務支援システム等の導入（再掲）	・統合型校務支援システムの共通化に向けた対応	→	→	・情報教育推進費 ・部活動地域連携推進
②	リモートワーク運用	・リモートワークシステム利用ライセンスの増及び利用状況可視化	→	→	
③	持続可能な部活動体制の構築（再掲）	・改定した部活動ガイドラインの内容を踏まえた活動状況の把握（アンケート調査等） ・部活動指導員の拡充・適切な運用に向けた入職段階の審査、研修の拡充	→	→	関連計画等
④	合同部活動の展開（再掲）	・合同部活動に関するマニュアル及び部活動の地域展開に関する基本方針に則った事業展開	→	→	・学校の働き方改革プラン ・部活動の地域展開に関する基本方針 ・狛江市ＤＸ戦略2.0

施策展開の方向性	
コード	3-3-2-2

学校の労働安全衛生体制の整備や教員の負担軽減、学校における役割分担の見直しを進めます。

事業名	学校の働き方改革推進	担当課	指導室

施策展開の具体的内容

・産業医及び学校衛生委員会を通じて、教職員の安全及び健康の保持、快適な職場環境の形成の促進並びに教育職員の業務量の適切な管理を行えるようにする。
・部活動指導員、技術指導員の活用により、専門的な指導を行う等、部活動の指導体制の充実を図る。（再掲）
・ティーチング・アシスタント、スクール・サポート・スタッフ、副校長補佐、社会の力活用事業の活用等、学校支援のための人材を派遣し、教員が児童・生徒と丁寧に向き合う時間を創り、児童・生徒への指導・支援の充実を図るとともに、カリキュラム・マネジメントの視点から、専門家や地域人材の活用を推進し、学校運営及び教育活動等の充実を図る。（再掲）

到達目標（令和11年度末）

・教員の心身の健康保持の実現と教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境が整備されている。
・部活動の地域展開を踏まえつつ、学校における部活動の指導体制が適切に見直されている。（再掲）
・教員に対する様々なサポート体制が充実し、児童・生徒と向き合う時間が適切に確保されているとともに、学校運営及び教育活動のより一層の充実が図られている。（再掲）

令和７年度の取組結果・成果

・学校の働き方改革プラン（改定版）に基づき、教員の心身健康保持の一環として、学校閉庁期間（４日間、土日・休日を含めると９日間）を設けた。
・副校長補佐を配置し、副校長の業務負担軽減を図った。また、スクール・サポート・スタッフ配置（全小・中学校）及びエデュケーションアシスタント配置（全小学校）等、社会の力活用事業の活用による講師派遣等、教員の業務負担軽減を図った。
・リモートワークシステムの導入により、教職員のライフワークバランスの実現に寄与している。
・中学校全体で13人の部活動指導員を配置することで、教員の負担軽減、活動の充実が図られた（延べ4,354.5時間）。また、部活動技術指導員延べ26人を任用し、部活動の充実を図った。
・狛江第六小学校が高学年の小学校教科担任制を実施し、成果と課題をまとめた。

評価

B

今後の課題・方向性

・教員の心身の健康保持と、誇りとやりがいのある職務に従事できる環境整備を推進する。
・副校長補佐、ティーチング・アシスタント、スクール・サポート・スタッフ、社会の力活用事業の活用等、学校支援のための人材派遣を継続し、教員が児童・生徒と丁寧に向き合う時間を創り、児童・生徒への指導・支援の充実を図るとともに、カリキュラム・マネジメントの視点から、専門家や地域人材の活用を推進し、学校運営及び教育活動等の充実を図る。
・リモートワークシステムの改善、ペーパーレス化を始めとする校務の効率化が推進できるよう、デジタルツールに係る情報収集を行い、新たな導入に向けた検討を行う。
・小学校教科担任制等推進校事業は令和８年度に狛江第一小学校が加配校として追加され、成果と課題を分析する等、令和10年度以降の全校実施に向けた準備を推進する。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	労働安全衛生推進	・学校規模に応じた産業医の配置・相談・面接 ・学校衛生委員会（該当校） ・業務量管理・健康確保措置実施計画の公表	・学校規模に応じた産業医の配置・相談・面接 ・学校衛生委員会（該当校） ・業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況の公表	→	・教職員福利厚生費 ・部活動地域連携推進 ・ティーチングアシスタント ・社会の力活用事業 ・エデュケーション・アシスタント ・指導一般事務費
②	勤務時間削減支援	・試行結果を踏まえた完全閉庁時間の制度検討 ・学校閉庁日の拡大の試行	・学校閉庁日・完全閉庁時間の取組の拡大・定着	→	
③	部活動支援（再掲）	・部活動指導員、技術指導員の配置 ・大会等参加費補助金	→	→	
④	人材支援（再掲）	・スクール・サポート・スタッフ派遣 ・ティーチングアシスタント派遣 ・エデュケーション・アシスタント派遣 ・副校長補佐配置 ・社会の力活用事業講師派遣	→	→	関連計画等 ・業務量管理・健康確保措置計画

施策展開の方向性		世代を超えた交流や仲間づくりを支え、公民館の学びや居場所としての機能の充実を図ります。
コード	4-1-1-1	

事業名	世代を超えた交流や居場所づくり	担当課	公民館

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・公民館で学ぶ利用団体及び利用者の技能や知識を市民へ還元する機会をイベント等を通じて提供することで、世代を超えた交流や仲間づくりの充実を図る。 ・新たな利用団体の立ち上げや参入を支援するとともに、団体間の交流の活性化を図る。	・老若男女問わず、多世代が訪れ、公民館が交流できる居場所として機能するとともに、講座やイベント等への子育て世代や子ども・若者の参加が増え、多世代交流の機会が充実している。 ・公民館活動を通じて、多種多様な分野や視点をもった団体が増え、団体間での交流が活性化しているとともに、団体の活動が狛江の文化の一翼を担っている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・中央公民館リニューアル後に開設したティーンズルームでは、ＮＰＯ法人と連携しながら開設前に４回、開設後に４回、ワークショップ「サクセンカイギ」を実施し、中高生の意見を可能な限り実現できるように事業を展開した。 ・夏休み・子ども中高生スペースでは、８月12日から15日まで西河原公民館で実施し、コラボ事業として他部署や東京都の事業も同期間に行うことで、より多くの事業を楽しんでもらえる場を提供できた。公民館の実施事業参加者は延べ424名となった。 ・居場所連続講座については、「こどもとおとなのはざまで　ユースワーク（若者支援）のいまとこれから」をテーマとして３月に２回実施し延べ26名が参加した。 ・公民館交流事業については、11月の中央公民館リニューアル月間でロビーコンサートを実施し８団体が参加、３月にいべんと西河原を実施し、57団体が参加するなど団体の活動及び交流の機会を確保できた。	B	・こまえみらいテラスのリニューアルにより、スタディーコーナーやフリースペースについては、曜日や時間帯により若い方を含めた様々な世代が利用していただけるようになり、こまえみライブラリーにも多くの親子連れが利用されるようになった。 ・多種多様な分野や視点をもった団体が増え、団体間での交流が活性化していくために、引き続き世代を超えた交流や居場所づくりを進めていく。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	ティーンズルームの開設・運営（再掲）	・ワークショップの意見を尊重した事業展開 ・ＮＰＯ法人との連携	→	→	・こまえみらいテラス管理費 ・公民館交流事業 ・子ども・若者事業 ・居場所事業
②	居場所事業	・夏休み・子ども中高生スペース、居場所連続講座の実施	→	→	
③	公民館交流事業	・いべんと西河原・中央公民館のつどい ・多世代交流事業の実施	→	→	関連計画等 ・狛江市民センター改修基本構想 ・第３期こまえ子ども・若者応援プラン

施策展開の方向性		誰もが身近な場所で主体的に学ぶことができる図書館の情報センター機能の充実を図ります。
コード	4-1-2-1	

事業名	読書推進事業	担当課	図書館

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・すべての世代の市民に対し、年齢、性別、障がいの有無、国籍等に関わらず、きめ細かい図書館サービスを提供し、学習、仕事、暮らしなど個人と地域課題の解決を支援するための資料の収集を図り、もって地域社会における情報サービスの拠点にふさわしい図書館資料の充実と強化を図る。	・生涯を通じた学びの充実として、すべての世代に向け、資料の収集、提供がなされ市民が自主的に学べる環境整備が図られている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・ブックスタート事業において絵本の読み聞かせ（183組）と贈呈（送付分含む484冊）を実施し、家庭での読書啓発と継続的な図書館利用に繋がるよう取り組んだ。 ・セカンドブック及びサードブック事業を実施。各学校司書の協力のもと配布図書タイトルの見直しを行い、新小学校１年生に702冊、新中学校１年生に683冊の図書を配布し、子どもたちが本に触れる機会を創出することで、主体的学習の端緒となるように努めた。 ・こまえみらいテラスの利用団体の活動に資する資料を地下１階と２階のフリースペースに配置し、活動を支援した。 ・こまえみライブラリー開館後、音訳講習会・編集講習会を各３回実施し職員のスキルアップを図った。また、宅配サービスを個人宅へ40回、高齢者施設へ５回実施した。	B	・令和８年秋に開館予定の新設図書館の利用状況を注視し、市民ニーズに応える図書館サービスを提供する。 ・電子図書館の充実を図るとともに、図書館に来館しづらい子育て世代や現役世代へのサービスとして、未所蔵資料リクエストのweb受付を検討する。

取組内容		年次計画 R８	R９	R１０	関連する予算事業
①	子どもの読書活動推進	・こまえみライブラリー開設（こまえみらいテラス児童図書コーナー）（11月） ・ブックスタート（乳幼児期の読書活動推進） ・セカンド・サードブック（小・中学生の読書活動推進） ・ヤングアダルト図書（ＹＡ図書）の充実（電子書籍を含む） ・定例おはなし会実施（ボランティア含む） ・推薦児童図書リスト作成	→	→	・中央図書館運営費 ・子ども読書活動推進事業 ・子ども読書啓発事業 ・利用支援サービス事業
②	利用支援サービス充実	・録音室兼対面朗読室整備（こまえみらいテラス）（11月） ・利用支援サービス協力者研修 ・宅配サービス（高齢者施設・利用者宅）	→	→	
③	資料の収集・提供	・選書会議（司書職による資料収集の充実） ・レファレンスサービス（情報提供・資料提供の充実） ・電子書籍整備（こまえ電子図書館）	→	→	関連計画等 ・狛江市新図書館整備基本構想 ・第四次狛江市子ども読書活動推進計画

施策展開の方向性		新しい世代に向けた情報発信や多様なニーズに応じた事業を展開し、生涯を通じた学びの機会を提供します。
コード	4-2-1-1	

事業名	多様なニーズに応じた学びの機会の提供	担当課	公民館

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・市民の学びの拠点であり居場所でもある公民館として、公民館運営審議会の事業評価を踏まえつつ、利用者懇談会等の意見を集約しながら多くの利用団体が利用しやすい環境整備を図るとともに、市民誰もが公民館において主体的に学び、自己研鑽に努めることができ、公民館で学んだことを地域に還元できるように多種多様な学びの機会を提供する。	・公民館運営審議会での事業評価や利用者懇談会等の意見を集約しながら、多くの利用団体が利用しやすい環境整備が図られ、市民の学びの機会が十分に保障されている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・狛江市立公民館運営審議会では、10事業についての事業評価を行った。 ・中央公民館リニューアル後に開設したティーンズルームでは、ＮＰＯ法人と連携しながら開設前に４回、開設後に４回、ワークショップ「サクセンカイギ」を実施し、中高生の意見を可能な限り実現できるように事業を展開した。（再掲）。 ・公民館では11月利用分から、全体としては４月分から新施設予約システムの運用開始した。団体登録要件、予約申し込み等の制度を可能な限り整理統一し、ホームグラウンド制の導入により利便性向上等を図った。	B	・公民館運営審議会での事業評価や利用者懇談会等の意見を集約しながら、多くの利用団体が利用しやすい環境整備が図られ、市民の学びの機会が十分に保障されるように取組を進めていく。 ・市長部局と連携し、若者の多様な学びの場を確保していく。こまえみらいテラスのティーンズルームが、多くの中高生に利用され、若者の居場所として機能するとともに、若者に寄り添った支援を展開していく。

取組内容		年次計画 Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	関連する予算事業
①	公民館事業評価	・公民館事業評価 ・事業評価を踏まえた検討	→	→	・こまえみらいテラス管理費 ・西河原公民館運営費 ・公民館運営費 ・子ども・若者事業 ・居場所事業
②	ティーンズルームの開設・運営（再掲）	・ワークショップの意見を尊重した事業展開 ・ＮＰＯ法人との連携	→	→	
③	公民館の利便性向上	・新施設予約システム運用 ・抽選予約申し込み等新制度運用 ・新団体登録要件等適用 ※全市的取組	→	→	
④	利用者懇談会	・利用者懇談会（年１回）	→	→	関連計画等 ・狛江市民センター改修基本構想 ・第３期こまえ子ども・若者応援プラン

施策展開の方向性		市立図書館のＤＸ化による利便性向上や図書館機能の充実・機能強化を図ります。
コード	4-2-2-1	

事業名	図書館環境整備事業	担当課	図書館

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・市民ニーズへの対応と今後目指すサービスの実現を図るため、サービス網全体で蔵書を充実するものとし、市全体で約33万冊以上の蔵書を目指す。また、多くの市民にとって役立つ図書館として利便性を向上させる。	・「ともに創る文化はぐくむまち」を目指し、市民とともに新しい価値を創造し、社会的変化をもたらすための情報提供機関（イノベーションライブラリー）として、図書サービスのより一層の充実が図られている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・新設図書館開館に向け、図書館システム更新の準備を進めるとともに、書架・什器等の配置についても併せて検討・準備を行った。 ・中央図書館図書コーナーにおいて、ＩＣタグ及びＢＤＳゲートを先行導入するとともに、市内図書館・図書室等における蔵書へのＩＣタグ設置を進めた。 ・電子書籍の所蔵数を約9,600冊増加させ、ラインナップの充実を図るとともに、約3,300件レファレンス対応を行い、利用者満足度の向上に努めた。	B	・新図書館開館に向けスケジュールを整理し、市民サービスが長期的に途切れてしまうことのないよう、開館準備を進めていく。また、予約棚等の新サービスを多くの利用者が活用できるよう周知に努めるとともに、市内全図書館・図書室の蔵書についてＩＣタグ設置を完了させる。

取組内容		年次計画 Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	関連する予算事業
①	図書館機能の充実・機能強化	・新設図書館開館 ※新設図書館及び図書コーナーによる図書サービスの一体的運用の本格供与開始	→	→	・中央図書館運営費 ・子ども読書活動推進事業 ・子ども読書啓発事業 ・利用支援サービス事業 ・新図書館整備関係費
②	ＤＸ化推進	・ICタグ及びBDSゲート本稼働 ・ICタグ及びBDSゲート導入（新設図書館） ・セルフ貸出等運用（新設図書館及びこまえみライブラリー）	→	→	
③	資料の収集・提供（再掲）	・選書会議（司書職による資料収集の充実） ・レファレンスサービス（情報提供・資料提供の充実） ・電子書籍整備（こまえ電子図書館）	→	→	関連計画等 ・狛江市新図書館整備基本構想 ・第四次狛江市子ども読書活動推進計画

施策展開の方向性		既存スポーツ施設の計画的な改修や、防災機能も備えた新スポーツ施設の整備を検討します。
コード	4-3-1-1	

事業名	既存スポーツ施設改修及び新スポーツ施設整備	担当課	社会教育課

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・狛江市民総合体育館の大規模改修工事を実施し、施設の機能の維持向上を図る。 ・旧狛江第四小学校跡地を防災機能も備えた（仮称）西和泉スポーツ複合施設として整備するとともに、市内スポーツ関係団体との調整を行いつつ、新たなスポーツの拠点として活用方法の検討を進める。	・狛江市民総合体育館の大規模改修工事が完了し、市民のスポーツ環境の向上が図られている。 ・（仮称）西和泉スポーツ複合施設の新築工事に着手をしており、新たなスポーツの拠点として活用方法の検討が進んでいる。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・狛江市民総合体育館の大規模改修工事を実施した。 ・（仮称）西和泉スポーツ複合施設の基本設計に着手した。	B	・狛江市民総合体育館の大規模改修工事が完了後、より多くの市民に活用いただけるよう、リニューアルオープンの周知を行う。 ・（仮称）西和泉スポーツ複合施設の施設設計を進め、新たなスポーツの拠点として活用方法の検討を進める。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	狛江市民総合体 規模改修工事				・市民総合体育館改修事業（施 持管理費
②	（仮称）西和泉 ツ複合施設整備				
③	市民グランド管 び東野川市民テ コート改修				連計画等 施設整備計画 ーツ推進計画 ・旧狛江第四小学校跡地整備基本計画

令和８年度から、市長部局へ移管

施策展開の方向性		スポーツへの興味・関心を高め、市民の豊かなスポーツライフをサポートします。
コード	4-4-1-1	

事業名	スポーツに親しむきっかけづくり	担当課	社会教育課

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・狛江市スポーツ協会、狛江市総合型スポーツ・文化クラブ（狛〇くらぶ）等をはじめとするスポーツ団体や体育施設指定管理者と連携し、市民が気軽にスポーツに親しむためのきっかけづくりとして各種事業を実施するとともに、読売巨人軍（相互協力協定）やFC東京（包括連携協定）など、プロスポーツチームと連携し、スポーツに親しむことのできるきっかけづくりとなる事業を展開する。 ・専修大学（包括連携協定）等と連携し、過去に活躍したスポーツ選手の紹介や健康に関する講座を通じて、スポーツや健康への関心を高める事業を展開する。	・個人が気軽に参加・実施できるスポーツや運動を行うソフト面の環境整備が推進されているとともに、市民がスポーツに親しむ機会が増え、スポーツ推進計画に示された市民のスポーツ実施率70%を超えている。 ・市民のスポーツや健康に対する関心が高まり、参加と仲間づくりが促進され、市民の豊かなスポーツライフが充実している。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・スポーツを楽しむきっかけをつくり、世代を超えて、誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツを楽しむことができるよう、生涯スポーツの推進を図り、仲間づくり、体力向上や生きがいづくりにつなげるため、市民スポーツ大会（市民スポーツ大会2,046人、市民スポレク大会1,890人）、ジュニアスポーツ大会（ジュニア剣道大会47人、ジュニアサッカー大会500人、学童軟式野球大会179人）を実施した。 ・多摩川を活用したスポーツ事業として、多摩川スポーツ教室（朝ピラティス教室（77人））を実施し、スポーツを楽しむきっかけづくりにつなげた。 ・健康づくり運動講座として、専修大学スポーツ研究所と連携し、小学校３～６年生を対象とした「狛江スポーツフェスタ2025－大学アスリートとマルチスポーツ体験！－」（延べ80人）、シニア層を対象とした「大人の知的好奇心ウォーキング」（27人）を実施した。また、専修大学教授による、近代スポーツ選手についてのスポーツ推進講演会（第１回：50人、第２回：26人、第３回78人）を実施した。 ・読売巨人軍やＦＣ東京の市民招待日等、プロスポーツチームとの連携協定事業を行った。	B	・各種スポーツ教室及びスポーツ大会を実施し、市民が気軽にスポーツに取り組み、楽しむ場を提供していく。 ・生涯スポーツの推進を図るため、狛江市スポーツ協会等を始めとするスポーツ団体や体育施設指定管理者と連携し、市民が気軽にスポーツに親しむためのソフト面の環境整備を進め、スポーツを通じた市民の体力の向上や生きがいづくりに寄与する。 ・読売巨人軍（相互協力協定）やＦＣ東京（包括連携協定）など、プロスポーツチームと連携し、スポーツに親しむことのできるきっかけづくりとなる事業を展開していく。 ・専修大学（包括連携協定）等と連携し、過去に活躍したスポーツ選手の紹介や健康に関する講座を通じて、スポーツや健康への関心を高める事業を展開していく。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	各種スポー				・ジュニアスポーツ振興 ポーツ大会関係費 ポーツ振興費 ツ推進委員関係費 スポーツライフ連携事
②	各種スポー				
③	読売巨人軍との連携事				
④	スポーツ推康づくり運動講座	・協定団体等の協力による健康づくり運動講座			関連計画等 狛江市スポーツ推進計画

令和８年度から、市長部局へ移管

施策展開の方向性	
コード	4-4-2-1

生涯スポーツの推進を図り、よりよい生活や生きがいづくりにつなげます。

事業名	生涯スポーツの推進	担当課	社会教育課

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・生涯スポーツの推進を図るため、狛江市スポーツ協会、狛江市総合型スポーツ・文化クラブ（狛〇くらぶ）等をはじめとするスポーツ団体や体育施設指定管理者と連携し、市民が気軽にスポーツに親しむためのソフト面の環境整備を進め、スポーツを通じた市民の体力の向上や生きがいづくりに寄与する。 ・誰もがスポーツの機会を持てるようスポーツのバリアフリーを目指し、ノーマライズの考え方に基づき、障がい者スポーツを推進する。	・個人が気軽に参加・実施できるスポーツや運動を行うソフト面の環境整備が推進されているとともに、市民がスポーツに親し機会が増え、スポーツ推進計画に示された市民のスポーツ実施率70%を超えている。（再掲） ・障がい者スポーツに関わる人材が増えるとともに、担い手となる市民や団体が育成され、スポーツのバリアフリーが進んでいる。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・スポーツを楽しむきっかけをつくり、世代を超えて、誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツを楽しむことができるよう、生涯スポーツの推進を図り、仲間づくり、体力向上や生きがいづくりにつなげるため、市民スポーツ大会（市民スポーツ大会2,046人、市民スポレク大会1,890人）、ジュニアスポーツ大会（ジュニア剣道大会47人、ジュニアサッカー大会500人、学童軟式野球大会179人）を実施した。（再掲） ・多摩川を活用したスポーツ事業として、多摩川スポーツ教室（朝ピラティス教室（77人））を実施し、スポーツを楽しむきっかけづくりにつなげた。（再掲） ・障がい者スポーツを含めた生涯スポーツの推進を図るため、障がい者スポーツ教室（フライングディスク・トランポリン・フープ・バランスボール等の様々な種目の体験（64人））を実施した。	B	・各種スポーツ教室及びスポーツ大会を実施し、市民が気軽にスポーツに取り組み、楽しむ場を提供していく。（再掲） ・生涯スポーツの推進を図るため、狛江市スポーツ協会等を始めとするスポーツ団体や体育施設指定管理者と連携し、市民が気軽にスポーツに親しむためのソフト面の環境整備を進め、スポーツを通じた市民の体力の向上や生きがいづくりに寄与する。（再掲） ・誰もがスポーツの機会を持てるようスポーツのバリアフリーを目指し、ノーマライズの考え方に基づき、障がい者スポーツを推進していく。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	各種スポー（再掲）				・ジュニアスポーツ振興 ーツ大会関係費 ーツ振興費 ポーツライフ連携事
②	各種スポー（再掲）				
③	障がい者スポ				関連計画等 ポーツ推進計画

令和８年度から、市長部局へ移管

施策展開の方向性		文化財等の活用を通じて狛江への愛着をはぐくみ、狛江の歴史や文化の継承を担う人材を発掘します。
コード	5-1-1-1	

事業名	文化財や歴史資料等の保存と継承	担当課	社会教育課

施策展開の具体的内容

・市が所有する文化財や歴史資料等を適切に保存するための保管施設を整備するとともに、将来にわたり有効活用できるよう、活用の拠点となる施設について検討する。
・市内に所在する古墳等の史跡の保護保存、古民家園や古墳公園等の文化財関連施設の維持管理を適切に行う。
・市の歴史や文化財等への理解を深める取組を推進して、地域への愛着を育むとともに、市民の幅広い世代の中から、狛江の歴史や文化を次世代へ継承する担い手を発掘する。

到達目標（令和11年度末）

・市が所有する文化財や歴史資料等の適切な保存が進み、活用の拠点についても具体的に検討が進んでいる。
・古墳等の史跡が適切に保護保存され、文化財関連施設が良好な状態で継承されている。
・狛江の歴史や文化に対する理解が深まり、市民の間に歴史や文化の継承に関心の高いグループが形成されている。

令和７年度の取組結果・成果

・保管施設への収蔵に向けて、文化財や歴史資料等の整理を進めたほか、保管・活用施設に関する庁内検討委員会を開催し、引き続き活用施設について検討を進めていくこととした。
・古墳等の史跡の保護保存のため、適宜樹木のせん定を行ったほか、猪方小川塚古墳では石室覆屋内部に雨水の浸透が見られたため、遮水処理の改修を施すなど、古墳等の史跡の維持管理を適切に進めた。古民家園については、移築復元後20年が経過し、古民家の部材に傷みが見られてきたため、現状確認と修繕が必要な箇所の洗い出しを進めた。
・「宿屋敷西１号墳出土遺物」「木造屋形船」「髙木家文書」「石井家文書」の４件の文化財について、将来に継承すべき地域の重要な文化財として、新たに市の文化財に指定した。文化財総合調査は、亀塚古墳の調査報告書の作成に向けて、前年度に引き続き、東京国立博物館が所蔵する亀塚古墳の出土遺物の調査を実施した。市の歴史や文化財等への理解を深める取組としては、国立科学博物館の特別展『大絶滅展』の関連事業であるＮＨＫ文化講演会を開催し、狛江で発見されたステラーダイカイギュウの解説を講演内容のメインに据えるなど、講演会の構成を狛江ならではの内容に改編し、計193人の参加があった。市役所２階ロビーにて、弁財天池遺跡から出土した遺物を活用した展示を２回、戦後80年にちなんだ戦争の記憶と昭和の狛江の展示を１回開催し、戦争の記憶と昭和の狛江に関わる史跡等を探訪する文化財めぐり、猪方小川塚古墳の現地解説、市のまなび講座の一環として狛江の歴史や文化財に関する講座を計６回実施するなど、市の歴史や文化財等への理解を深める取組を進めるとともに、市の歴史や文化の継承に関心のある潜在的な関心層の掘り起こしを進めた。また、おはやしの保持団体に補助金を交付し、地域に残る伝統芸能の保存・継承を支援した。

評価

B

今後の課題・方向性

・文化財や歴史資料等を保管施設に集約して管理し、資料の性格に応じた適切な保存を進めていく。また、活用施設については、他の自治体の施設等を視察して情報収集を進めるとともに、狛江の環境や所有する資料の性格に応じた施設の検討を進めていく。
・古墳等の史跡については、適宜現状確認を進めるとともに、保護保存上、好ましくない環境を改善し、適切な維持管理を進めていく。古民家についても、適宜現状確認を進め、他の自治体の管理方法等を調査し、適切な維持管理と修繕を進めていく。
・講座・講演会に合わせてフォローアップ講座を実施するなど、市の歴史や文化の継承に関心のある潜在的な関心層の掘り起こしを進めるとともに、連携を深めていく。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	保管施設の整備、活用拠点の検討	・文化財や歴史資料等の保管施設の建築工事 ・文化財や歴史資料等の活用施設の検討 ・保管施設への移動に伴う文化財や歴史資料等のクリーニング	・文化財や歴史資料等の活用施設の検討	→	・文化財保護関係費 ・埋蔵文化財保護関係費 ・古民家園管理運営費 ・文化財保存事業費補助 ・歴史公園維持管理費
②	文化財の保護保存の推進	・市の歴史や文化に関わる文化財の調査 ・市文化財への指定・登録 ・史跡等への保護保存措置	→	→	
③	史跡・文化財関連施設の維持管理	・古民家の現状確認調査 ・猪方小川塚古墳横穴式石室のメンテナンス ・史跡・文化財関連施設の樹木せん定 ・史跡の環境整備（危険樹木の伐採）	・古民家園の修繕 ・猪方小川塚古墳横穴式石室のメンテナンス ・史跡・文化財関連施設の樹木せん定 ・史跡の環境整備（危険樹木の伐採）	・古民家の現状確認調査 ・猪方小川塚古墳横穴式石室のメンテナンス ・史跡・文化財関連施設の樹木せん定	
④	歴史や文化財等への理解促進	・市の歴史や文化財等に関する講座や展示会等 ・市の歴史や文化財等に関する刊行物の作成・頒布	→	→	関連計画等
⑤	継承の担い手の発掘及び支援	・伝統文化（お囃子等）継承の担い手への支援 ・文化財関連事業の参加者へのフォローアップ講座等	→	→	・狛江市公共施設整備計画 ・文化財及び歴史資料等の保管・活用施設に関する検討（中間報告）

施策展開の方向性	
コード	5-2-1-1

狛江の歴史や文化を身近に感じられる場所として、古墳等の史跡や古民家園等を効果的に活用します。

事業名	文化財や歴史資料等の効果的な活用	担当課	社会教育課

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・白井塚古墳について、埋葬施設に保護保存の措置を施したうえ、古墳公園として整備し、効果的に活用する。 ・古民家園にてロケーションを活かしたイベント等を実施して賑わいを創出し、地域交流の場として活用する。 ・市が所有する文化財や歴史資料等について、再整理やレプリカ作製に取組み、出前授業や展示等で効果的に活用する。	・白井塚古墳がその特徴を活かした古墳公園として整備され開園している。 ・古民家園が地域交流の場として開かれ、イベント等で賑わっている。 ・市が所有する文化財や歴史資料等について、整理が進み、効果的に活用されている。

令和７年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・白井塚古墳の埋葬施設（礫槨）を現地保存するために、公園整備に伴う擁壁工事で影響を受ける部分について、埋葬施設の構造に関わる詳細なデータを採取したうえで部分的に解体し、一時的に別置保存の措置をとり、工事完了後、現地に復元する礫槨保存調査に着手し、前段の調査を完了した。 ・市と包括連携協定を締結しているＦＣ東京との連携事業として、市内在住の小学生と一緒に古民家園内の畑で枝豆の栽培・収穫を体験する「むいからで枝豆を育てよう」を実施するとともに、「みんなのむいから民家園」事業実行委員会の主催で、収穫した枝豆を地域のみんなで楽しむ「むいから枝豆収穫祭」を開催した。「みんなのむいから民家園」事業実行委員会による古民家園を活用したイベントは、このほかに、８月に夕暮れ時の古民家園で和太鼓や盆踊りを楽しむ「みんなのむいから夏祭り」、１月に伝統的な餅つきを体験する「古民家園で餅つき体験」、３月に古民家を甘味処にしてお花見を楽しむ「古民家園でも桜まつり」を開催し、計2,472人の参加があった。このほか、伝統文化・伝統芸能に関わるイベント等として、中秋の名月と琴の音色を楽しむ都立狛江高等学校箏曲部の演奏会「むいからお月見音楽会」、狛江能楽普及会による古民家を舞台にした公演「むいから能楽鑑賞会」を開催したほか、能楽の楽しみ方を学ぶ講座や生け花の体験教室を実施した。年中行事に関わるイベント等は、端午の節句に昔遊び等で楽しむ「こどもの日はむいからで楽しくすごそう！」、上巳の節句にひな人形作り等で楽しむ「むいからひな祭り」のほか、七夕と十五夜には臨時の夜間開園、人日（１月７日）には七草粥の提供、節分には豆まきと鬼のお面作りを実施し、伝統文化・伝統芸能や年中行事に関わるイベント等には、計977人の参加があるなど、古民家園を地域交流の場としても活用し、賑わいが創出された。 ・弁財天池遺跡から出土した遺物のうち、保管箱約200箱分を再整理し、活用に供するよう管理台帳を作成するとともに、再整理後の遺物を活用した子ども向けの考古学教室を２回、遺物の展示を２回開催した。また、展示や出前授業のハンズオンで活用するため、弁財天遺跡の方形周溝墓から出土した銅釧のレプリカを作製した。このほか、市の歴史に関する古文書や歴史的価値が認められる非現用の行政資料等について、次世代への継承と今後の公開・活用を図るため、史料のデジタル化を進めた。	B	・白井塚古墳の埋葬施設（礫槨）を現地保存し、適切な保護・保存の措置を講じるとともに、効果的な活用方法（公開方法）を検討していく。 ・季節や年中行事に応じた古民家園らしいイベントを開催し、地域交流の場として活用していく。 ・出土遺物の再整理とレプリカの作製を進め、展示や出前授業のハンズオン等で効果的に活用していくとともに、デジタル化を進めた史料については、効果的に活用すべく、公開方法を検討していく。

取組内容		年次計画 R８	年次計画 R９	年次計画 R１０	関連する予算事業
①	白井塚古墳の保存整備	・（仮称）白井塚古墳公園の整備に伴う擁壁工事	・（仮称）白井塚古墳公園の整備工事	・（仮称）白井塚古墳公園の開園 ・埋葬施設（礫槨）の現地保存に向けた調査（礫槨の復元）	・文化財保護関係費 ・埋蔵文化財保護関係費 ・古民家園管理運営費 ・歴史資料整理管理費
②	古民家園におけるイベント等	・ＦＣ東京との連携事業 ・「みんなのむいから民家園」事業実行委員会によるイベント ・伝統文化や年中行事に関わる事業	・古民家園の修繕	・ＦＣ東京との連携事業 ・「みんなのむいから民家園」事業実行委員会によるイベント ・伝統文化や年中行事に関わる事業	
③	文化財や歴史資料等の再整理	・活用に向けた文化財台帳の整備 ・活用に向けた出土遺物の再整理 ・文化財や歴史資料等のレプリカの作製 ・文化財や歴史資料等のデジタル化の推進	→	→	
④	文化財や歴史資料等の活用	・市の歴史や文化財等に関する見学会や展示会等 ・出前授業等での文化財や歴史資料等の活用	→	→	**関連計画等** ・狛江市公共施設整備計画 ・文化財及び歴史資料等の保管・活用施設に関する検討（中間報告）

9．「持続可能な社会」（ＳＤＧｓ）の実現に向けた取組

（1）「ＳＤＧｓ」とは

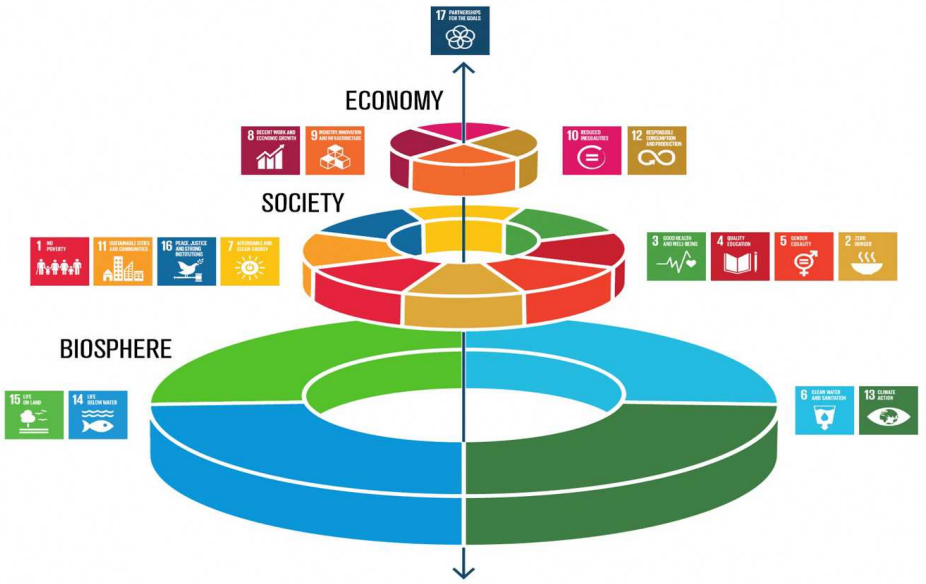
「ＳＤＧｓ」とは「持続可能な社会」の実現に向けて、2030年までに達成すべき国際社会共通の目標です。17の目標と169のターゲット（具体的目標）で構成されています。第４期狛江市教育振興基本計画においても、次世代を担う子どもたちがはぐくむべき「生きる力」の一つとして取組を進めていくこととしています。

（2）「ＳＤＧｓ」から見た実行プランの取組

「持続可能な社会」に向けた取組は、子どもたちの教育の推進に限らず、社会全体の取組として求められています。ここでは、教育振興基本計画に定めた個別施策を「ＳＤＧｓ」の観点から整理し、計画期間中における「持続可能な社会」に向けた取組を明らかにしています。

（3）「ＳＤＧｓ」の17の目標

No.	目標	説明	No.	目標	説明
1	**【貧困】** 貧困を なくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	10	**【不平等】** 人や国の不平等 をなくそう	各国内及び各国間の不平を是正する。
2	**【飢餓】** 飢餓を ゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	11	**【持続可能な都市】** 住み続けられる まちづくりを	包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
3	**【保健】** すべての人に 健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	12	**【持続可能な生産と消費】** つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する。
4	**【教育】** 質の高い教育を みんなに	【教育】すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	13	**【気候変動】** 気候変動に 具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
5	**【ジェンダー】** ジェンダー平等を 実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。	14	**【海洋資源】** 海の豊かさを 守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
6	**【水・衛生】** 安全な水とトイレ を世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	15	**【陸上資源】** 陸の豊かさも 守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
7	**【エネルギー】** エネルギーをみんなに そしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	16	**【平和】** 平和と公正を すべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
8	**【経済成長と雇用】** 働きがいも 経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。	17	**【実施手段】** パートナーシップで 目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
9	**【インフラ、産業化、イノベーション】** 産業と技術革新の 基礎をつくろう	強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	※説明は外務省の日本語訳を参照しています。		



（4）「ＳＤＧｓ」の目標と実行プランの施策との関係

基本方針	施策	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさも守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
1　子どもが自らの人生を切り拓いていく力の育成	（1）生命や人権を尊重する態度や豊かな心を育てる教育				●	●					●	●					●	●
	（2）主体的に社会の形成に参画する態度や生きる力の育成				●					●		●					●	●
	（3）子どもの健康と体力づくりの推進			●	●													●
	（4）グローバル社会で活躍する人材の育成				●							●					●	●
2　子どもに寄り添った誰一人取り残さない教育の推進	（1）インクルージョンの推進			●	●						●						●	●
	（2）多様なニーズに応じたきめ細かなサポートの充実	●	●	●	●						●						●	●
	（3）子どもの理解・アセスメント機能の充実	●	●	●	●						●						●	●
3　家庭・地域・学校で子どもの学びを支える教育環境の整備	（1）家庭との連携・地域との協働による学校づくりの推進				●							●						●
	（2）安心安全で豊かな学校生活を送るための環境整備			●	●							●						●
	（3）学校の力の向上・働き方改革の推進				●	●			●		●							●
4　生涯を通じた学びの充実とスポーツの推進	（1）学びの環境づくりの充実				●						●	●						●
	（2）多様なニーズやライフステージに応じた学びの充実				●						●	●						●
	（3）スポーツを楽しむ環境の整備			●	●							●						●
	（4）豊かな生活のためのスポーツの推進			●	●							●						●
5　歴史・文化への理解と継承	（1）歴史・文化の継承と人材の発掘				●							●						●
	（2）史跡や文化財の効果的な活用				●							●						●

令和８年度

狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会答申

1　はじめに

令和８年度の審査委員会では、第４期狛江市教育振興基本計画の基本方針「１　子どもが自らの人生を切り拓いていく力の育成」より、以下の２項目を再評価した。

- 「1-1-1-1　互いの生命や人格・人権を尊重し、あらゆる偏見や差別をなくす人権教育を推進します。」
- 「1-2-1-1　確かな学力の定着と DX の時代を生き抜くための基礎的・基本的な知識・技能の伸長を図ります。」

【委員名簿】

役職	区分	氏名	所属等
委 員 長	学識経験者	渡辺　秀貴	創価大学教職大学院教授
副委員長		常盤　豊	多摩美術大学理事
委　　員	市 民 委 員	惣川　ひさえ	公募市民
		泉　あや子	公募市民

【開催経過】

開催回	開催日	主な議題
第１回	令和８年６月 18 日（木）	諮問、令和７年度取組結果等の報告、令和８年度評価事業の選定について
第２回	令和８年６月 25 日（木）	再評価について① 【担当部署】指導室
第３回	令和８年６月 29 日（月）	再評価について② 【担当部署】学校教育課
第４回	令和８年７月 24 日（金）	令和８年度審査委員会答申について

※第４期狛江市教育振興基本計画の基本方針

１　子どもが自らの人生を切り拓いていく力の育成

２　子どもに寄り添った誰一人取り残さない教育の推進

３　家庭・地域・学校で子どもの学びを支える教育環境の整備

４　生涯を通じた学びの充実とスポーツの推進

５　歴史・文化への理解と継承

（１）評価方法

①教育委員会が評価した項目のうち、１～２項目程度を再評価する。
　なお、市政を取り巻く状況や社会情勢、新たな教育課題等に応じた評価項目を選定する。

②評価に当たっては、論点とすべき課題に対応した事業に着目し、実施する。

（２）再評価の視点

①教育委員会の評価は妥当か。
　・取組の実施状況　　・成果の有無
　・到達目標への進捗状況

②課題は整理されているか、的確に捉えられているか。

③課題への対応策は明確にされているか、他に考えられる対応策はないか。

（３）全体を俯瞰する取組

　第１回会議において、令和７年度の取組状況や課題等について、各課（室・館）長より報告を行った（令和３年度初実施、令和８年度は６回目）。

①報告者
　学校教育課長、教育支援課長、教育部理事（兼）指導室長、社会教育課長、公民館長、図書館長

②取組の導入経緯
　・令和２年度答申（抜粋）
　「教育委員会における課題は多岐に渡っていることから、定期的に全体を俯瞰してみることも必要である。」
　・令和７年度答申（抜粋）
　「教育委員会で実施している諸事業の自己評価についての審査は、多岐に渡るものである。その上で、今年度も引き続き第１回の会議において、全体を俯瞰する取組として昨年度の取組状況や課題等について、各担当部署による報告の機会を設けたことは審査の論議を行う上で非常に有効であった。」

（４）参考（教育委員会の自己点検及び評価）

・第４期教育振興基本計画実施計画の「施策展開の方向性」の単位で評価
・実施計画に記載の項目を４段階で評価：「Ａ～Ｄ」
・市の内部評価基準との整合性も考慮し、Ａ～Ｄの各基準を令和８年度から変更

評価	評価基準内容
A	進捗している
B	現状維持
C	あまり進捗していない・縮小
D	全く進捗していない・未実施

２　令和８年度再評価対象の教育委員会における自己点検及び評価の結果

（１）「1-1-1-1　互いの生命や人格・人権を尊重し、あらゆる偏見や差別をなくす人権教育を推進します。」の自己点検及び評価

担当部署	指導室	自己評価	B

Ｒ７年度の取組結果（実績・成果）

・全教職員を対象に「誰一人取り残されない学校・学級づくり～子どもと教師のウェルビーイングの向上を目指して～」をテーマに、人権教育悉皆研修を実施した。本研修では、國學院大學の杉田洋先生を講師に迎え、児童・生徒や教職員にとって持続可能で良好な学校・学級づくりについて学ぶことにより、教職員の意識啓発を図った。

・市内各小・中学校から選出された人権教育推進委員が参加する人権教育推進委員会では、人権研修を年５回実施した。人権教育についての研修の他、人権尊重教育推進校の三鷹市立南浦小学校や東京都立志村学園の研究発表会に参加し、委員は研修で学んだ内容を還元研修として自身の学校で共有した。また、「狛江市版　教職員の人権感覚チェックリスト」を委員会にて作成し、市内小・中学校に周知した。

・人権尊重教育推進校[1]である緑野小学校では、子どもの人権・高齢者・障がい者・外国人・同和問題等、様々なテーマに基づいて実践研究を推進した。令和８年度以降は、緑野小学校での実践内容を市内各小・中学校に広めるとともに、市全体の教育活動に活用する。

・市内小・中学校において「狛江市子どもの権利条例」の内容を周知した。

・狛江の教育 21[2]研究協力校である和泉小学校の児童運営委員会では、狛江市子どもの権利条例の「意見を表明する権利」を具現化する取組として、児童が自ら学校のことを考え、議論し、実行していく活動を実践し、自律的な学校生活を送るようになった児童の変容を、市内各小・中学校に共有した。

今後の課題・方向性

・人権教育推進上の課題を明確にし、課題及び学校や教員からのニーズに即した内容の人権教育悉皆研修会を開催する。

・人権教育推進委員会においては、課題設定に基づき「狛江市子どもの権利条例」を活かした授業づくりや学校づくりについての研究及び教職員への人権教育の充実のための啓発を効果的に実施できるように、様々な活動方法を取り入れていく。

・人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すため、人権尊重教育推進校の研究の充実を図るとともに、その成果の普及・啓発を図る。

[1]人権尊重教育推進校：あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに人権尊重人権教育を一層充実させるため、都内 50 校程度設置（東京都事業）
[2]狛江の教育 21：狛江市独自の研究奨励校指定制度。研究成果は市内全学校へ還元

（２）「1-2-1-1　確かな学力の定着と DX の時代を生き抜くための基礎的・基本的な知識・技能の伸長を図ります。」の自己点検及び評価

担当部署	学校教育課	自己評価	A

Ｒ７年度の取組結果（実績・成果）

・GIGA スクール構想に基づき令和２年度に整備した一人一台端末をより効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るとともに、教員の負担軽減、働き方改革を推進するため、統合型学習支援ソフトウェア「ミライシード」を全校に導入した。

・GIGA スクール構想及び校務 DX の一層の推進を見据え、全小・中学校の安定的なネットワーク環境を構築するため、全・小中学校を対象にネットワークアセスメントを実施し、課題の特定と改善策の検討を行った。

・教員の採点業務に係る負担を軽減し、教員の心身の健康の維持と、生徒一人ひとりに応じた個別最適な教育指導の充実を図るため、市立全中学校に採点支援ツールを試験導入した。

・文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改訂されたことを踏まえ、「狛江市教育委員会教育情報セキュリティポリシー」の全面改訂を行った。

・文部科学省や東京都の生成 AI 利活用ガイドライン等を参考に、教職員が生成 AI を安全かつ適切に利活用するための方向性を示すものとして、「狛江市教育委員会生成 AI 利活用ガイドライン」を新たに作成した。

今後の課題・方向性

・学習用タブレット端末の更新及びデジタル教材の活用について、引き続き指導室と連携しながら進める。

・ネットワークアセスメントの結果を踏まえ、ネットワーク機器の更新等を実施することにより、小・中学校における中期的に安定した通信環境を構築する。

・教育情報セキュリティ委員会の設置・運用等により、改訂したセキュリティポリシーを実効的に運用していく。

・都による校務支援システムの共通化や共同調達に対応するため、今後整理されるシステム要件やセキュリティ要件等に適切に対応する。

3　審査委員会の所感

令和８年度の再評価対象の２項目について、教育委員会における自己点検、その評価結果は妥当といえる。（１）、（２）の項目とも、様々な方法で取り組むべき事業を実施しており、（１）については、人権研修の実施や人権尊重教育推進校の取組など一定の成果を出しているものの、「現状維持」と判断できることからＢ評価となる。人権尊重教育推進校等の取組や成果を各校へ展開し、人権教育の一層の充実を図っていただきたい。（２）は、新たなデジタル教材・校務支援ツールの導入、情報セキュリティ体制の強化、ネットワーク環境の改善調査等を通じて、目まぐるしく変わるデジタル社会の中で校務 DX を推進しており「進捗している」と判断できることからＡ評価が適切と考える。

令和８年度より本審査会の開催時期を前倒ししたことで、令和９年度予算の編成に自己点検及び再評価の内容を反映することが可能となった。これらの評価等を踏まえながら、さらなる工夫により施策の推進に取り組んでいただきたい。

最後に、各項目の再評価・指摘事項を記載する。今後の事業展開の参考としていただくよう要望する。

4　再評価の結果

（１）互いの生命や人格・人権を尊重する学校づくりについて

①日本語指導員の配置や NPO 法人との連携により、日本語支援を必要とする子どもや保護者の状況に応じたサポートに取り組んでいるが、これから更に日本語支援を必要とする方の数が増えていくことが想定される。多様な言語に対応できるよう、更なる支援体制の整備に取り組んでいただきたい。

②子ども一人ひとりの内面を図る客観的なテストである Q-U や WEBQU を早くから取り入れていることは評価できる。学級の状態を客観的に把握し、対策を講じることができるサイクルを回していることは、人権を尊重する学校づくりの基盤であり、引き続き取り組んでいただきたい。

（２）人権教育の推進について

①小・中学校においては、子どもを権利の主体として尊重することが重要であり、子どもに対するアプローチを教職員に理解してもらう必要がある。その点において、全教職員を集めた人権教育悉皆研修を実施し、精力的に人権教育に取り組んでいることは評価できる。

②行政が施策を展開することと同時に、学校単位での意識、学校教育目標での位置付け、行政と学校の取組が噛み合っていることが重要である。人権尊重教育推進校の取組などを通じて、人権教育の更なる充実を図っていただきたい。

③狛江市子どもの権利条例で定める自分の意見を表明する力の育成は、学校教育全体や学校生活で自他を尊重する場面など、あらゆる分野に通ずることである。全てが関連していると捉えて、今後も教育活動を進めていただきたい。

④いじめ問題や不登校の問題等、あらゆることが人権教育に統合されている意識を持っていただき、施策が断片的にならないよう、引き続き工夫をこらして事業展開していただきたい。

（３）生成 AI を始めとする DX の取組について

①生成 AI を始めとするデジタル技術を活用し、児童・生徒の教育活動の充実を図っていくことを目的とした DX（デジタルトランスフォーメーション）の取組については、AI モデルの急速な進化や日々状況が変わっていくデジタル社会の中で、情報を収集するだけでも困難な状況である。その中でも、生成 AI のガイドラインを設けるなど、適切に対応できていると考える。

②生成 AI 使用については、教員自身が生成 AI の仕組みや特徴を理解し、正しい使い方を児童・生徒に教えていく段階であると思う。児童・生徒による生成 AI の使用については、多面的なリスクがあると考えているが、一方で、積極的に使用することで生成 AI の仕組みを理解し、生成 AI を使用することによるリスクを回避出来ると考えている自治体もあるが、情報モラル教育を通じながら児童・生徒への影響等を鑑み、総合的に判断いただきたい。

③生成 AI の使用により、思考を代替し、学びの過程をスキップしてしまうことは好ましくないと考える。特に小学校教育においては、慎重に扱うべきであることから、市の考えに賛同できる。繰り返しになるが、児童・生徒による活用については、安全面や教育効果を考慮しながら慎重に考えていただきたい。

（４）「個別最適な学び」と「協働的な学び」を可能とする DX の取組について

①個々の習熟度に応じた学習が可能なアプリケーションやシームレスな協働学習が可能なアプリケーションを導入し、教員や保護者の負担軽減を図り、GIGA スクール構想を推進したことは評価できる。KPI としているアプリケーションの起動率については、学級単位や児童生徒単位、集計の単位によって実績値の捉え方が異なることから、算出方法を整理いただきたい。

５　おわりに

教育委員会で実施している諸事業の自己評価についての審査は、多岐に渡るものである。その上で、令和８年度の委員会でも引き続き第１回の会議において、全体を俯瞰する取組として前年度の取組状況や課題等について、各担当部署による報告の機会を設けたことは審査の論議を行う上で有効であった。

昨年度の教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会答申において、評価方法の見直しについて言及したが、今年度より評価基準を見直したことで、各部署の事業がより適切に評価されるようになったことは良いと考える。一方で、評価の客観性を高めるためにも、自己評価の基準や具体的に進捗が見られた部分をより明確にするような手法についても、次年度以降、検討・整理いただきたい。

なお、第４期教育振興基本計画実施計画の「施策展開の方向性」から審査すべき項目を絞り再評価する方式は、各事業について深く論議を行うことができ、有意義な方法である。論議の元となる各担当部署による事業説明に当たっては、実際の様子や写真を投影する等、取組の様子が非常に分かりやすく説明され、その後のヒアリングも含め委員との相互理解が深まり中身の濃い論議となったと考える。準備等に係る時間といった担当部署の負担等のバランスも考慮しつつ、令和９年度以降の委員会を進める上でも可能な範囲で取り組んでいただくことを望む。

令和８年度は第４期教育振興基本計画における実施事業の最初の評価年度となるが、刻々と変化する現代社会において現状維持をすることも難しい状況となっている。再評価事業においても、社会情勢や新たな教育課題等に応じた評価項目を選定することは適切であり、今年度からは、自己評価や再評価を予算要求前に行えたことで、これまで以上に教育委員会事業の改善に繋げやすくなると考える。

最後に、今後も教育委員会の各部署が市民や児童・生徒のため、また個々の事業の進展のため、より一層努力されることを望む。

11. 参考資料

1．狛江市教育委員会教育理念・教育目標

（１）教育理念

○子どもたち一人ひとりが、人格の形成と互いの個性の尊重を基本として、地域や社会の中で自立し、健康で幸福に生きていく力を身につけ、狛江で受けた教育を誇りとして、平和で心豊かな共生社会を築き発展させる力を身につける教育の実現を図る。
○市民一人ひとりが、自己の人格を磨き、健やかで豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって学び、適切に活かすことのできる社会の実現を図る。

（２）教育目標

（1）互いの生命と人格・人権を尊重し、地域を愛し社会に貢献する意識の醸成
（2）知・徳・体の調和がとれた力をはぐくみ個性や創造力を伸ばす学校教育の充実
（3）生涯にわたり主体的に学ぶことができる学習環境と運動環境の整備と拡充

2．予算・庶務関係

（１）予算額推移（当初予算）　（単位：千円）

年度		4	5	6	7	8
一般会計歳出総額		31,320,000	31,620,000	33,920,000	36,342,000	39,206,000
教育費歳出総額		4,156,757	3,542,249	4,055,036	5,528,300	6,962,830
教育費の割合		13.3%	11.2%	12.0%	15.2%	17.8%
教育費内訳	教育総務費	583,822	665,969	744,849	782,588	773,205
	小学校費	991,284	962,383	1,012,602	1,007,935	1,079,713
	中学校費	566,603	598,304	628,222	616,074	673,443
	幼児教育費	489,152	472,758	441,983	487,390	526,375
	社会教育費	1,390,428	702,615	1,029,725	2,484,736	2,346,283
	保健体育費	135,468	140,220	197,655	149,577	1,563,811

（２）基礎数値　令和８年５月１日現在

人口 住基（外国人を含む）	面積	学校数		児童・生徒数		学級数	
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
人	㎢	校	校	人	人	学級	学級
82,195	6.39	6	4	3,880	1,493	138	50

（３）教育委員会会議の状況

区分 年度	会議回数	議案件数			
		総数	可決	否決	その他
	件	件	件	件	件
3	13	50	50		
4	14	37	37		
5	13	53	53		
6	13	47	47		
7	13	80	80		

３．児童・生徒数、学級数等

（１）児童・生徒数の推移（全体）

各年度５月１日現在

○小学校

（単位：校、学級、人）

年度	3	4	5	6	7
学校数	6	6	6	6	6
学級数	125	126	133	136	139
児童数計	3,701	3,779	3,924	3,927	3,931
男	1,882	1,926	2,022	2,046	2,051
女	1,819	1,853	1,902	1,881	1,880

○中学校

年度	3	4	5	6	7
学校数	4	4	4	4	4
学級数	45	47	48	46	45
生徒数計	1,365	1,417	1,393	1,397	1,424
男	713	755	736	721	744
女	652	662	657	676	680

（２）小学校別児童数の推移

各年度５月１日現在

（単位：人）

学校＼年度	3	4	5	6	7
一小	(26)<35> 807	(26)<41> 836	(29)<44> 886	(33)<66> 888	(37)<74> 860
三小	[4] <29> 540	[6] <41> 564	[6] <57> 607	[5] <65> 628	[6]<68> 634
五小	<48> 641	<44> 657	<45> 653	<59> 664	<63> 657
六小	<30> 552	<39> 556	<36> 568	<50> 669	<60> 579
和泉小	<31> 541	<40> 530	<52> 526	<55> 513	<55> 513
緑野小	(27)<50> 563	(33)<49> 571	(37)<48> 612	(36)<42> 591	(36)<48> 609
合計	3,644 (53)[4]<223> 3,701	3,717 (59)[6]<254> 3,779	3,852 (66)[6]<282> 3,924	3,853 (69)[5]<337> 3,927	3,852 (73)[6]<368> 3,931

※()内は固定の知的障がい学級で外数

※[]内は固定の情緒障がい学級で外数

※< >内は通級の特別支援教室で内数

（３）中学校別生徒数の推移

各年度５月１日現在

（単位：人）

学校＼年度	3	4	5	6	7
一中	(14)<18> 396	(18)<21> 408	(20)<17> 397	(25)<15> 384	(30)<16> 388
二中	<16> 397	<17> 422	<14> 391	<17> 413	<19> 416
三中	[4]<8> 280	[9]<11> 279	[15]<10> 276	[14]<15> 260	[12]<11> 261
四中	<12> 274	<15> 281	<15> 294	<15> 301	<17> 317
合計	1,347 (14)[4]<54> 1,365	1,390 (18)[9]<64> 1,417	1,358 (20)[15]<56> 1,393	1,358 (25)[14]<62> 1,397	1,382 (30)[12]<63> 1,424

※()内は固定の知的障がい学級で外数

※[]内は固定の情緒障がい学級で外数

※< >内は通級の特別支援教室で内数

４．特別支援教育

（１）特別支援学級児童・生徒数の推移

各年度５月１日現在

（単位：人）

年度	3	4	5	6	7
小学校	57	65	72	74	79
中学校	18	27	35	39	42

（２）特別支援教室（通級制）児童・生徒数の推移

各年度５月１日現在

（単位：人）

年度	3	4	5	6	7
小学校	223	254	282	337	368
中学校	54	64	56	62	63

5．社会教育

（1）埋蔵文化財年度別発掘調査及び立会件数

種別＼年度	3	4	5	6	7
発掘調査	10	13(1)	9(1)	14(3)	7(1)
本調査	0	2(1)	1(1)	3(3)	1(1)
確認調査	10	11	8	11	6
立会	79	60	69	91	61

※調査件数のうち（　）内は、事業者負担で実施した件数（内数）

（2）体育施設利用件数

施設名＼年度	3			4			5		
市民グランド	888 件			878 件			959 件		
多摩川緑地公園グランド	1,682　件			1,835 件			1,884 件		
西和泉グランド	759 件			775 件			826 件		
西和泉体育館	1,133 件			1,163 件			1,120 件		
市民テニスコート（東野川、元和泉）	6,959 件			7,461 件			7,726 件		
元和泉市民運動ひろば	844	個人	305	790	個人	353	1,018	個人	490
		団体	539		団体	437		団体	528
市民プール（単位：延人数）	11,025	大人	3,888	14,455	大人	5,407	21,701	大人	8,429
		小人	7,137		小人	9,048		小人	13,272
市民総合体育館（単位：延人数）	103,148	個人利用者数	大人 33,778	149,323	個人利用者数	大人 43,827	189,567	個人利用者数	大人 49,510
		38,878	小人 5,100		50,029	小人 6,202		50,029	小人 7,480
		貸切 5,347件	64,270		貸切 6,917件	99,294		貸切 6,917	132,577

施設名＼年度	6			7			利用者数（延人数）	開場日数
市民グランド	1,002 件			980 件			68,251	350
多摩川緑地公園グランド	1,942 件			1,869 件			45,775	350
西和泉グランド	747 件			728 件			17,278	350
西和泉体育館	1,049 件			1,422 件			17,075	351
市民テニスコート（東野川、元和泉）	7,438 件			7,168 件			29,608	東野川350
								元和泉350
元和泉市民運動ひろば	898	個人	554	1,312	個人	991		320
		団体	344		団体	321		234
市民プール（単位：延人数）	19,916	大人	7,790	10,065	大人	3,419		17
		小人	12,126		小人	6,646		
市民総合体育館（単位：延人数）	189,389	個人利用者数	大人 49,776	67,323	個人利用者数	大人 17,800		118
		59,918	小人 10,142		21,422	小人 3,622		
		貸切 7,039件	129,471		貸切 2,291	45,901		

※　令和７年８月から市民総合体育館改修工事のため、市民総合体育館及び市民プールを閉館

（３）古民家園入園者数

	3	4	5	6	7
開演日数	275日	306日	306日	306日	304日
入園者数	18,874人	16,234人	16,390人	15,292人	16,862人

（４）文化財保護関係事業の開催状況　　（単位：日、人）

実施事業名	実施日・期間	参加者数
文化財関連展示「湧水に形成された原始・古代のムラ」	７月22日～８月５日	－
子ども文化財教室「勾玉を作ろう」	７月22日・31日、８月13日	47
子ども考古学教室「縄文土器を観察してみよう」	８月２日・３日	14
文化財めぐり「狛江の歴史を歩いて学ぼう」	10月18日	6
文化財関連展示「戦争の記憶と昭和の狛江」	10月27日～11月７日	－
文化財現地解説「猪方小川塚古墳」	11月１日	30
文化財関連展示「縄文時代のムラを探る」	11月13日～11月19日	－

（５）古民家園関係事業の開催状況　　（単位：日、人）

実施事業名	実施日・期間	参加者数
「子どもの日はむいからで楽しくすごそう」	５月５日	300
「むいから枝豆収穫祭」	７月27日	378
「みんなのむいから夏祭り」	８月23日	725
「むいからお月見音楽会」	10月４日	47
「むいから能楽鑑賞会」	10月11日	50
「古民家園で餅つき体験」	１月11日	475
「古民家園でも桜まつり」	３月28日	894
その他体験教室・講座等	延53回	延1,680

（６）スポーツ教室・大会の開催状況

事業名	スポーツ教室、大会名	開催日数	実施日・期間
スポーツ推進委員関係費	成人スポーツ教室（卓球）	8	178
ジュニアスポーツ振興	ジュニアHIPHOPダンス教室	4	47
	ジュニアビーチボール教室	5	184
	ジュニアダブルダッチ教室	6	49
	ジュニアバドミントン教室	5	79
	ジュニア卓球教室	3	44
	学童野球大会	9	179
	ジュニアサッカー大会	5	500
	ジュニア剣道大会	1	47
市民スポーツ大会関係費	市民スポーツ大会	24	2,046
	市民スポレク大会	10	1,890
市民スポーツ振興費	障がい者スポーツ教室	10	64
	多摩川スポーツ教室	3	77

６．公民館

（１）中央公民館利用状況

室　　別		利用件数	うち目的外	利用率	月平均利用件数	利用者数	月平均利用者数
		件	件	%	件	人	人
総数		3,777	16	54.6%	755	42,911	8,582
内訳	講座室	313	1	58.8%	63	7,159	1,432
	和室	333	1	62.6%	67	2,584	517
	多目的室１	273	5	51.3%	55	4,863	973
	多目的室２	286	3	53.8%	57	1,785	357
	多目的室３	206	0	38.7%	41	1,194	239
	多目的室４	307	4	57.7%	61	2,570	514
	多目的室５	158	1	29.7%	32	1,071	214
	ホール	436	0	82.0%	87	9,571	1,914
	パフォーマンススタジオ1	441	0	82.9%	88	4,756	951
	パフォーマンススタジオ２	457	0	85.9%	91	3,906	781
	サウンドスタジオ	207	1	38.9%	41	777	155
	キッチンスタジオ	147	0	27.6%	29	1,368	274
	クラフトスタジオ	213	0	40.0%	43	1,307	261

※　開館日数　135日(貸出日数　133日）休館日は第１・３火曜日と年末年始（12/29～1/3）
　　大規模改修完了に伴い、令和７年11月１日こまえみらいテラス中央公民館として開館

※　開館に伴い、貸出区分を３区分から４区分へ変更

※　陶芸窯　８件(１工程につき１件とする)

※　保育室　99件

（２）西河原公民館利用状況

		利用件数	うち目的外	利用率	月平均利用件数	利用者数	月平均利用者数
		件	件	%	件	人	人
総数		7,662	54	59.7%	639	70,102	5,841
内訳	視聴覚室	903	0	70.3%	75	6,604	550
	リハーサル室	954	0	74.3%	80	5,431	453
	多目的ホール	1098	1	85.5%	92	21,032	1,753
	料理実習室	459	10	35.7%	38	3,251	271
	茶室	610	4	47.5%	51	2,484	207
	和室	829	2	64.6%	69	6,031	503
	学習室Ⅰ	723	6	56.3%	60	11,756	980
	学習室Ⅱ	737	9	57.4%	61	6,066	505
	学習室Ⅲ	735	14	57.2%	61	4,229	352
	生活工芸室	519	0	40.4%	43	3,023	252
	暗室	95	8	7.4%	8	195	16

※　開館日数　329日(貸出日数 321日）休館日は第１・３火曜日と年末年始（12/29～1/3）

※　陶芸窯　23件(１工程につき１件とする)

※　幼児室　352件

（３）公民館事業等の開催状況

（単位：回数、人）

事業名	実施事業名	実施回数	参加者数
子ども・若者事業	夏休み小学生将棋教室	2	38
	子どもの実験教室	12	111
	「ダンボール迷路」in西河原公民館」	1	219
	Teen's room サクセンカイギ	8	115
チャレンジ学級	チャレンジ学級	18	103
成人学習事業	市民ゼミナール	4	16
子育てセミナー	子育てセミナー	11	73
	いきいき子育てルーム	44	431
学習グループ	保育室学習会	4	16
	学習グループ保育	24	123
日本語教室	日本語教室	39	1278
市民劇場	西河原映画会	5	550
	西河原劇場	1	19
	西河原クリスマスコンサート	1	138
公民館交流事業	いべんと西河原	1	3286
	リニューアルオープン記念ロビーコンサート	1	344
	映画「はたらく細胞」上映会	1	126
	演劇ワークショップ	1	10
	タカタ先生のお笑い算数教室	1	43
	科学あそび講座「偏光板であそぼう」	1	16
	百人一首講演会	1	10
	Quiz Knockの須貝駿貴がやってくる！	1	50
図書室	おはなし会	48	206
こまえ市民大学	カザフスタン台湾人日本兵呉正男さんの戦中、戦後	1	30
	モンゴル抑留者の娘～知られざるモンゴル・シベリア抑留の悲劇	1	36
	『街の緑』の価値 樹冠被覆率とは～ますます進む温暖化、海外と日本の現状を考える～	1	31
	米国の分断・トランプ現象をどう見るか～大統領は何を考え、何を目指しているのか～	1	33
	納涼コンサート「戦後80年思い出の歌」	1	141
	演奏芸術・舞台芸術ーいのちの華～その生成のプロセス～	1	85
	死を想うことと今を生きること～デスエデュケーション～	1	42
	軍隊を持たない国コスタリカとは～争いや分断が進む世界、この国を知れば希望が見えてくる～	1	38
	テニアン島の小学生が見た終戦～酒井誠さんの証言～	1	21
	課外講座「猿島」	1	44
	あなたの知らない糖尿病の世界～実は身近な病気～	1	21
	平日講座① こまえミュージアムシリーズ 弁財天遺跡と野川流域の縄文時代	1	32
	平日講座② こまえミュージアムシリーズ 狛江古墳群と多摩川流域の古墳文化	1	32

こまえ市民大学	平日講座③　こまえミュージアムシリーズ 古代武蔵国と狛江	1	28
	新春日本の芸能「落語」	1	56
	寺院・宗派からはみ出す広域信仰の旅 ～近世の六十六部回国供養～	1	48
	韓国人の血縁と系譜に対する意識 ～族譜などを通して～	1	30
	人生についての心構え ～人生１００年の時代に考えること～	1	77
	災害に備える暮らしのヒント ～あなたと地域を守る「想像力」の育て方～	1	24
情報学習事業	スマホ講座	6	43
	スマホ相談会	10	23
	パソコン室一般開放	6	15
居場所事業	夏休み子ども・中高生スペース	1	424
	居場所連続講座「ユースワークの今とこれから」	2	26
	中央公民館・西河原公民館　学習フリースペース	45	84

7．図書館

（1）図書館・西河原公民館図書室・地域センター図書室・電子図書館利用状況（個人）

（単位：冊、人）

		3	4	5	6	7
中央図書館	蔵書冊数	177,409	178,853	177,285	179,278	128,518
	貸出冊数	339,823	297,843	288,483	238,791	166,257
	登録者数	17,864	17,565	17,051	15,869	14,589
こまえみ ライブラリー Kid's	蔵書冊数	－	－	－	－	55,727
	貸出冊数	－	－	－	－	52,923
	登録者数	－	－	－	－	830
野川地域センター 図書室	蔵書冊数	23,222	23,238	23,459	23,471	22,650
	貸出冊数	30,335	38,049	39,259	42,683	40,728
	登録者数	1,203	1,154	1,153	1,187	1,168
上和泉地域センター 図書室	蔵書冊数	27,527	27,273	27,836	28,385	27,929
	貸出冊数	22,390	29,114	27,608	26,781	27,058
	登録者数	779	755	748	730	776
岩戸地域センター 図書室	蔵書冊数	21,966	22,162	22,388	22,760	22,966
	貸出冊数	43,152	51,462	53,659	56,501	52,069
	登録者数	1,262	1,259	1,268	1,290	1,353
南部地域センター 図書室	蔵書冊数	21,397	21,236	20,888	21,227	21,304
	貸出冊数	33,665	37,253	36,353	39,207	39,644
	登録者数	1,130	1,120	1,089	1,078	1,103
西河原公民館 図書室	蔵書冊数	32,628	31,497	31,194	31,199	30,495
	貸出冊数	34,576	42,674	38,316	44,511	43,942
	登録者数	1,564	1,597	1,544	1,593	1,699
合計	蔵書冊数	304,149	304,259	303,050	306,320	309,589
	貸出冊数	503,941	496,395	483,678	448,474	422,621
	登録者数	23,802	23,450	22,853	21,747	21,518
電子図書館	タイトル数	11,452	12,879	14,295	15,400	16,008
	貸出回数	5,975	5,733	5,391	5,036	4,327
	閲覧回数	16,011	15,074	15,239	14,556	15,205

※　市民センター大規模改修のため、中央図書館は令和６年９月１日から令和７年８月31日まで臨時窓口開設

※　こまえみらいテラス開館準備のため、中央図書館臨時窓口は令和７年９月30日から10月31日まで休館

※　こまえみライブラリーKid'sは令和７年11月１日から開館

登録番号　R8-○○

第４期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）
実行プラン（令和８年度ローリング版）・
狛江市教育委員会の自己点検及び評価報告書
（令和７年度事業）

令和８年〇月発行
発行　狛江市教育委員会
編集　狛江市教育委員会教育部学校教育課
狛江市和泉本町一丁目１番５号
印刷　庁内印刷

議案第 58 号

令和９年度狛江市立学校使用特別支援学級用図書の採択について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和８年８月 17 日

提出者　　狛江市教育委員会
教育長　柏原　聖子

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、令和９年度に使用する狛江市立学校の特別支援学級用図書を採択する。

様式第4号（第9条関係）

狛江市立学校特別支援学級調査資料

狛江市立　　緑野小学校
校長　　亀田親子

種目	発行社名	検定教科書・文部科学省著作教科書・一般図書名	使用学年	選定理由
理科	ひかりのくに	こどものずかん④　はなとやさい・くだもの	3年	身近な題材である植物を扱っている内容であるため。
	学研プラス	ふしぎ・びっくり！？こども図鑑ちきゅう	4年	写真が多く、興味をもって学習に取り組みやすいため。
	小学館	小学館の図鑑NEO＋ぷらす　もっとくらべる図鑑	5年	写真やイラストで比較が分かりやすいため。
	福音館書店	虫たちのふしぎ	5年	写真が大きく、虫の生態について学習しやすいため。
	講談社	米村でんじろうのDVDでわかるおもしろ実験！！	6年	身近な材料、道具を使って行える実験が分かりやすいため。
社会	くもん出版	くもんのせいかつ図鑑　お店カード―町のお店と公共施設―	3年	身近なお店や施設についてイラストで学べるため。
	白泉社	1日10分でちずをおぼえる絵本　改訂版	4年	都道府県について分かりやすく学べるため。
	受験研究社	小学クイズと絵地図で都道府県基礎丸わかり	5年	イラストで分かりやすく示されているため。
	パイ インターナショナル	世界とであうえほん	6年	世界の衣装、住居、食べ物、市場、乗り物、祭り、言語などが分かりやすく絵と文章で説明されているため。

音楽	汐文社	和楽器にチャレンジ1 和太鼓を打ってみよう	2年	本学級が取り組んでいる和太鼓学習の導入として適しているため。
	成美堂出版	DVDでひける！はじめてのピアノえほん① たのしいピアノおけいこ	3年	写真やイラストを見ながら鍵盤の学習ができるため。
	成美堂出版	DVDでひける！はじめてのピアノえほん② たのしいピアノのうた	4年	写真やイラストを見ながら鍵盤の学習ができるため。
	くもん出版	くもんの写真図鑑カード　楽器カード	5年	ブラスバンド等で扱う楽器の名前を覚える事が出来るため。
	汐文社	和楽器にチャレンジ1 和太鼓を打ってみよう	6年	中学校で取り組む太鼓の学習に関連した内容であるため。
図工	理論社	tupera tuperaの工作BOOKつくってみよう！へんてこピープル	3・4・5・6年	身近にあるものを使用して、様々な製作への興味・関心が高められるため。
家庭	ナツメ社	子どもの生きる力を育てる せいかつの絵じてん	5年	社会のルールやマナーをイラストを見ながら学べるため。
道徳	講談社	4・5・6さいのきもちをつたえる ことばのえほん	2年	自分の気持ちを伝えることの学習に適しているため。
	福音館書店	いきてるってどんなこと？	3年	命の大切さについての学習にてきしているため。
	旺文社	学校では教えてくれない大切なこと② 友だち関係～自分と仲良く～	4年	友達とのかかわり方について学ぶことができるため。
	旺文社	学校では教えてくれない大切なこと⑥ 友だち関係～気持ちの伝え方～	5年	友達とのかかわり方について学ぶことができるため。
	旺文社	学校では教えてくれない大切なこと⑪ 友だち関係～考え方のちがい～	6年	友達とのかかわり方について学ぶことができるため。

議案第 59 号

狛江市ゆうゆう教室運営要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和８年８月 17 日

提出者　　狛江市教育委員会
教育長　柏原　聖子

提案理由

不登校傾向にある児童・生徒に対する適切な学習の指導や支援、心理的な支援を行う指導員の資格要件について、所要の改正を行う。

狛江市ゆうゆう教室運営要綱の一部を改正する要綱（案）

令和８年　　月　　日
教育委員会要綱第　　号

狛江市ゆうゆう教室運営要綱（平成５年教育委員会要綱第３号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（職員） **第７条**　（略） ２・３　（略） ４　指導員は、ゆうゆう教室に通う児童・生徒に対し、適切な学習の指導又は支援若しくは心理的な支援ができるものとし、次に掲げる資格等のいずれかを有するものとする。 （１）　公認心理師法（平成27年法律第68号）に規定する公認心理師、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士、一般社団法人学校心理士認定運営機構が認定する学校心理士又は一般財団法人臨床発達心理士認定運営機構が認定する臨床発達心理士 （２）　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する教員免許	（職員） **第７条**　（略） ２・３　（略） ４　指導員は、ゆうゆう教室に通う児童・生徒に対し、適切な学習の指導又は支援若しくは心理的な支援ができるものとし、次に掲げる資格のいずれかを有するものとする。 （１）　臨床心理士又は公認心理士 （２）　小学校又は中学校の教員免許

付　則

この要綱は、公布の日から施行する。

議案第 60 号

狛江市立図書館運営規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和８年８月 17 日

提出者　　狛江市教育委員会
教育長　柏原　聖子

提案理由

新設図書館の開館に伴う狛江市立図書館の管理及び運営について、所要の改正を行う。

狛江市立図書館運営規則の一部を改正する規則（案）

令和８年　　月　　日
教育委員会規則第　　号

狛江市立図書館運営規則（平成25年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
狛江市立図書館の管理及び運営に関する規則	狛江市立図書館運営規則
目次	目次
第１章　総則（第１条―第９条）	第１章　総則（第１条―第６条）
第１節　図書館資料の利用（第10条―第23条）	第１節　図書館資料の利用（第７条―第19条）
第２節　図書館資料の収集（第24条―第27条）	第２節　図書館資料の収集（第20条―第23条）
第３節　図書館資料の管理（第28条―第32条）	第３節　図書館資料の管理（第24条―第28条）
第３章　雑則（第33条）	第３章　雑則（第29条）
（目的）	（目的）
第１条　この規則は、狛江市立図書館設置条例（昭和51年条例第10号）第４条の規定に基づき、狛江市立図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	**第１条**　この規則は、狛江市立図書館設置条例（昭和51年条例第10号）第４条の規定に基づき、狛江市立図書館（以下「図書館」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
（許可を要する行為）	
第６条　図書館において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ図書館長（以下「館長」という。）の許可を受けなければならない。	
（１）　多数集合して図書館に入ること。	
（２）　ビラ、ポスターその他の文書図面を掲示すること。	
２　館長は、図書館における秩序の維持又は図書館の適正な管理	

改　正　後	改　正　前
及び災害の防止に支障のないと認める限り、前項の許可をするものとする。この場合において、館長は、条件を付することができる。 （中止命令等） **第７条**　館長又は補助者（あらかじめ館長が指定した図書館職員をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その行為の中止又は退去を命ずるものとする。ただし、館長が正当な理由があると認める場合又は図書館内の秩序の維持上支障がないと認める場合は、この限りでない。 （１）　前条第２項に規定する許可を受けるべき行為を許可を受けないで行っている者及び同項に規定する許可に付した条件に反して行っている者 （２）　図書館において職員の面会を強要する者 （３）　図書館において銃器、凶器、爆発物その他危険物を持ち込み、又は持ち込もうとする者 （４）　図書館において建設、立木、工作物その他の施設を破壊し、損傷し、若しくは汚損する行為をし、又はこれらの行為をしようとする者 （５）　図書館においてテント、なわばり、くいその他これらに類する施設物を設置し、又は設置しようとする者 （６）　図書館において、拡声器を使用し、放歌高唱し、その他図書館の静穏を害する行為をしている者 （７）　図書館において旗、幕、プラカードその他これらに類する物を掲げている者 （８）　図書館において職務に関係のない文書図画を配布し、又は配布しようとする者	

改　正　後	改　正　前
（９）　図書館において座り込み、立ちふさがり、ねり歩きその他通行の妨害となる行為をしている者 (10)　図書館において職員の職務の妨害をする者 (11)　図書館において物品を販売し、寄付金を募集し、署名を収集し、又はその他これらに類する行為をする者 (12)　図書館においてたき火等火災予防上危険を伴う行為をし、又はこれらの行為をしようとする者 (13)　図書館において東京都カスタマーハラスメントの防止に関する指針（令和６年12月19日付け６産労雇労第1524号）で規定する行為をする者 (14)　前各号に掲げるもののほか、図書館における秩序の維持、図書館の適正な管理又は災害の防止に支障のある行為をする者 （撤去命令） **第８条**　館長又は補助者は、次の各号のいずれかに該当する物がある場合において、図書館における秩序の維持、図書館の適正な管理又は災害の防止のため必要があると認めるときは、その所有者若しくは占有者又は当該各号に掲げる行為をした者（以下「所有者等」という。）にその撤去を命ずるものとする。 （１）　第６条第２項に規定する許可を受けないで、又は同項の規定により付された条件に違反して掲示されたビラ、ポスターその他の文書図画 （２）　図書館に持ち込まれた銃器、凶器、爆発物その他の危険物 （３）　図書館に設置されたテント、なわばり、くいその他これらに類する施設物	

改　正　後	改　正　前
（４）　図書館に掲げられた旗、幕、プラカードその他これらに類する物 （５）　前各号に掲げるもののほか、図書館の適正な管理又は災害防止に支障のある物 ２　館長又は補助者は、前項各号に掲げる物の所有者等が前項に規定する命令に従わないとき若しくはその者が判明しないとき又は図書館における秩序の維持、図書館の適正な管理若しくは災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、自らこれを撤去することができる。	
（利用の制限） **第９条**　館長は、この規則又はその指示に従わない者に対して、利用を禁止し、又は退館を命ずることができる。	（利用の制限） **第６条**　図書館長（以下「館長」という。）は、この規則又はその指示に従わない者に対して、利用を禁止し、又は退館を命ずることができる。
（図書館資料の利用方法） **第10条**　（略）	（図書館資料の利用方法） **第７条**　（略）
（館内利用） **第11条**　（略）	（館内利用） **第８条**　（略）
（複写） **第12条**　（略） ２　（略）	（複写） **第９条**　（略） ２　（略）
（個人貸出登録） **第13条**　（略）	（個人貸出登録） **第10条**　（略）

改　正　後	改　正　前
２～７　（略）	２～７　（略）
（団体貸出登録） 第14条　（略） ２～６　（略）	（団体貸出登録） 第11条　（略） ２～６　（略）
（貸出） 第15条　（略） ２・３　（略） ４　個人登録者は、第13条第４項各号に掲げる４年が経過して最初の貸出しを受ける際、登録内容を証明する書類を所持しておらず、更新手続が完了できない場合であっても、更新手続が必要である旨の説明を受けた上で、同条第７項に定める除籍及び抹消するまで貸出しを受けることができる。 ５　登録者が貸出券を紛失したときは、直ちに館長に貸出券紛失届（第３号様式。以下「紛失届」という。）を提出しなければならない。この場合において、当該登録者が貸出券の再交付を希望する場合には、個人貸出登録申請書又は団体貸出登録申請書を館長に提出しなければならない。 ６　登録者が第13条第２項及び前条第２項に挙げる要件を満たさなくなった場合、速やかに交付された貸出券を館長に返納しなければならない。	（貸出） 第12条　（略） ２・３　（略） ４　個人登録者は、第10条第４項各号に掲げる４年が経過して最初の貸出しを受ける際、登録内容を証明する書類を所持しておらず、更新手続が完了できない場合であっても、更新手続が必要である旨の説明を受けた上で、同条第７項に定める除籍及び抹消するまで貸出しを受けることができる。 ５　登録者が貸出券を紛失したときは、直ちに館長に貸出券紛失届（第３号様式。以下「紛失届」という。）を提出しなければならない。 ６　登録者が第10条第２項及び前条第２項に挙げる要件を満たさない場合、速やかに交付された貸出券を館長に返納しなければならない。
（情報端末機器の貸出し） 第16条　（略） ２～６　（略） ７　第21条から第23条までの規定は、情報端末機器の貸出しにつ	（情報端末機器の貸出し） 第12条の２　（略） ２～６　（略） ７　第17条から第19条までの規定は、情報端末機器の貸出しにつ

改　正　後	改　正　前
いて準用する。この場合において、「図書館資料」とあるのは「情報端末機器」と読み替えるものとする。	いて準用する。この場合において、「図書館資料」とあるのは「情報端末機器」と読み替えるものとする。
（貸出しをしない図書館資料） 第17条　（略） ２　電子書籍については、第13条第２項第２号に掲げる者に対しては貸出しを行わないものとする。	（貸出しをしない図書館資料） 第13条　（略） ２　電子書籍については、第10条第２項第２号に掲げる者に対しては貸出しを行わないものとする。
（貸出数） 第18条　（略） ２・３　（略）	（貸出数） 第14条　（略） ２・３　（略）
（貸出期間） 第19条　（略） ２～４　（略）	（貸出期間） 第15条　（略） ２～４　（略）
（貸出しの予約） 第20条　貸出しの予約を受けられる者は、登録者とする。ただし、図書館に所蔵する図書等以外の図書館資料についての貸出しの予約（以下「リクエスト」という。）については、第13条第２項第１号及び第14条第２項に該当する者のみとする。 ２～４　（略）	（貸出しの予約） 第16条　貸出しの予約を受けられる者は、登録者とする。ただし、図書館に所蔵する図書等以外の図書館資料についての貸出しの予約（以下「リクエスト」という。）については、第10条第２項第１号及び第11条第２項に該当する者のみとする。 ２～４　（略）
（転貸の禁止） 第21条　（略）	（転貸の禁止） 第17条　（略）
（返却）	（返却）

改　正　後	改　正　前
第22条　（略）	第18条　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
（紛失等）	（紛失等）
第23条　（略）	第19条　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
（収集方法）	（収集方法）
第24条　（略）	第20条　（略）
２　（略）	２　（略）
（購入）	（購入）
第25条　（略）	第21条　（略）
（寄贈）	（寄贈）
第26条　（略）	第22条　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
（寄託）	（寄託）
第27条　（略）	第23条　（略）
２　（略）	２　（略）
（管理者）	（管理者）
第28条　（略）	第24条　（略）
（管理方針）	（管理方針）
第29条　（略）	第25条　（略）

改　正　後	改　正　前
（受払いの区分） 第30条　（略） （管理方法） 第31条　（略） （除籍） 第32条　（略） ２　（略） （委任） 第33条　この規則に定めるもののほか図書館の管理及び運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。	（受払いの区分） 第26条　（略） （管理方法） 第27条　（略） （除籍） 第28条　（略） ２　（略） （委任） 第29条　この規則に定めるもののほか図書館の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

第１号様式から第４号様式までを別紙のように改める。

付　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年11月１日から施行する。

（狛江市立図書館処務規則の一部改正）

２　狛江市立図書館処務規則（昭和51年教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第６条第１号中「図書館運営規則」を「狛江市立図書館の管理及び運営に関する規則（平成25年教育委員会規則第15号）」に改める。

（経過措置）

３　この規則の施行の際、改正前の狛江市立図書館運営規則の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

議案第 61 号

狛江市立図書館運営規則の一部改正に伴う関係要綱の整備に関する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和８年８月 17 日

提出者　　狛江市教育委員会
教育長　柏原　聖子

提案理由

狛江市立図書館運営規則の一部改正に伴い、関係要綱の文言について、所要の改正を行う。

狛江市立図書館運営規則の一部改正に伴う関係要綱の整備に関する要綱（案）

令和８年　　月　　日
教育委員会要綱第　　号

（狛江市立図書館資料貸出停止要綱の一部改正）

第１条　狛江市立図書館資料貸出停止要綱（平成24年教育委員会要綱第22号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（目的） **第１条**　この要綱は、狛江市立図書館の管理及び運営に関する規則（平成25年教育委員会規則第15号）第22条第３項に規定する図書館資料の貸出し（以下「貸出資料」という。）の停止について、必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） **第１条**　この要綱は、狛江市立図書館運営規則（平成25年教育委員会規則第15号）第18条第３項に規定する図書館資料の貸出し（以下「貸出資料」という。）の停止について、必要な事項を定めることを目的とする。

（狛江市立図書館利用支援サービス事業実施要綱の一部改正）

第２条　狛江市立図書館利用支援サービス事業実施要綱（平成26年教育委員会要綱第９号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（目的） **第１条**　この要綱は、狛江市立図書館の管理及び運営に関する規則（平成25年教育委員会規則第15号。以下「規則」という。）第３条の規定に基づき、狛江市立図書館（以下「図書館」という。）の利用が困難な者に対して実施する利用支援サービス事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定め、もって図書館利用の増進を図ることを目的とする。 （対象者） **第４条**　前条第１号、第３号から第５号まで及び第７号に掲げる	（目的） **第１条**　この要綱は、狛江市立図書館運営規則（平成25年教育委員会規則第15号。以下「規則」という。）第３条の規定に基づき、狛江市立図書館（以下「図書館」という。）の利用が困難な者に対して実施する利用支援サービス事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定め、もって図書館利用の増進を図ることを目的とする。 （対象者） **第４条**　前条第１号、第３号から第５号まで及び第７号に掲げる

改　正　後	改　正　前
事業の対象者は、規則第13条第２項第１号で規定する者のうち狛江市内に居住する者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者又は介護保険法（平成９年法律第123号）第７条第３項に規定する要介護者若しくは同条第４項に規定する要支援者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、館長が特に必要と認める者については、この限りでない。 （１）・（２）　（略） （利用者登録） **第５条**　前条各号のいずれかに該当し、事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、規則第13条による個人貸出登録を受けなければならない。 ２～４　（略）	事業の対象者は、規則第10条第２項第１号で規定する者のうち狛江市内に居住する者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者又は介護保険法（平成９年法律第123号）第７条第３項に規定する要介護者若しくは同条第４項に規定する要支援者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、館長が特に必要と認める者については、この限りでない。 （１）・（２）　（略） （利用者登録） **第５条**　前条各号のいずれかに該当し、事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、規則第10条による個人貸出登録を受けなければならない。 ２～４　（略）

（狛江市立図書館資料収集に関する要綱の一部改正）

第３条　狛江市立図書館資料収集に関する要綱（平成26年教育委員会要綱第10号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（目的） **第１条**　この要綱は、狛江市立図書館の管理及び運営に関する規則（平成25年教育委員会規則第15号）第24条第２項の規定に基づき、狛江市立図書館（以下「図書館」をいう。）における図書館資料の収集に関し必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） **第１条**　この要綱は、狛江市立図書館運営規則（平成25年教育委員会規則第15号）第20条第２項の規定に基づき、狛江市立図書館（以下「図書館」をいう。）における図書館資料の収集に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（狛江市立図書館資料除籍に関する要綱の一部改正）

第４条　狛江市立図書館資料除籍に関する要綱（平成26年教育委員会要綱第11号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（目的） **第１条**　この要綱は、狛江市立図書館の管理及び運営に関する規則（平成25年教育委員会規則第15号。以下「規則」という。）第32条第２項の規定に基づき、狛江市立図書館における図書館資料の除籍に関し必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） **第１条**　この要綱は、狛江市立図書館運営規則（平成25年教育委員会規則第15号。以下「規則」という。）第28条第２項の規定に基づき、狛江市立図書館における図書館資料の除籍に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（狛江市立図書館寄贈資料の受入れに関する要綱の一部改正）

第５条　狛江市立図書館寄贈資料の受入れに関する要綱（平成26年教育委員会要綱第12号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（目的） **第１条**　この要綱は、狛江市立図書館の管理及び運営に関する規則（平成25年教育委員会規則第15号）第26条第３項の規定に基づき、狛江市立図書館における資料の寄贈（以下「寄贈資料」という。）の受入れに関し必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） **第１条**　この要綱は、狛江市立図書館運営規則（平成25年教育委員会規則第15号）第22条第３項の規定に基づき、狛江市立図書館における資料の寄贈（以下「寄贈資料」という。）の受入れに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（狛江市立図書館ボランティア活動実施要綱の一部改正）

第６条　狛江市立図書館ボランティア活動実施要綱（平成26年教育委員会要綱第18号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（目的） **第１条**　この要綱は、狛江市立図書館の管理及び運営に関する規則（平成25年教育委員会規則第15号）第３条第９号の規定に基づき、狛江市立図書館（以下「図書館」という。）での奉仕活動を実施する場を提供するために、図書館ボランティアの活動（以下「ボランティア活動」という。）に必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） **第１条**　この要綱は、狛江市立図書館運営規則（平成25年教育委員会規則第15号）第３条第９号の規定に基づき、狛江市立図書館（以下「図書館」という。）での奉仕活動を実施する場を提供するために、図書館ボランティアの活動（以下「ボランティア活動」という。）に必要な事項を定めることを目的とする。

（狛江市立図書館複写サービス実施要綱の一部改正）

第７条　狛江市立図書館複写サービス実施要綱（平成27年教育委員会要綱第９号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（目的） **第１条**　この要綱は、狛江市立図書館の管理及び運営に関する規則（平成25年教育委員会規則第15号。以下「規則」という。）第12条第２項の規定に基づき、狛江市立図書館（以下「図書館」という。）の利用者に図書館が所蔵する資料の複写を提供する（以下「複写サービス」という。）にあたり必要な事項を定め、もって著作者の権利の保護及び利用者の利便を図ることを目的とする。	（目的） **第１条**　この要綱は、狛江市立図書館運営規則（平成25年教育委員会規則第15号。以下「規則」という。）第９条第２項の規定に基づき、狛江市立図書館（以下「図書館」という。）の利用者に図書館が所蔵する資料の複写を提供する（以下「複写サービス」という。）にあたり必要な事項を定め、もって著作者の権利の保護及び利用者の利便を図ることを目的とする。

付　則

この要綱は、令和８年11月１日から施行する。

議案第 62 号

狛江市立中央図書館における自転車等の撤去に関する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和８年８月 17 日

提出者　　狛江市教育委員会
教育長　柏原　聖子

提案理由

狛江市立中央図書館に置き去りにされた自転車等を撤去するにあたり、必要な事項を定める。

狛江市立中央図書館における自転車等の撤去に関する要綱（案）

令和８年　月　日
教育委員会要綱第　　号

（目的）
第１条　この要綱は、狛江市立図書館の管理及び運営に関する規則（平成25年教育委員会規則第15号。以下「規則」という。）第８条第２項に基づき、狛江市立図書館設置条例（昭和51年条例第10号）第２条第２項第１号に規定する狛江市立中央図書館（以下「図書館」という。）に置き去りにされた自転車等を撤去するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。
（撤去対象）
第２条　撤去の対象となる自転車等は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の２に規定する自転車であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。
（１）　図書館長（以下「館長」という。）が図書館の駐輪を禁止した場所（以下「駐輪禁止区域」という。）に駐輪されたもの
（２）　館長が設置した図書館利用者のための駐輪スペースに、当該目的以外の目的で駐輪していると認められるもの
（駐輪禁止区域の自転車等の撤去手続）
第３条　前条第１号の自転車等を撤去する手続は、狛江市自転車等の放置防止等に関する条例（平成９年条例第11号）及び狛江市自転車等の放置防止等に関する条例施行規則（平成11年規則第20号）の例による。
（駐輪スペースの自転車等の撤去手続）
第４条　館長は、第２条第２号の自転車等を撤去する際は、７日前までに警告書（様式第１号）を貼付し、警告を行うものとする。
２　館長は、規則第８条第２項に基づき、自転車等を撤去し、保管したときは、その旨を告示するとともに、撤去した翌日から起算して60日間保管するものとする。この場合において、当該期間中に利用者等の確認ができた場合には、自転車等返還通知書（様式第２号）により自転車等の利用者に対し、速やかに引き取るよう通知するものとする。
３　館長は、撤去し、保管した自転車等については、放置自転車等撤去保管台帳（様式第３号）を作成し、当該自転車等の形状等を記載し、整理するものとする。
４　館長は、第２項の措置を講じた後、なお当該自転車等の引取りがないときは、当該自転車等を処分するものとする。
（自転車等を処分する告示）
第５条　前条第４項の規定により処分する場合は、次に掲げる事項を明示して告示するものとする。
（１）　撤去年月日

（２） 撤去場所
（３） 保管期限
（４） その他必要と認める事項
（委任）
第６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。
付　則
この要綱は、令和８年11月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

警　告　書

この駐輪場は狛江市立中央図書館を利用中の方以外は駐輪できません。

年　月　日（　）現在、この紙のついているものについては、狛江市立中央図書館における自転車等の撤去に関する要綱に基づき撤去いたします。

狛江市教育委員会図書館

様式第１号（第４条関係）

警　告　書

この駐輪場は狛江市立中央図書館を利用中の方以外は駐輪できません。

年　月　日（　）現在、この紙のついているものについては、狛江市立中央図書館における自転車等の撤去に関する要綱に基づき撤去いたします。

狛江市教育委員会図書館

様式第２号（第４条関係）

狛　　発第　　号
年　月　日

様
整理番号　　番

図書館長

自転車等返還通知書

狛江市立中央図書館における自転車等の撤去に関する要綱第４条第２項の規定に基づき、あなたの自転車等を撤去・保管しています。下記の要領で返還しますので、通知いたします。

返　還　要　領

(1) 保管期限
年 月　日（ ）まで

(2) 問い合わせ先
狛江市立中央図書館　　電話
年　月　日（ ）までに、図書館開館日の午前９時から午後４時までの間に電話にて御連絡ください。御連絡がない場合は返還できないことがあります。

(3) 返還のときに必要なもの
1) この通知書
2) 自転車等の鍵
3) 氏名・住所がわかるもの（免許証等）

※保管期限日を過ぎた自転車等は狛江市立中央図書館における自転車等の撤去に関する要綱第４条第４項の規定に基づき処分いたします。

様式第3号（第4条関係）

放置自転車等撤去保管台帳

整理番号	防犯登録情報				車体番号	色	カギの状況			処分経過				
	ラベル色	所管警察	記号	番号			開	閉	無	警告日	撤去日	通知日	告示日	廃棄日
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

令和８年度

狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会答申

目　次

１　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

（１）評価方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
（２）再評価の視点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
（３）全体を俯瞰する取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
（４）参考（教育委員会の自己点検及び評価）　・・・・・・・・・・・・・・・　２

２　令和８年度再評価対象の教育委員会における自己点検及び評価の結果　・・　３

（１）「1-1-1-1　互いの生命や人格・人権を尊重し、あらゆる偏見や差別をなくす人権教育を推進します。」の自己点検及び評価　・・・・・・・・・　３
（２）「1-2-1-1　確かな学力の定着と DX の時代を生き抜くための基礎的・基本的な知識・技能の伸長を図ります。」の自己点検及び評価　・・・・・　４

３　審査委員会の所感　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

４　再評価の結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

（１）互いの生命や人格・人権を尊重する学校づくりについて　・・・・・・・　５
（２）人権教育の推進について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
（３）生成 AI を始めとする DX の取組について　・・・・・・・・・・・・・・　６
（４）「個別最適な学び」と「協働的な学び」を可能とする DX の取組について　６

５　おわりに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

1　はじめに

令和８年度の審査委員会では、第４期狛江市教育振興基本計画の基本方針「１　子どもが自らの人生を切り拓いていく力の育成」より、以下の２項目を再評価した。

- 「1-1-1-1　互いの生命や人格・人権を尊重し、あらゆる偏見や差別をなくす人権教育を推進します。」
- 「1-2-1-1　確かな学力の定着と DX の時代を生き抜くための基礎的・基本的な知識・技能の伸長を図ります。」

【委員名簿】

役職	区分	氏名	所属等
委 員 長	学識経験者	渡辺　秀貴	創価大学教職大学院教授
副委員長		常盤　豊	多摩美術大学理事
委　　員	市 民 委 員	惣川　ひさえ	公募市民
		泉　あや子	公募市民

【開催経過】

開催回	開催日	主な議題
第１回	令和８年６月 18 日（木）	諮問、令和７年度取組結果等の報告、令和８年度評価事業の選定について
第２回	令和８年６月 25 日（木）	再評価について① 【担当部署】指導室
第３回	令和８年６月 29 日（月）	再評価について② 【担当部署】学校教育課
第４回	令和８年７月 24 日（金）	令和８年度審査委員会答申について

※第４期狛江市教育振興基本計画の基本方針

１　子どもが自らの人生を切り拓いていく力の育成

２　子どもに寄り添った誰一人取り残さない教育の推進

３　家庭・地域・学校で子どもの学びを支える教育環境の整備

４　生涯を通じた学びの充実とスポーツの推進

５　歴史・文化への理解と継承

（１）評価方法

①教育委員会が評価した項目のうち、１～２項目程度を再評価する。
　なお、市政を取り巻く状況や社会情勢、新たな教育課題等に応じた評価項目を選定する。

②評価に当たっては、論点とすべき課題に対応した事業に着目し、実施する。

（２）再評価の視点

①教育委員会の評価は妥当か。
　・取組の実施状況　　・成果の有無
　・到達目標への進捗状況

②課題は整理されているか、的確に捉えられているか。

③課題への対応策は明確にされているか、他に考えられる対応策はないか。

（３）全体を俯瞰する取組

　第１回会議において、令和７年度の取組状況や課題等について、各課（室・館）長より報告を行った（令和３年度初実施、令和８年度は６回目）。

①報告者
　学校教育課長、教育支援課長、教育部理事（兼）指導室長、社会教育課長、公民館長、図書館長

②取組の導入経緯
　・令和２年度答申（抜粋）
　「教育委員会における課題は多岐に渡っていることから、定期的に全体を俯瞰してみることも必要である。」
　・令和７年度答申（抜粋）
　「教育委員会で実施している諸事業の自己評価についての審査は、多岐に渡るものである。その上で、今年度も引き続き第１回の会議において、全体を俯瞰する取組として昨年度の取組状況や課題等について、各担当部署による報告の機会を設けたことは審査の論議を行う上で非常に有効であった。」

（４）参考（教育委員会の自己点検及び評価）

・第４期教育振興基本計画実施計画の「施策展開の方向性」の単位で評価
・実施計画に記載の項目を４段階で評価：「Ａ～Ｄ」
・市の内部評価基準との整合性も考慮し、Ａ～Ｄの各基準を令和８年度から変更

評価	評価基準内容
A	進捗している
B	現状維持
C	あまり進捗していない・縮小
D	全く進捗していない・未実施

２　令和８年度再評価対象の教育委員会における自己点検及び評価の結果

（１）「1-1-1-1　互いの生命や人格・人権を尊重し、あらゆる偏見や差別をなくす人権教育を推進します。」の自己点検及び評価

担当部署	指導室	自己評価	B

Ｒ７年度の取組結果（実績・成果）

・全教職員を対象に「誰一人取り残されない学校・学級づくり～子どもと教師のウェルビーイングの向上を目指して～」をテーマに、人権教育悉皆研修を実施した。本研修では、國學院大學の杉田洋先生を講師に迎え、児童・生徒や教職員にとって持続可能で良好な学校・学級づくりについて学ぶことにより、教職員の意識啓発を図った。

・市内各小・中学校から選出された人権教育推進委員が参加する人権教育推進委員会では、人権研修を年５回実施した。人権教育についての研修の他、人権尊重教育推進校の三鷹市立南浦小学校や東京都立志村学園の研究発表会に参加し、委員は研修で学んだ内容を還元研修として自身の学校で共有した。また、「狛江市版　教職員の人権感覚チェックリスト」を委員会にて作成し、市内小・中学校に周知した。

・人権尊重教育推進校[1]である緑野小学校では、子どもの人権・高齢者・障がい者・外国人・同和問題等、様々なテーマに基づいて実践研究を推進した。令和８年度以降は、緑野小学校での実践内容を市内各小・中学校に広めるとともに、市全体の教育活動に活用する。

・市内小・中学校において「狛江市子どもの権利条例」の内容を周知した。

・狛江の教育 21[2]研究協力校である和泉小学校の児童運営委員会では、狛江市子どもの権利条例の「意見を表明する権利」を具現化する取組として、児童が自ら学校のことを考え、議論し、実行していく活動を実践し、自律的な学校生活を送るようになった児童の変容を、市内各小・中学校に共有した。

今後の課題・方向性

・人権教育推進上の課題を明確にし、課題及び学校や教員からのニーズに即した内容の人権教育悉皆研修会を開催する。

・人権教育推進委員会においては、課題設定に基づき「狛江市子どもの権利条例」を活かした授業づくりや学校づくりについての研究及び教職員への人権教育の充実のための啓発を効果的に実施できるように、様々な活動方法を取り入れていく。

・人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すため、人権尊重教育推進校の研究の充実を図るとともに、その成果の普及・啓発を図る。

[1]人権尊重教育推進校：あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに人権尊重人権教育を一層充実させるため、都内 50 校程度設置（東京都事業）
[2]狛江の教育 21：狛江市独自の研究奨励校指定制度。研究成果は市内全学校へ還元

（２）「1-2-1-1　確かな学力の定着と DX の時代を生き抜くための基礎的・基本的な知識・技能の伸長を図ります。」の自己点検及び評価

担当部署	学校教育課	自己評価	A

Ｒ７年度の取組結果（実績・成果）

・GIGA スクール構想に基づき令和２年度に整備した一人一台端末をより効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るとともに、教員の負担軽減、働き方改革を推進するため、統合型学習支援ソフトウェア「ミライシード」を全校に導入した。

・GIGA スクール構想及び校務 DX の一層の推進を見据え、全小・中学校の安定的なネットワーク環境を構築するため、全・小中学校を対象にネットワークアセスメントを実施し、課題の特定と改善策の検討を行った。

・教員の採点業務に係る負担を軽減し、教員の心身の健康の維持と、生徒一人ひとりに応じた個別最適な教育指導の充実を図るため、市立全中学校に採点支援ツールを試験導入した。

・文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改訂されたことを踏まえ、「狛江市教育委員会教育情報セキュリティポリシー」の全面改訂を行った。

・文部科学省や東京都の生成 AI 利活用ガイドライン等を参考に、教職員が生成 AI を安全かつ適切に利活用するための方向性を示すものとして、「狛江市教育委員会生成 AI 利活用ガイドライン」を新たに作成した。

今後の課題・方向性

・学習用タブレット端末の更新及びデジタル教材の活用について、引き続き指導室と連携しながら進める。

・ネットワークアセスメントの結果を踏まえ、ネットワーク機器の更新等を実施することにより、小・中学校における中期的に安定した通信環境を構築する。

・教育情報セキュリティ委員会の設置・運用等により、改訂したセキュリティポリシーを実効的に運用していく。

・都による校務支援システムの共通化や共同調達に対応するため、今後整理されるシステム要件やセキュリティ要件等に適切に対応する。

3　審査委員会の所感

令和８年度の再評価対象の２項目について、教育委員会における自己点検、その評価結果は妥当といえる。（１）、（２）の項目とも、様々な方法で取り組むべき事業を実施しており、（１）については、人権研修の実施や人権尊重教育推進校の取組など一定の成果を出しているものの、「現状維持」と判断できることからＢ評価となる。人権尊重教育推進校等の取組や成果を各校へ展開し、人権教育の一層の充実を図っていただきたい。（２）は、新たなデジタル教材・校務支援ツールの導入、情報セキュリティ体制の強化、ネットワーク環境の改善調査等を通じて、目まぐるしく変わるデジタル社会の中で校務 DX を推進しており「進捗している」と判断できることからＡ評価が適切と考える。

令和８年度より本審査会の開催時期を前倒ししたことで、令和９年度予算の編成に自己点検及び再評価の内容を反映することが可能となった。これらの評価等を踏まえながら、さらなる工夫により施策の推進に取り組んでいただきたい。

最後に、各項目の再評価・指摘事項を記載する。今後の事業展開の参考としていただくよう要望する。

4　再評価の結果

（１）互いの生命や人格・人権を尊重する学校づくりについて

①日本語指導員の配置や NPO 法人との連携により、日本語支援を必要とする子どもや保護者の状況に応じたサポートに取り組んでいるが、これから更に日本語支援を必要とする方の数が増えていくことが想定される。多様な言語に対応できるよう、更なる支援体制の整備に取り組んでいただきたい。

②子ども一人ひとりの内面を図る客観的なテストである Q-U や WEBQU を早くから取り入れていることは評価できる。学級の状態を客観的に把握し、対策を講じることができるサイクルを回していることは、人権を尊重する学校づくりの基盤であり、引き続き取り組んでいただきたい。

（２）人権教育の推進について

①小・中学校においては、子どもを権利の主体として尊重することが重要であり、子どもに対するアプローチを教職員に理解してもらう必要がある。その点において、全教職員を集めた人権教育悉皆研修を実施し、精力的に人権教育に取り組んでいることは評価できる。

②行政が施策を展開することと同時に、学校単位での意識、学校教育目標での位置付け、行政と学校の取組が噛み合っていることが重要である。人権尊重教育推進校の取組などを通じて、人権教育の更なる充実を図っていただきたい。

③狛江市子どもの権利条例で定める自分の意見を表明する力の育成は、学校教育全体や学校生活で自他を尊重する場面など、あらゆる分野に通ずることである。全てが関連していると捉えて、今後も教育活動を進めていただきたい。

④いじめ問題や不登校の問題等、あらゆることが人権教育に統合されている意識を持っていただき、施策が断片的にならないよう、引き続き工夫をこらして事業展開していただきたい。

（３）生成 AI を始めとする DX の取組について

①生成 AI を始めとするデジタル技術を活用し、児童・生徒の教育活動の充実を図っていくことを目的とした DX（デジタルトランスフォーメーション）の取組については、AI モデルの急速な進化や日々状況が変わっていくデジタル社会の中で、情報を収集するだけでも困難な状況である。その中でも、生成 AI のガイドラインを設けるなど、適切に対応できていると考える。

②生成 AI 使用については、教員自身が生成 AI の仕組みや特徴を理解し、正しい使い方を児童・生徒に教えていく段階であると思う。児童・生徒による生成 AI の使用については、多面的なリスクがあると考えているが、一方で、積極的に使用することで生成 AI の仕組みを理解し、生成 AI を使用することによるリスクを回避出来ると考えている自治体もあるが、情報モラル教育を通じながら児童・生徒への影響等を鑑み、総合的に判断いただきたい。

③生成 AI の使用により、思考を代替し、学びの過程をスキップしてしまうことは好ましくないと考える。特に小学校教育においては、慎重に扱うべきであることから、市の考えに賛同できる。繰り返しになるが、児童・生徒による活用については、安全面や教育効果を考慮しながら慎重に考えていただきたい。

（４）「個別最適な学び」と「協働的な学び」を可能とする DX の取組について

①個々の習熟度に応じた学習が可能なアプリケーションやシームレスな協働学習が可能なアプリケーションを導入し、教員や保護者の負担軽減を図り、GIGA スクール構想を推進したことは評価できる。KPI としているアプリケーションの起動率については、学級単位や児童生徒単位、集計の単位によって実績値の捉え方が異なることから、算出方法を整理いただきたい。

５　おわりに

教育委員会で実施している諸事業の自己評価についての審査は、多岐に渡るものである。その上で、令和８年度の委員会でも引き続き第１回の会議において、全体を俯瞰する取組として前年度の取組状況や課題等について、各担当部署による報告の機会を設けたことは審査の論議を行う上で有効であった。

昨年度の教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会答申において、評価方法の見直しについて言及したが、今年度より評価基準を見直したことで、各部署の事業がより適切に評価されるようになったことは良いと考える。一方で、評価の客観性を高めるためにも、自己評価の基準や具体的に進捗が見られた部分をより明確にするような手法についても、次年度以降、検討・整理いただきたい。

なお、第４期教育振興基本計画実施計画の「施策展開の方向性」から審査すべき項目を絞り再評価する方式は、各事業について深く論議を行うことができ、有意義な方法である。論議の元となる各担当部署による事業説明に当たっては、実際の様子や写真を投影する等、取組の様子が非常に分かりやすく説明され、その後のヒアリングも含め委員との相互理解が深まり中身の濃い論議となったと考える。準備等に係る時間といった担当部署の負担等のバランスも考慮しつつ、令和９年度以降の委員会を進める上でも可能な範囲で取り組んでいただくことを望む。

令和８年度は第４期教育振興基本計画における実施事業の最初の評価年度となるが、刻々と変化する現代社会において現状維持をすることも難しい状況となっている。再評価事業においても、社会情勢や新たな教育課題等に応じた評価項目を選定することは適切であり、今年度からは、自己評価や再評価を予算要求前に行えたことで、これまで以上に教育委員会事業の改善に繋げやすくなると考える。

最後に、今後も教育委員会の各部署が市民や児童・生徒のため、また個々の事業の進展のため、より一層努力されることを望む。

学校給食におけるアレルギー対応児童の誤食について（概要）

１　事故発生日時：令和８年７月 17 日（金）　12 時 35 分

２　事故発生場所：狛江市立狛江第三小学校

３　事故発生の状況

〇担当教諭及び管理職が、当該児童とアレルギー対応除去食が提供されていることを確認。

〇当該児童が給食を増やす列に並び、担当教諭は気が付かず、アレルゲン食材のある給食を提供。

〇２口ほど食した後に当該児童が自ら気付き、担当教諭へ報告したことで判明。

〇担当教諭は栄養士に報告し、養護教諭、副校長、学校校長と情報を共有。

〇保健室へ移動し、当該児童が所持していたアレルギー発症時の薬を飲んだ。その後保護者が来校し、状況等を確認後そのまま下校。

〇担当教諭から保護者へ連絡し、対象児童の状況確認。特に大きな変化はなく元気であることを確認。

４　学校の対応処置、指導

・アレルギー対応除去食を提供している児童への「おかわりや増やす減らすの厳禁」を再度徹底する。

・アレルギー対応児童にエデュケーションアシスタントを適正に配置し、配膳やおかわりを一緒に確認する。

・アレルギー対応食器の色を変え、担任の確認不足（見逃し）が起こりにくい状況をつくる（発注済）。

・年度途中での対応や低学年の対象児童に対して、アレルギー対応除去食を提供するときは、座席を教卓の近くに配置すること、給食提供の際には必ず「手配表」や「一覧表」による確認を全教職員に徹底する。

事務報告（３）

令和８年７月 30 日

狛江市教育委員会　御中

狛江市教育委員会
教育部指導室

狛江市立中学校における安全点検について

下記の内容につきまして、確認したことを報告します。

記

１　日　時　　令和８年７月 17 日（金）　午後３時から午後３時 30 分まで

２　対象学校　　狛江市立狛江第二中学校（以下、当該学校）

３　対象場所　　普通教室、特別教室、準備室、職員室、グラウンド、プール等、全ての施設

４　点検者　　狛江第二中学校　教職員

５　点検方法　　各点検者が、各自の分担場所について、安全点検表に基づき、点検を行う。
校長、副校長が、報告された安全点検表に基づき、確認及び決裁を行う。

６　点検の様子及び指導の内容等

・　指導主事２名が校長、副校長の点検に同行した。
・　１学期の大掃除後でもあり、整然と整理されている様子であった。
・　準備室等については、教科の物品等は多いゆえ、整理・処分を進めるよう指導した。
・　使用していないプラグを抜くことや、たこ足配線にならないようにすること等、出火原因となり得る状態の回避に向けて、点検及び教職員の意識を高めるよう指導した。

７　安全点検表について

・　安全点検の実施においては、全教職員が文部科学省作成の安全点検表を用いて、安全点検を行った。
・　令和８年７月 27 日（月）当該学校長から、安全点検表の写しを受領した。
・　各項目のチェック及び安全担当、主幹教諭、副校長、校長の決裁を行ったことを確認した。

以上

第4期狛江市教育振興基本計画の推進に向けた教育支援に関する連携協定書

（目的）

第1条 認定特定非営利活動法人カタリバ（以下「甲」という。）と、狛江市教育委員会（以下「乙」という。）は、第4期狛江市教育振興基本計画に掲げる子どもが自らの人生を切り拓いていく力の育成に向けて連携・協力し、ルールメイキング事業を基軸として市内の教育活動を充実させ、学校への支援を充実させることを目的とし、本協定を締結する。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、ルールメイキング事業を基軸として次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

(1) 乙の管轄する小中学校は、甲が設置するルールメイキング・パートナーに参加することで、甲より1回 30 分程度のオンライン会議やチャットツール等を活用した、「主体的に社会の形成に参画する態度や生きる力の育成」に向けた教育活動の支援を無償で受けることができること。

(2) 甲は、甲が従前に制作した教材、主催する学校・教員向けの研修実績を、乙の管轄する小中学校へ無償で提供すること。

(3) 甲が事前に乙の承諾を得た上で乙の管轄する小中学校を対象に調査等を実施する場合、乙は当該調査等に協力すること。この場合において、乙は、当該調査等で取得したデータの開示・提供を甲に求めることができ、甲は可能と判断できるときには乙の求めにより開示・提供すること。

(4) 乙は、本協定に基づき乙の管轄する小中学校が実践した事例を甲に提供すること。この場合において、甲が当該事例を自治体名や学校名とともに公表する場合は、事前に乙の承諾を得ることとすること。

(5) その他、本協定の目的を達成するために甲乙双方が必要と認める事項

（費用の負担）

第3条 乙が前条第1号及び第2号の範囲を超えて特定の学校に対して継続的な支援を希望し、甲が当該支援を行うことを決定した場合、当該支援に必要になる費用については、甲乙協議の上での決定に基づき、乙が負担するものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定の遂行にあたり知り得た秘密情報及び個人情報について、本協定に定める目的以外に使用し、又は第三者に漏洩してはならない。この場合において、本協定の有効期間が満了した後も同様とする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。

2　期間満了の30日前までに、甲乙間で特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の見直し）

第6条　甲又は乙のいずれかが本協定の内容の見直しを申し出たときは、その都度協議を行い、必要に応じて本協定を見直すものとする。

（協議）

第7条　本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和8年8月　　日

（甲）　　中野区中野 5 丁目 15 番 2 号
認定特定非営利活動法人カタリバ
代表理事　今村　久美

（乙）　　狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市教育委員会
教育長　柏原　聖子

こまえみらいテラス利用者アンケート結果

1 調査概要

実施期間 令和8年３月23日～4月10日

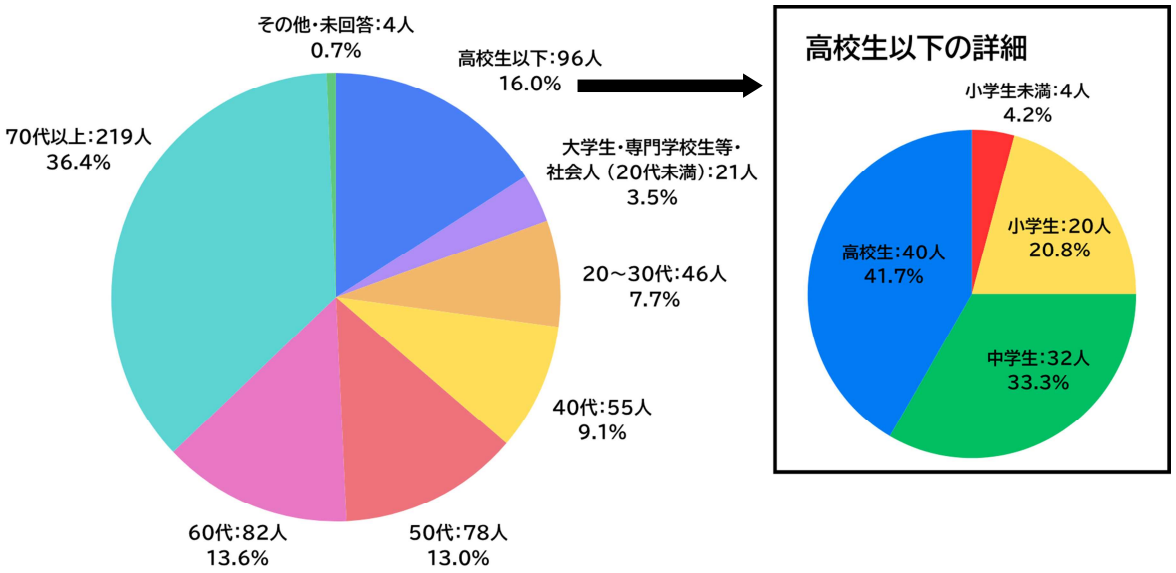
2 実施方法

書面(こまえみらいテラス(公民館、図書館、市民活動支援センター)窓口等で配布)及びWEBフォームで実施

3 調査結果:回答601名

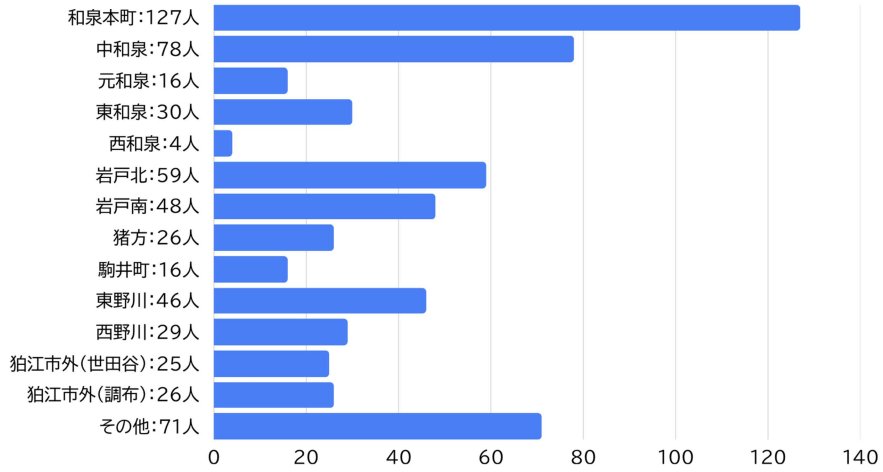
3−1. 利用者年齢層

ご年代を教えてください



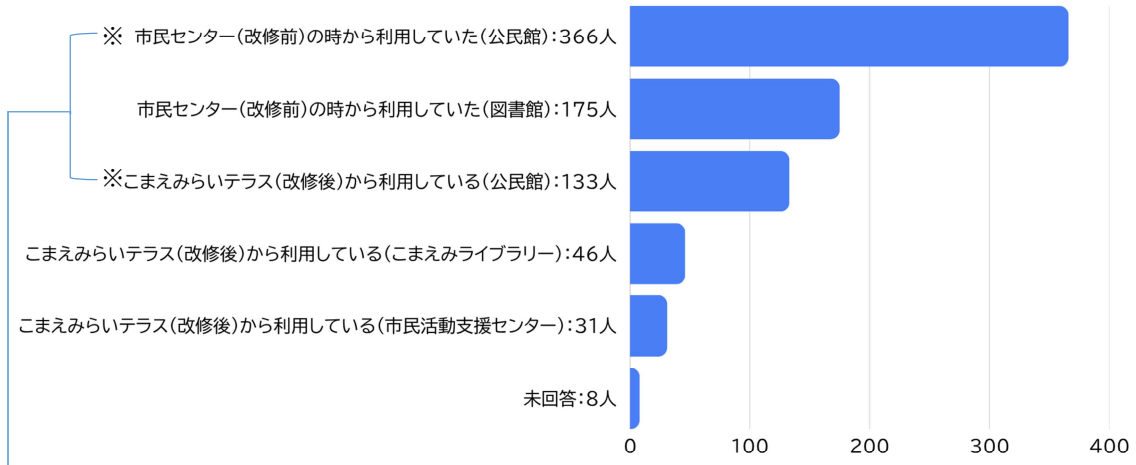
3−2. 利用者のお住まいの地域

お住まいの地域はどちらですか？



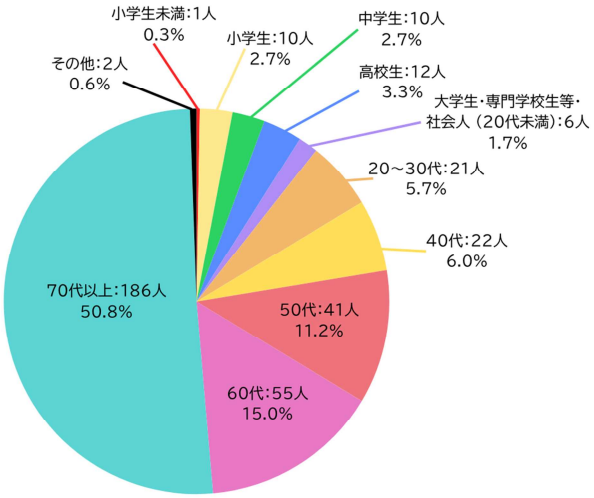
3－3. 施設を利用し始めた時期

施設を利用し始めた時期等について教えてください

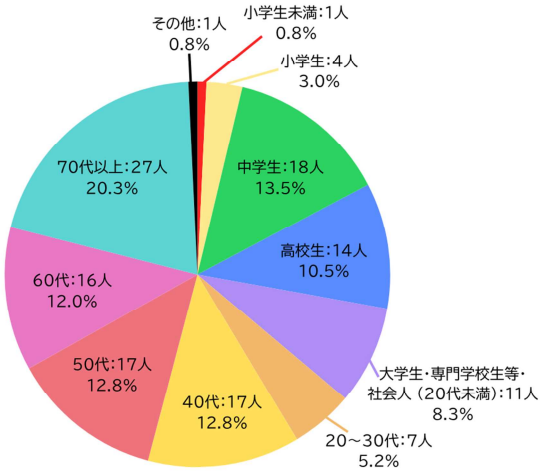


※参考　公民館利用者の内訳(改修前と改修後)

改修前から公民館を利用している366人の年代内訳

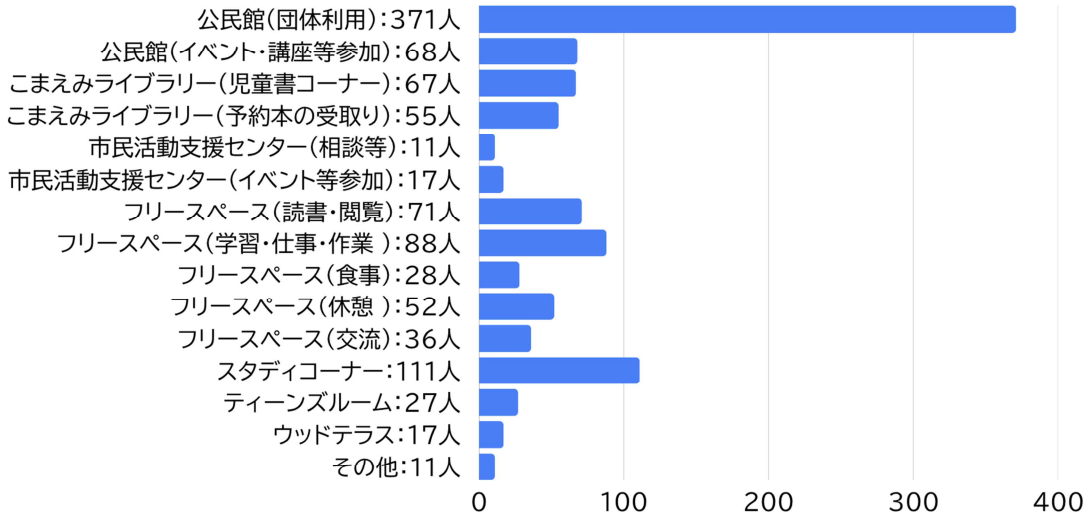


改修後から公民館を利用している133人の年代内訳



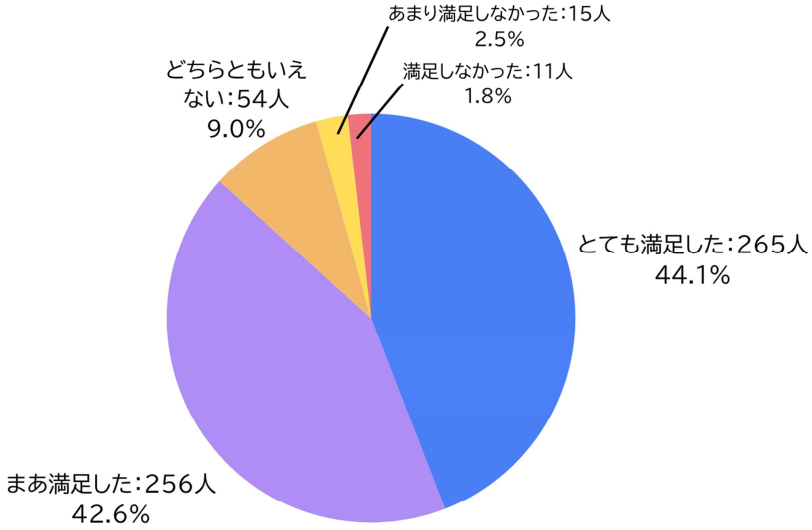
3－4. 施設の利用場所および目的

よく利用される場所や目的を教えてください（複数選択可）



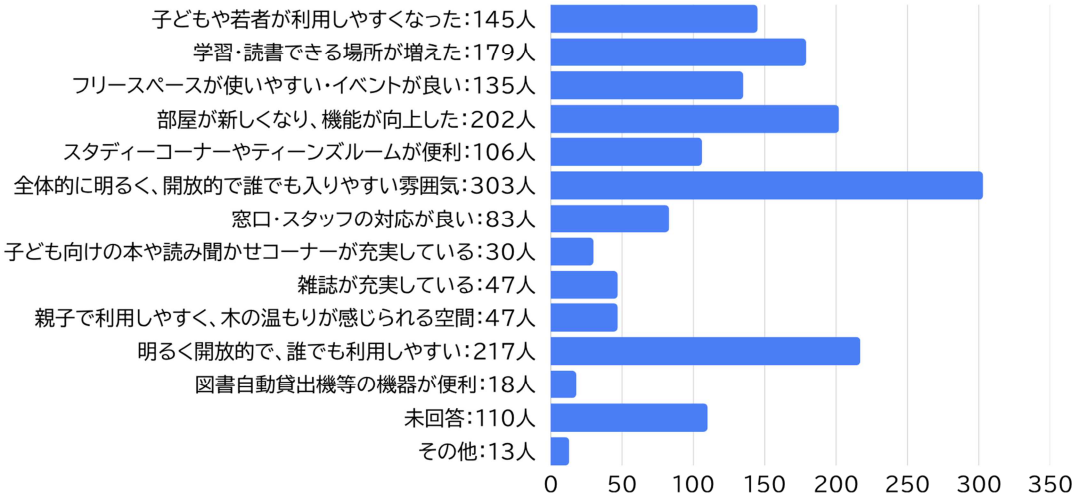
3－5. 全体的な満足度

こまえみらいテラスを利用してみていかがでしたか？



3－6. 利用してみて「良い」と感じた点

利用してみて「良い」と感じた点はどこですか？（複数選択可）



3－7. 自由記述での回答

(1)公民館に関しての自由記述(393 件)

① 設備・備品に関する意見(216 件)

ア 設備に関する意見(131 件)

リニューアルにより明るく開放的な空間になった、設備がきれいで使いやすくなったという声が多くありました。また、スタディコーナー・フリースペースが利用しやすいという意見がある一方で、部屋の設備等(音響設備・照明の位置、清掃等)を改善してほしいという意見もありました。

（主な意見）

・明るく開放的な造りなので、年齢問わず利用しやすくなったと感じた。

・スタディコーナーをよく利用します。机の一人分のスペースが広く使えて、本やノートやプリントなどを幾つも見る時に使いやすく満足しています。

・フリースペースが使いやすく、トイレが綺麗になった。

・パフォーマンススタジオに音響設備を付けてもらいたい。

・階段や床がすでに汚れている。

イ 備品に関する意見(30 件)

ハンガーラック、ホワイトボード、パーテーション、清掃用品の充実を求める声が複数寄せられました。

（主な意見）

・掃除道具が欲しい、掃除機が欲しい。

・モップがけをしたあとゴミを入れる場所が部屋にほしいです。

・各部屋に備えてほしいもの。そうじ道具、ハンガーラック、パーテーション。

ウ　その他の意見（55 件）

館内掲示の追加や変更を求める声や Wi-Fi の繋がりづらさに関する声などのご意見が寄せられました。

（主な意見）

・各部屋にどんな備品が備えてあるのかがわからない。

・Wi-Fi の繋がりが悪い時があるので改善して欲しいです。

② 制度・運用に関する意見（112 件）

ア　利用区分等について（17 件）

部屋の貸し出し利用時間の区分や空き時間の設定等について意見が寄せられました。

（主な意見）

・団体利用の時間設定が細かすぎて使い勝手が悪い。

・次の団体使用までにせめて15分ぐらいあると良い。

イ　予約期間や使用料還付について（29 件）

制度変更された予約期間や使用料還付について、意見が寄せられました。

（主な意見）

・申し込みから支払いまでが短く、支払った後で予定を変更せざるを得ないこともあるので、振替を認めて欲しい。

・いままで通りキャンセルしたときは返金して欲しいです。

ウ　その他の意見（66 件）

施設予約システムにより便利になったという声がある一方で、システムが使いづらいという声も寄せられました。また、館内アナウンスに関して音量の調整や削減を求める声や、スタディコーナーの運用に関するご意見などが寄せられました。

（主な意見）

・会場予約が楽になった

・ネット予約のシステムがわかりにくいです。

・必要無い館内放送が、室内に流れないようにしてもらいたい。

・スタディコーナーの席取りをもう少し簡単にして欲しい

③ 施設の感想・評価に関する意見（18 件）

みんなの憩いの場になっている、ティーンズルームが良い等、普段利用してみての感想や評価が寄せられました。

（主な意見）

・駅から近く綺麗で、市民に開かれたスペースをありがとうございます。

・みんなの憩いの場って感じがして良いなって思います。

・ティーンズルームの子たちが楽しそうでほのぼのします。

④ 利用マナーに関する意見（22 件）

共用スペースの利用、ごみ・清掃、利用者同士の配慮など、公民館を快適に利用するためのルールや利用者同士の配慮についての意見が寄せられました。

（主な意見）

・読書したりしている人が多いのに周りの配慮がない人が多い。

・スタディコーナーの利用マナーが気になる時がある。

⑤ その他の意見（25 件）

スタッフの対応に関するご意見などが寄せられました。対応が丁寧という意見がある一方で、総合事務室が職員の方が忙しそうにしていて声がかけにくいという意見もありました。

（主な意見）

・窓口スタッフの対応、民間並みに丁寧。

・運営スムーズ、子供たちへの学習支援、文化活動に力を入れている感有り。

・総合事務室が、相談しにくい。（職員の方々が忙しそうにしていて）

（2）こまえみライブラリーに関しての自由記述（100 件）

① 施設・空間への評価と環境改善（25 件）

明るい・きれい・開放的・居心地が良いなどの評価、座席不足、照明、など施設環境に関する意見がありました。

（主な意見）

・明るくて綺麗で大変嬉しい。

・おはなしのへやは赤ちゃん連れでも利用できとてもいいと思いました。

・椅子がいっぱいの時があるのでもう少し増やして欲しい。

・子供向けなのに室内が一部暗いと感じる空間があるため、もう少し明るくしてもよいのではないかと感じました。

② 蔵書・資料の充実に関する要望（25 件）

本を増やしてほしい、シリーズ本を揃えてほしいなど蔵書に関する意見がありました。

（主な意見）

・大人の書庫も充実して併設してほしい。

・雑誌がゆっくり読める。雑誌の種類が多い。

③ 利用しやすさ・運営・サービスへの意見（35 件）

本の探しやすさ、自動貸出機、予約本受取、開館時間、返却方法、館内表示、検索機など運営面への意見がありました。

（主な意見）

・自動で貸し出しができる機械や本を見つけやすいところが良いと感じました。

・図書館の利用について、大人の本、子どもの本、雑誌が分離して、使いにくくなった。

・自動貸出機の利用者かカードの読み取りが一発でできないことがあります。

・子供向けの本と誰でもという本がきちんと分かれていてよい。借りた本がちゃんともとに戻されているのもいいと思う。

④ その他の意見（15 件）

（3）市民活動支援センターに関しての自由記述（27 件）
① 施設・運営に関する評価と改善要望（15 件）
施設の使いやすさや設備への評価、フリースペースの使い方、騒音、レイアウト、職員対応などに関する意見がありました。
（主な意見）
・広さも良いし、使えるのがありがたいです。
・市民活動の声が、フリースペース 3 に漏れ、聞こえてくる。
② 市民活動の活性化・情報発信への期待（10 件）
イベント開催、広報、活動支援、市民活動そのものに関する意見がありました。
（主な意見）
・色々な1回で終わる教室が良かった。
・広報をしっかりするとよいと思います。

③ その他の意見（2 件）
・基本とても良いと思います。
・いろんな試みを応援したい。

4 利用者アンケート結果の分析と評価
今回の調査は、令和 8 年 3 月 23 日から 4 月 10 日までの期間に実施し、施設内の公民館、図書館、市民活動支援センターの窓口で配布した紙面と WEB フォームの両方からご意見を募り、合計で 601 名の皆様から回答をいただくことができました。

まず、「3-1. 利用者年齢層」についてです。利用者の年齢層は、子どもから高齢者まで幅広い世代から回答があり、こまえみらいテラスが、多様な世代が利用する場となっていることが確認できました。

次に、「3-4. 施設の利用場所および目的」についてです。公民館（団体利用）が 371 名、次いでスタディコーナー、フリースペース（学習・仕事・作業）の順に回答が多い結果となっており、団体活動の場としてだけでなく、個人の学習や自主的な活動を支える場としても活用されている状況が見られました。

続いて、「3-5. 全体的な満足度」についてですが、「とても満足した」「まあ満足した」を合わせると、全体の約 87%の方から肯定的な評価をいただきました。また、「3-6 の利用してみて『良い』と感じた点」としては、「全体的に明るく開放的で、誰でも入りやすい雰囲気である」という声や、「部屋が新しくなり、機能が向上して使いやすくなった」といったご意見を多く頂戴しており、リニューアルによる施設の明るさや清潔感、開放的な空間づくり、フリースペースなど多様な過ごし方ができる環境について高い評価が得られています。さらに、子どもや若者の利用しやすさについても評価されており、3-1 の利用者年齢層が多岐にわたっていることと合わせてみると、若年層にとっても利用しやすい施設になったことが伺えます。

「3-7. 自由記述での回答」では、スタディーコーナーに対して「机の一人分のスペースが広く使いやすい」「集中して学習できる」といった肯定的な意見が寄せられておりました。3-4の「施設の利用場所および目的」で、スタディコーナーが2番目に多く、フリースペース（学習・仕事・作業）での回答が3番目に多かったことも踏まえると、リニューアルによって整備された学習スペースが、学生をはじめとする利用者の学びの場として定着しつつあることが示唆されます。一方で、利用者の増加に伴う座席数や利用ルール、マナー面についての意見も寄せられており、より快適に利用できる環境づくりが今後の課題となっています。スタディーコーナーの他にも多角的なご意見をいただいており、公民館における設備・備品の充実、予約制度や利用ルールの改善、図書館における蔵書やサービスの充実、市民活動支援センターにおける情報発信や活動支援への期待など、さらなる利便性向上に向けた意見も寄せられました。

今回の調査結果から、こまえみらいテラスは、団体活動の場に加え、学習、読書、交流、市民活動など、市民一人ひとりが目的に応じて利用できる多機能な地域拠点として活用されていることが確認できました。今後は、幅広い世代の利用ニーズを踏まえながら、学習環境の充実、利用者同士が気持ちよく過ごせる環境づくり、サービスや設備の改善に取り組み、より多くの方に親しまれる施設運営を進めてまいります。

図書館システム更新に伴う市内図書館・図書室の休館について

図書館システム更新に伴い、下記のとおり市内図書館・図書室を休館いたします。

記

■ 期間　令和８年 10 月１日（木）から 10 月 14 日（水）まで

■休館する施設

こまえみライブラリーKid’s、 西河原公民館図書室、各地域センター図書室

※中央図書館臨時窓口は、新設図書館開館準備のため９月１日（火）から 10 月 31 日（土）まで休館

なお、 休館に伴い、返却日は当該休館日を除きます。